

官報號外 昭和九年三月二十五日

○第六十五回 貴族院議事速記録第二十二號

(帝國議會)

昭和九年三月二十四日(土曜日)午前十時二十分開議

第八回

會計検査院法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

(衆議院提出)

第一讀會

○副議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

(瀬古書記官朗讀)

同二十三日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府

提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

輸出水產物取締法案

農會法中改正法律案

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

函館市ノ火災被害者ニ對スル租稅ノ免除

豫算追加案(特第一號)

提出、衆議院送付

第一讀會ノ續(委員長報告)

リ各重モナル項目ニ付キマシテ、質疑應答ノ經過ヲ申述ベ、タイト有ジマス、第一ハ混同開票ノ件デアリマシテ、之方爲ニ却テ買收ヲ増スノ虞ハナイカトノ、斯様ナ意味合カラノ御質問ガアツクノデアリマスガ、政府ハ混同開票ハ買收ヲ防止シ、或ハ種々ナル等ノ乘ズル虞ハナイノデアラウトノ答辯デアッタノデアリマス、第二ハ所謂第三者選舉運動ニ關スル件デアリマシテ、衆議院ニ於キマシハ政事結社ノ演説會、又推薦狀等ニ付キマシテ、特例ヲ設クルノ修正ヲ致シタノデアリマスルガ、此點ニ對シテ委員ノ質問ニ答ヘラレテ司法大臣ハ、此改正ニ依ツテハ非常ナ弊害ガ生ズルノデアラウ、選舉公營ナリ其他ノ取締規定ハ此點カラ崩レハシナイカトノ答辯ガアッタノデアリマス、又尙ホ政事結社ハ費用ノ點ニ於テモ特例デアルト云フヤウナ答辯ガアッタノデアリマス、次ニ本問題ニ付キマシテ、候補者ト云フモノハ他人ニ推サレテ立ツベキモノデアッテ、自分ニ賴ミニ廻ルモノデナイ、是ハ面白イコトデハナイ、第三者ノ運動ガ全然禁止セラルガ、其コトガ出來ナクナルト云フノナラレルコトニナリマスルノハ、日本ノ、我國ノ良俗ニ反スルモノデハナイカ

院議事速記録第三十二號 衆議院議員選挙法中改正法律案第一讀會ノ續
イ、選挙ニ際シテ國家ニ貢獻スルコトガ出
來ナクナル、斯様ナコトニハ甚ダ遺憾デア
ル、殘念デアルトノ御質問ガアリマシタ
ガ、政府當局ハ言論ノ自由ト云フモノヲ許
舉界ニ於ケル弊害ガアルノデアッテ、之ガ爲
ニ大局ヨリシテ此事ヲ禁ジタノデアルトノ
答辯ガアッタノデアリマス、又第三者運動ニ
關シマシテハ、此規定ガアッテハ新シイ人
物、是カラ出ヤウト云フ人物ガ出ニククナ
ルノデハナイカトノ質問ガアッタノデアリ
マスルガ、ソレニ對シテハ、其事モ一理ハ
アルガ、小利ヲ捨テ大利ヲ取ツタノデア
ルトノ答辯デアッタノデアリマス、三ハ罰則
ニ付テアリマスルガ、改正案ニ於キマシ
テハ嚴罰デ臨ンデ居ル、選挙界ニ對シテ
嚴罰一點張リデアル、ソレデハ餘リニド
ウモ悪人扱ヲシテ居ルノデハナイカ、
選挙界ノ廓清ハ教育ノ力ニ俟ツノガ、遠
イヤウデ結局ハ早イノデアル、是ニ對シ
テ政府ノ執ラレル所見、竝ニ其施設如何
ト、斯様ナ御質問ガアッタノデアリマス、
此點ハ數人ノ方ヨリ力説セラレタノデアリ
マス、總理大臣竝ニ司法大臣ハ、固ヨリ公
民教育ニ依ツテ選挙民ノ自覺ヲ促シ、廓清ス
ルコトハ非常ニ重大ナコト考ヘテ居ルコ
表サレタノデアリマス、次ヘ第四デアリマ
スガ、第百三十六條、所謂連坐ノ規定デア
リマス、此連坐ノ規定ニ關シマシテハ、種々
ナル根據ヨリ御質問ガアッタノデアリマス
ルガ、政府ノ答辯ハ大要ニ於キマシテ、選
舉界ノ廓清ニ必要トスル規定中、重點ヲ茲ニ
置イテ居ルノデアル、選挙事務長ノ買收行
爲ハ選挙運動ヲ不正不法トスル、其當選ハ
傷ノアルモノデアル、不正ノモノデアル、
當選人ト選挙事務長トハ一身同體ノモノデ
アッテ、身代リノ、所謂身代リノ事務長ガ買
收ヲ行ツタ時ニ責任ヲ負フ、明カニスルノハ
當然デアル、又第百三十六條ノ連坐ト是ハ
申サレテ居ルガ、是ハ刑罰デハナクテ公益
上ノ制裁デアルト答辯セラレタノデアリマ
ス、此條項ハ選挙界廓清ノ爲ニ眞ニ已ムヲ
得ナイ規定デアルトノコトデアリマス、又
但書ガアリマシテハ、此連坐ノ規定ハ所謂
連坐ノ規定ハ殆ド效力ガナクナリマス、訴
訟モ妥協ノ結果取下ゲルコトガ多イト、斯
様ニ答辯セラレタノデアリマス、併ナガラ
又斯様ナ答辯モアッタノデアリマス、現在事
實問題トシテ、但書ヲ取ルコトヘ、ドウモ
私ハ大シタ問題デハナイ、連坐ノ規定ガド
ウ變更サレテモ、投票買收ニソシナニ役立
ツトハ思ハナイトノ答辯ガアッタノデアリ
マス、又此規定ノ爲ニ、却ツテ悪人ガ助カ
ルコトナッテ、善良ナ候補者ガ失格スルヤ
ウナ迷惑ガ生ズル虞ハナイカ、但書ガアル
ノハ相當デアルト思フガ、トノ質問ガアッ
タノデアリマスルガ、ソレニ對シテハ、或
意味ニ於テハサウ云フコトガアルカモ知レ
ナイトノコトデアリマス、尙ホ内務大臣ハ
御出席デアリマシタガ、多ク政府委員ノ答

辯ニ委セテ居ツタガ爲ニ、政府ノ聞ニ於テ、
答辯ニ矛盾ガアルノデハナイカト云フヤウ
ナ御質問ガアツタノデアリマスルガ、政府
ハ終始一貫シテ變フナイ、原案維持ノ論ハ、
衆議院ニ於ケル修正ノ理由ノ説明ヲシタガ
爲ニ、左様ナコトヲ感ゼラレタノデアルカ
モ知ラヌガ、左様ナコトハナイト斯様ニ申
サレタノデアリマスルガ、此事ハ、速記録
ニ付テ御覽ヲ願フヨリ致方ガアリマセヌ、
其他買收ニ依ル個々ノ投票ヲ無効トスルコ
ト、或ハ公營ノ費用、選舉補正委員會、第
百十條ノ費用超過ノ但書ト第百三十六條ノ
但書トノ關係ニ付テ質問ガアリマシタガ、
是ハ省略スルコトト致シマス、質問ヲ終了
イタシマシテ、審査ノ進捗ヲ圖ル爲ニ小委
員會ヲ設ケマシタ、此小委員會ニ於テ修正
案ヲ作成イタシタノデアリマスルガ、其修
正案ハ後ニ同委員會ニ於テ議決セラレ、御
手許ニ御報告申上ゲタノト同様ナモノデア
リマス、併ナガラ一應此點ニ付テ委員會ノ
経過ヲ御説明申上ガル方ヲ便宜ト心得マス
カラ、一應申述ベルコトヲ御許シ願ヒタイ
ノデアリマス、事項別デ申上ゲタイト思ヒ
マス、第一ハ混同開票ニ付テアリマスガ、
是ハ衆議院ノ修正ヲ更ニ政府ノ原案、政府
ノ提出案ニ復活イタシタノデアリマス、二
ハ選舉事務所ニ付テアリマスガ、衆議院
修正案ハ事務所ヲ「三箇所ヲ超ユルコトヲ
得ス」トアリマスノヲ、原則トシテ一箇所
トシ「命令ノ定ムル所ニ依リ三箇所迄之ヲ
修正スルコトヲ得」ト修正ヲ致シマシタ、

三ハ第三者運動ニ付テデアリマスガ、衆院ノ修正案ニ依ルモ政事上ノ結社ヲ除ク時ハ、他ノ者ハ文書ニ依ル運動ハ全然禁止セラレテ居リマス、第三者ハ主催者トナシテ演説會モ出來マセヌ、然ルニ現行法ハ一方ニ戸別訪問ヲ禁止シ、他方ニ文書、演説ニ依ルモノハ之ヲ自由ニシテ居リマスカラ、其主義ヲ大イニ取入レマシテ、現行法ニ近ク修正シ、唯費用ノ點ニ付キマシテ候補者、選舉事務長ノ迷惑ヲ避ケルコトニ修正正イタシタノデアリマス、ソレデアリマスカラ、本修正ニ依リマシテ、好意的ニ運動セラレルモノハ文書ナリ演説ナリ自由ニナルコトニナリマス、尙ホ第九十七條ノ修正ニ結果デアリマス、尙ホ第九十六條ノ修正ニ依リマシテ、豫メ文書ニ依ッテ承諾ヲ得テ居リマス者ハ、實費ノ辨償ヲ受クルコトガ出来マスガ、豫メ文書ニ依ッテ承諾ヲ得テ居ラナイ者ハ、候補者、選舉事務長ニ對シテ費用ノ要求ヲスルコトヲ得マセヌ、費用ヲ若シ要求シタル者アル時ハ第百十二條四項ノ罰則ノ適用ヲ受クルコトトナリマス、又豫メ文書ニ依ル承諾ヲ得テ居ラナイ者ニ對シ、候補者、事務長ガ費用ヲ支出イタシマスレバ、百十二條第一項ノ罰則ノ適用ヲ受クルコトトナリマス、次ハ連坐ノ規定デアリマスガ、第百三十六條但書ヲ取ルコトト修正ヲ致シマス、即チ此點ハ政府原案ヲ復述ベマシタカラ之ヲ省略イタシマスルガ、尙ホ「選舉事務長ノ事務ヲ執リタル者一トアリ活スルノデアリマス、其理由ハ先程稍、申

マスルノヲ、「選舉運動ヲ總括主宰シタル者」ト改メマス、是ハ選舉運動ト云フ字ヲ残シタイト云フコトト、全般的ニ主宰シタル者ノ意味ヲ現ハシタカツカラデアリマス、他ノ修正ハ事務的ノ條文ノ整理ニ過ギマセヌ、右ガ修正ノ大要ノ説明デアリマス、續キマシテ討論ニ入りマシテ、一員ヨリ修正ニハ不満ガアルガ、併ナガラ大勢上賛成ヲスル、斯様ナ意見、又混同開票ニハ非常ニ贊成デモ反対デモナイ、ケレドモ連坐ノ但書ヲ取ルコトハ理論上正シイトノ意見ガアツタノデアリマス、尙ホ續キマシテ衆議院ノ修正案ニモ改善ヲ認メテ居ルガ、其儘デハ選舉界淨化ノ目的ハ達シ得ナイ、從テ此修正ニハ同意イタシ難イ、政府モ亦復活ヲ大ニ喜ブト述べテ居ラルルカラ、修正案デモ満足デハナイノデアル、即チ政治教育院ノ普及貫徹ニ依ルニ非ズンバ選舉界ノ淨化ハ望マレナイ、衆議院ノ修正ハ稍、當選本位ニ傾クノヲ遺憾トスル、斯様ナ意味カラ再考ヲ求メタイノデアル、若シモ兩院協議會トモナリマスレバ、其場合ニ於テ善處處理シタイトノ意見デアリマス、尙ホ選舉法ニ付キマシテハ大抵ノコトハ衆議院ノ院議ヲ尊重スルノヲ穩當トスルガ、骨子ニ於テ修正ムヲ得ヌト思フ、全部のニ之ヲ還元スルコトガ出來ナイヤウナ骨抜キトナッタノデアルカラ、輿論ノ歸趣ニ鑑ミテ修正モ亦已正セラレ、ソレガ爲ニ淨化ノ目的ヲ達スルコトハ却テ案ノ成立ヲ援クル所以デナイカラ、

骨子ノ修正ニ止メテ修正ニ賛成スルノデ
アル、政府モ亦衆議院モ、淨化ノ爲ニ玩味、
受入レラレテ、是非共本案ノ成立ヲ圖リタ
イ、斯様ナ御意見ガアッタノデアリマス、斯
クテ採決ニ入リマシテ、修正案ハ過半數ヲ
以テ可決セラレ、其他ノ案ハ全部異議ナ
ク、衆議院修正案通り可決セラレタノデア
リマス、右大要デアリマスルガ、之ヲ以テ
御報告ヲ終リマス

○議長(公爵近衛文麿君) 御質疑ガナケレ
バ討論ニ移リマス、土方君ヨリ通告ガゴザ
イマスカラ、此際發言ヲ許シマス

(土方寧君演壇ニ登ル)

○土方寧君 只今日程ノ政府提出ノ衆議院
議員選舉改正法律案ハ、先づ衆議院ニ提出
ニナリマシテ、衆議院ノ方デ多大ノ修正ヲ
加ヘテ、修正ガ加ツタ儘先日本院ニ提出ニ
ナッタノデアリマシテ、其節ニ内務大臣カラ
法案ノ御趣意ヲ御説明ニナルト共ニ、單ニ
衆議院ノ修正ノアッタ點ヲ御報告ニナッタニ
止シテ居リマシタカラシテ、私ハ其衆議院ノ
修正ノ全部又ハ一部ニ付テ政府ガ同意セラ
レルヤ否ヤト云フコトヲ御尋ネ致シマシタ
所ガ、是等ノ修正ハ法案ノ趣旨ヲ没却スル
モノデアルカラシテ同意ガ出来ナイ、尤モ
多クノ修正ノ中ニハ讓ツテモ宜イモノガア
ルカモ分ラスト云フ御答辯デアリマシタ、
此案ガ特ニ本院ノ十八名ノ特別委員ニ付託
ニナリマシテ、色々御審議ノ結果、再修正
ノ小委員會ノ作成案ガ出来マシテ、只今委
員長御報告ノ通リニ、衆議院ノ修正ノ大部

分ハ退ケテ、幾分ハ入レテ、政府ノ原案ニ近イモノガ只今提出セラレタ譯アリマス、併シ案ハ政府ノ提出ノ法律案ニ衆議院ノ修正ガ加ツタモノガ原案ト云フ形デアルト思ヒマスガ、ソレニ又再修正ヲ加ヘタ譯アリマス、テ居リマス、此案ニ付キマシテ若シ本院ニ於キマシテ委員長報告ノ通リノ再修正案通リニ可決シマスルト云フト、何レハ兩院ノ協議會ニナラザルヲ得ナイノデアリマス、其節ニ衆議院ハ院議ヲ重ンジ、彼等ノ修正ヲ固守スル、貴族院ノ方ハソレニ應ジナイト云フコトデアリマシタラ、妥協ガ成立タヌデ不成立ニ終ル、ソレデハ誠ニ殘念デアルカラ變方幾分ハ互ニ讓リ合ッテ、成ルベク本案ヲ成立セシメタイト云フヤウナ御考ガ多イヤウデアリマス、見様ニ依ッテハ尤モナ考デアリマス、ケレドモ私ノ考ヘタ所デハ、此衆議院議員選舉法中改正法律案ダケニ付キマシテハ、衆議院ノ主張ト貴族院ノ主張ト違ヒマス時ニハ、我ミハ大イニ我ミノ見ル所ヲ實現スルヤウニ極力努メナケレバナラヌト思ヒマスコトハ、人ニ依リマシテハ、衆議院議員ノ選舉法ノコトデアルカラ、衆議院ノ院議ヲ重ンジテ成ルベクソレニ依ルベキモノダト云フ風ニ考ヘル人モアルヤウデアリマス、一般ノ法案ニ付テ法ダケニ付テハ寧ロ反對ニ考ヘナクチヤナラヌ、彼等ハ直接痛切ニ利害ヲ感ズル人デアリマスカラ、從來ノ弊害ヲ除却セムトス

ル所ノ色ミナ取締ノ規則ト云フモノハ、彼等ニハ非常ニ不便デアリマス、ソレダカラ從來ノ弊害、買收等ヲ除却スルヤウナ取締規則ト云フモノハ、實ハ彼等ハ困ルノデアリマス、ソレハイケナイト表面ハ言ヘマセヌガ、本心ハ到底從來ソヤウナ買收ヲ止メル譯ニハ行カナイ、買收シナケレバ當選ヲ期スルコトガ出來ナイト云フコトガ本心、心ノ底ニアルヤウデアリマス、ソコデ利害關係カラ種々ノ修正ヲ加ヘテ居リマスカラ、我ニ貴族院御同僚ノ各位ニ於キマシテ、是等ノ直接ニ關係ノナイ者ガ公正大ノ立場カラ判断シテ、原案ノ方ガ正シイト思ヒマスナラ、政府ノ原案ノ方ノ通リニ努メナケレバナラヌ、併ナガラ衆議院ハ衆議院デ院議ヲ重シジテ容レナケレバ不成立ニ終ル、誠ニ殘念ノヤウデアリマスケレドモ、私ハソレ程殘念デナイト思フ、無論此改正法ハ現行法ヨリハ、從來行ハレテ居ル買收等ノ弊書ヲ減少スル所ノ效能ハアリマセウガ、其弊害ヲ除却スルト云フコトノ效能ハナイト思ヒマス、此法律ガ出來マシテモ私ハ十分ニ行ハレヌグラウト思ヒマス、若シ選舉分ニ行ハレスグラウト思ヒマス、其シ選舉法ガハレルナラバ何モ改正スル必要ハナインデス、現行法ノ選舉法デモ今日ノヤウナ選舉界、政界ノ腐敗ヲ見ルコトハナイ譯ニアリマス現在ノ選舉法ガ行ハレバ……所ガ行ハレナイノデス、此處デモ私ハ二度程言ヒマシタガ、衆議院ノ議員ノ十人餘リノ人ヲ除ク外ハ、皆事實ガ分ラヌカラ其儘ニナシテ居リマスルガ、本當ハ運動

ガノ法定額以上ヲ使ツテ、無效デアルベキ人
ガ其儘看過セラレテ居ルヤウナ譯デアリマ
ス、誰モ否認スルモノハナイ、周知ノ公然
ノ祕密デアリマス、ソンナヤウデアリマス
カラ、此法律ガ出來テモ、私ハ此法律ガ法
律ノ趣意通リニ行ハレルト云フコトヲ信
ルコトガ出來マセヌカラ、強ヒテ賴リニナ
ラナイ、尤モ今度ノ政府提出ノ原案ト云フ
モノニ依リマスト、買收等ヲスルノミ餘程
困難ニナリ、ソレダケ弊害ヲ減少スルト云
フ效能ハアルト思ヒマスカラ、現行法ヨリ
ハ是ガアル方ガ宜イト思フノデス、宜イト
思フガ、併ナガラ其眼目トスル所ノ連坐規
定ト云フモノノ但書ヲ除クトカ云フヤウナ
大キナ點ニ付テ、決シテ讓ルベキモノデヤ
ナイト思ヒマス、私ノ考ヘル所デハ、本案
ノ理由ハ政府カラ御説明通リニ、選舉界ノ
弊害ヲ除却シ、政界ヲ淨化スルト云フノガ
主眼デアルヤウデアリマス、所ガ私ノ考デ
ハ選舉ニ携ハル者、候補者ニナル方ノ人、
投票スル人、是等ノ人ノ心掛ガ改マラナイ
以上ハ、如何ニ煩瑣ナ取締規則ヲ設ケマシ
テモ、決シテ選舉ノ弊害ヲ除却シ、政界ヲ
淨化スルコトハ出來ヌト思ヒマス、幾ラ泥
棒ヲ罰スル規則ガアツテモ、盜人ノ種ハ絶エ
ヌト云フヤウナ譯デ、規則ヲドンナニ綿密
ニ作リマシテモ、ソレヲ遵奉スル心掛ガナ
ニ以上ハ何ニモナラヌ、唯規則ノ定メヤウ
ニ依ヅテヘ反則ガシニクナト云フ譯デアリ
マス、從來ノ選舉界ノ腐敗、政界ノ腐敗ガ
政黨、既成政黨方信用ヲ失ツテ、是デハナラ

ヌト云フコトヘ、既成政黨員モ自覺シテ居ルノデアリマス、彼等ハ政界ノ淨化或ハ自力更生ダトカ云フヤウナコトヲロニハ言ヒマスケレドモ、本心カラシテ從來ノドウモヤリ方ハイケナイカラシテ云フコトヲ自覺シテ、考ヘ直スト云フヤウナ態度ニナッテ居ナイト思フ、是ハ彼等ニ望ムノハ無理ト私ハ思フ、現在ノ衆議院ノ議員ダトカ或ハ院外團人、選舉デモアル時ニ候補者ニデモ立タムトシテ居ルヤウナ人ミ、ソンナ人ハ、大抵マア四十、五十位ノ人デアリマセウ、サウ云フ人ノ從來ノナンデスナ、從來ノ心掛ガマルデ間違ツテ居ル、立憲政治ト云フモノヲ純良ニ行フト云フ心掛ガナイ、彼等ノ多數ハ個人トシテハ立派ナ人デアル、併ナガラ政黨員トシテハ不良ノ老年デアリマス、マア例ヘテ申シマスト云フト、青年ガ遊蕩ニ耽テ、身ヲ持崩シテ居ルト云フヤウナコトガアリマシテモ、心氣一轉悔悟シテ改メレバ、立派ナ人間ニナル者デアリマスガ、不惑ノ年ニナッテ……四十、五十ノ年ニナッテ道樂シタ者ハ直ラヌト云フコトデアリマス、ソレト同様デ多年モウ此弊害ニ感染シテ、病膏肓ニ入ツテ居ルヤウナ政黨員ソレ自身ニ、今迄ノヤリ方ハ惡イ、是カラ立派ニヤラウト云フコトヲロニ言ヒマシテモ出来ヤウハナイ、ソレハ生レ代ツテ來ナケレバスルニハ、候補者ノ表面ニ立ツ人ノ改心ヲ促シテモ、餘程實效ヲ收ムルコトハムツカ駄目デアル、ソレ故ニ此選舉ノ弊害ヲ除却シイノデアリマスカラ、一番有效ナ手段ハ

有權者ノ了解ヲ得ルニアル、自覺ヲ促スニアル、若シ選舉ノ時ニ此候補者ノ運動員ガ、其候補者ニ投票スルヤウニ勸誘スル、或ハ買收セムトスル其時ニ、買收サレムトスル有權者ノ方デ、是ハ怪シカラヌ話デアリマス、私ハ尊イ選舉權ヲ持テ居ル、此選舉權ヲ純良ニ行フト云フコトハ國民ノ義務デアリマス、ソレヲ恰モ品物ヲ買フガ如クニ、幾ラヤルカラ何某ニ投票セヨト云フコトハ、怪シカラヌ話デアル、人ヲ品物同様ニ扱フト云フヤウナコトヲサセルヤウナ候補者ハ、政界ニ於テハ其人モ品物同様デアル、當選シタナラバ金サヘ貰ヘバ何デモスルダラウ、ソシナ人ヲ出シタ以上ハ立憲政治ハ行ハレモノデヘナイ、金ヲヤルカラト云フコトハ、ソンナ人ニハ投票ラシナイ、其事ガイケナイ、ソシナ候補者ガ其一點デ適シナイ候補者デアリマス、斯ウ云々テ排斥シテ御覽ナサイ、買收シヤウガナイヂヤナイカ、ソレガ動モスルト選舉ノ時分ニハ直接間接ニ干渉ト云フコトガアリマス、政黨内閣ノ時ナドハ自分ノ内閣ノ時ニ選舉ヲシタガル、何時モ選舉ノ時ニハ公平ニ取締レト云フコトヲ訓令ハシマスガ、文字ハサウダガ實ハ與黨ニハ寛ニ野黨ニハ嚴ニト云フコトニナツテ居ルヤウダ、極端ノ場合ヲ言ヒマスト、野黨ノ候補者ノ運動員ガ買收ニ奔走スル時ニ巡査ガ附イテ廻ルト云フコトヲ聞イチ居リマス、ソンナコトガアッテ、ソンナコトデアリマスカラ何時デモ政黨内閣ノ時分ノ總選舉ニ於テハ與黨ガ何時デモ有利デア

リマス、立憲國デ此結果ヲ現ハスト云フノ
ハ買收モシ易イシ、又干涉モ行ハレ易イカ
レデアリマス、詰リ候補者ト云フモノガ自
由ノ意思ノ勵キト云フモノヲ阻止シテ居
ル、謂ハベ機械同様ニ扱ヘレテ居ルノデア
ル、有權者ガ其處ノ候補者ノ中ノ誰某ガ一
番適任者デアラウ、アレニ投票シヤウト思ッ
テ居ルト、甲ナラ甲、乙ナラ乙、乙ノ運動
員ガ甲ノ方ニ行ツテ頻リニ勸メル、甲ノ運動
員ガ乙ノ方ニ行ツテ頻リニ勸メル、右ニ行カ
ムトスル者ハ、右カラ押セバ左ニ行ク、左
カラ押セバ右ニ行ク、機械同様ニ人ヲ扱フ、
人ヲ機械同様ニ扱フヤウナ心掛ノ達ツテ居
ル候補者ト云フモノハ、其候補者自身ガ議
員ニナツテモ機械同様ナ人間ニアッテ、色々
ノ利權問題ナドノ爲ニドウニデモナツテ、右
ニデモ左ニデモ、左右サレル人デアラウ、
サウ云フヤウナ者ヲ出シテ置イタ日ニヘ立
憲政治ハ出來ナイ、怪シカラヌ話ダト云ツテ
反抗シテ御覽ナサイ、干渉モ仕様ガナイデ
アリマセウ、干渉スレバ仕損デアル、ココ
迄有權者ガ諒解シナケレバ本當ノ立憲政治
ノ實ハ學フヌト思ヒマス、此選舉ノコトハ
衆議院議員ノ選舉ノコトデモ、縣會議員ノ
モ、區會議員ノ選舉ノコトデモ、町村會議員ノ
年來斯ウ云フ理想選舉ナント云フモノヲ設

シ得ル範圍内ニ於テ區會議員ノ選舉、市會議員ノ選舉等ニ於テハ區内ノ區民ニサウ云フ態度デヤツテ貰ヒタイ、サウシテ全國ノ有權者ニ範ヲ示シタイト思ッテ努力シテ居ル次第デアリマスガ、ナカヽムツカシイ、矢張リ金デ動ク人方多イノデス、殊ニ普通選舉ニナツタラ尙更デアリマス、普通選舉ノ利害ト云フコトハ前ニ述ベタコトガアリマスシ、大正十四年ノ其時ニ私ノ豫言シクコトガ當ツテ居ルヤウデアリマス、西洋デモ経験ガ少シイ、乏シイ経験ノ普通選舉ノ立憲政治ト云フモノガ、此頃ハ良ク行ハレテ居ナイ國ガ多イ、ソレハ色ミノ事情モアリマセウガ、私ハ普通選舉ハ國ノ事情ニ依ツテ了解セシムルコトガナケレバ、治績ハ學ランイト云フコトニナツテ居リマスカラ、本當ノ政治ハ出來ナイ、日本デモ大イニ考慮シテ改メラレナケレバナラヌコト思ヒマスガ、併シ是ハ今日ノ論デハアリマセヌ、ソンナ譯デアリマシテ、有權ガ者只今申シク風ニ本當ニ、選舉權ト云フモノヲ自分ニ行フ義務ガアルト云フコトヲ自覺シテ、サウシテ其本心ニ反スルヤウナ買收若クハ干渉ト云フコトヲスルコトガ其一點デ、サウ云フコトヲ爲サシムル候補者ノ適當ノ候補者……議員ニナレルモノデナイト云フ態度ヲ示シタナラバ、茲ニ於テ初メテ干渉、買收ト云フ弊害ガナクナル、サウ云フコトハ努メナケレバナラナイト思ヒマス、ドンナ煩嶺ナ規則ヲ拂ヘマシテモ、皆十分ニ行ハレ

ナインデアリマス、今度ヘ連坐規定ノ佃書ヲ除イテ……除カウト云フノハ、アンナモノガ置カレタ日ニハドウモ危険デ仕様ガナデモシナケレバ、到底當選スルコトガ出来ノヤウニ成ルベク暴露シナイヤウニ買収イト候補者ガ思フ、其壯ノ底ニハ矢張リ從ナイト云フコトガ奥底ニアルカラ、アンナモノヲ厭ヤガルノデアリマス、ソレカラ一選舉區ニ投票所ヲ澤山設ケルト云フコトハ、是ハ矢張リ有權者ノ爲ニ必要デアリマス、有權者ニ便宜ヲ與ヘル爲ニ、ソレヲ元ハ綜合シテ開票シタモノヲ、現行法デハ其選舉區ノ投票所々々々別々ニ開票スルコトニナツテ居ル、ソレヲ今度原案デハ綜合スルト云フコトニナツテ居ル、ソレガイカナイト云フ考ヲ衆議院ノ方デハ持ツテ居ル、ソレヘ一選舉區内ノ、或投票區ノ一部分ノ、自黨ノ勢力ト云フモノヲ知リタイト云フコト、是ハ惡イコトデヤアリマセヌ、ガソレヨリモ其部分ヲ受持ツテ居ル「ブローカー」ナドガ、此選舉區内ニハ有權者ガ幾人アル、幾ラ位運動費ガアレバ幾人位ハ得ラレル、幾票位ハ得ラレルト言ツテ運動費ヲ貰ツテ行ク、ソレガ有效ニ使ハレタカドウカ、此有效ト云フノハ彼等ニ便利ニ使ハレタカドウカデス、ソレガ分レバ無效デスカラネ法律上ハ……ト云フコトガ知リタイノデス、其「ブローカー」ニ運動費ヲヤツテモ、ソレガ、運動費ヲヤツタ候補者ノ目的ヲ達スルヤウニ使ツタカ、ソレトモ大部分ハ著服シテシマヤシナイカト云フコトヲ見タイノデス、

トデアリマス、ソンナ彼等ノ立場カラ、從來ノ弊害ヲ矯正シナイデ、成ルタケ分ラヌヤウニトシテ居ル、ドウシテモヤラナケレバナラヌト云フ肚ガアリマスカラ、アンナコトガ嫌デ仕様ガナイ、コンナ案ニ妥協シテ成立セシムルト云フコトハ、其必要ハチツトモアリマセヌ、私ノ考デハ、此改正案ガアル方ガ宜イト思ヒマス、此法律ニ弊害ヲ除却スル譯ニ行カヌガ、從來ノ買收ノ弊害ト云フモノヘ一層ソレヲ……、買收等ハスルコトガ困難ニナルノデスカラ、ソレダケ或ハ弊害ガ減少サレルカモ知レナイ、無イヨリ有ル方ガ宜シイ、其眼目トスル彼等ノ我儘ナ主張ニ譲ヅテ、成立セシムル必要ハ必シモ無イノデ、結局候補者ヤ有權者ノ方ガ立憲制ノ本旨ヲ了解シテ、之ヲ純良ニ其權利ヲ行フト云フコトニナラヌ以上ハ、政界ノ淨化ハソレコソ百年河清ヲ俟ツガ如シデ、逆モ出來ヌコトデアラウト思ヒマス、是ハ結局政治教育ニアルコトデアル、ソレカラモウ一つナンデスネ、諸君ヘ御心付キカ知レマセヌケレドモ、立憲制ノ美果ヲ收メル爲ニ、是非有識者ガ考慮シナクチヤナラヌコトガ選舉ニ付テアリマス、ソレヘ從來實業界ノ、農工商業等ノソレノ生業ガアッテ、生活ノ安定ヲ得テ居ル者ガ、ソレハ必シモ大富豪ニ限リマセス、サウ云フ人ハ多クハ立憲制ニ無關心デアリマス、政黨ニ對シテハ、彼等ハ政黨ヲ自分達ノ利益ノ爲ニ操縦スベキモノデアルト云フ態度ヲ

前ノ藩閥政府ノ時分ニヘ、政商トカ御用商トカガアリマス、古イコトデ今更其内幕ヲ暴露シテ何モ非難スルニ及ビマセヌケレドモ、併シ是ハ弊害モアツタケレドモ、或程度ニ於テハ、今日ノ實業界ト云フモノヲ發展セシムルニ付テ、效能ノアツコトモ尠クアリマセヌ、ガ今デハ實業界ノ有力者ハ、政黨ハ自分達ガ操縱スベキモノデアルト云フ態度ヲ執ツテ居ルヤウデアリマス、政黨ハ皆黨費ガ要リマス、年中經常費ガ要リマス、一旦總選舉トナルト多大ノ選舉費用ガ要リマス、ガソレダケノ財源ハ無イノデス、デ色ニノ不純ナ方法デ以テ實業界カラソレヲ調達スル、實業界ノ方デ選舉費ヤ黨費ナドヲ供給スル者ハ、ソレガ廳テハ自分達ノ方ノ利益ニナルヤウニ、其政黨ガ取計ツテ吳レルト云フコトヲ豫期シテ居ル、此事ハ識者ハ餘程前カラ氣ガ付イテ居リマス、多數ノ人ハ知ラナカツタデアリマセウ、ケレドモ五・一五事件ニ於ケル被告人ガ、從來ノ裁判所ニ於ケルト違ヒマシテ、隨分被告人ノ犯罪行爲ヲスルニ至ツタ動機ト云フモノヲ、モ出マシタコトデアリマス、尙ホドウモ是ハ政權ト財權、實業界ト政黨トガ結託シテ不純ナコトヲシテ居ルト云フコトガ、國民全體ニアリ／＼ト分々コトデアリマス、デ訟廷デ十分ニ言フコトヲ許サレテ、新聞ニモ出マシタコトデアリマス、尙ホドウモ是ガ抑、大間違デス、衆議院ノ議員クラムトル者ハ、各種ノ産業ニ從事シ、生活ノ安定ヲ得テ居ル者ガ、餘力ヲ以テ國政ニ參

與スルト云フコトデナケレバナラヌ、無論
政治ヲ専門ニスルト云フ譯デハアリマセ
ヌ、大多數ノ衆議院議員ハ、我ミノ考デハ、
ソレハ生活ノ安定ヲ得テ居ル者ガ、ソレガ
爲ニ利權ヲ漁ルト云フコトノ必要ノ無イ者
ガ、全ク公共心ヲ以テ生業ノ傍ラ、政務ニ
參與スルト云フコトデナケレバナラスト思
ヒマス、サウ云フ者ヲ選出スルニハ、私ノ
考ハ、小選舉區デ其地方ノ德望家ヲ選出ス
ルヤウナ仕組ガ一番必要ダト思ヒマス、サ
ウシタナラバ……無論選舉ノ時ニハ多少ハ
費用ハ要リマス、ドンナ純良ナ選舉ヲシマ
シテモ要リマス、ガ其費用位ハ何モ他人
カラ世話ニナラナクテモ、自分達ガ其
支辨ヲスルダケノ餘力ノアル人ニアリ
マス、サウ云フ風ニシテ實業家ト云フ
モノハ表面ニ立タナケレバナラヌ、ソレガ
今デハ表面ニ立タナイデ、政黨ト云フモノ
ヲ操縦シテ居ル態度、是ハ非常ニ不心得ナ
コトデアリマス、無論私ノ考デハ、立憲制
ノ下ニ於テハ政黨ガ發展スルト云フコト
ハ、發達出來ルト云フコトハ自然ノ結果デ
アリマス、サウシテ私ノ考デハ、其政黨ガ
純良ノモノデアッタナラバ、廳テハ政權ヲ
得テ國ノ政治ヲ行フヤウニナルト云フコト
モ、是モ立憲制ノ常道デアルト云フコトヲ
私ハ是認シマス、併ナガラサウ云フ純良ナ
政黨ガ、政權ヲ握ツテ政治ヲ行フヤウナコト
ニナルヤウナコトガアリマシテモ、其時ニ
其政黨ノ政見ヲ實行スルニ當ルヤウナ人
ハ、各政黨ヲ通ジテ私ハ多クハ要ラヌト思

フ、私共ハ、政黨ハ今政友、民政其他二三アリマスガ、今後幾ツカ出來ルカ知レマセヌケレドモ、幾ツ政黨ガ出來テモ、私ノ考へハ、本當ノ政治専門家トシテ自他共ニ許ス人ハ、日本全體デ五六十人アツタラ宜カラウ、本當ノ爲政家ヲ以テ自ラ任ジ、他人モ許ス、サウンシテ政黨ノ指導者デアル、其政黨ガ政權ヲ握ッタ以上、國ノ總理大臣、其閣員ニナツテ、國ノ政治ヲ行フニ適スルヤウナ人ハ五六十人……幾ツモノ政黨ノ中、皆合シテ五六十人アツタラ宜カラウ、デサ云ウフ者ハ選舉區ハ要ラヌト思フ、是ハ全國カラ選ベバ宜イ全國ノ人ガ……十指ノ指斯所十目ノ見ル所、アレナラ適任者ダト云フ人ヲ五六十人出セバ宜イ、ソレガ政黨ノ指導者デアリ、政權ヲ握ッタラ政局ニ立ツ人デアリマス、外ノ人ハ皆陣笠……陳笠ト言ウテハオカシイケレドモ……政治専門家デアツナラバ其位デ宜イ、マアサウ云フコトニ考ヘナケレバ、私ノ考ヘデハ、到底立憲制ト云フモノハ純良ニ行ハレスト思ヒマス今ノ仕組デハ……ソレ等ノコトハ法律デドウスウト規定ノ仕様ガアリマセヌカラ、ソレダカラ是等ノ政治教育ハ必シモ學校ニ於ケルノミナラズ、國民教育、青年以外ノ人ニモ大イニ自覺ヲサシテ行ク、ソレ等ノ點ニ考慮シテ、從來ノ立憲制ノヤリ方ハ間違ツテ居ルカラ、今後ハ斯ウナラナケレバナラヌト云フコトニ心付イタラ、ソレヲ實行スルコトニ努メナクチヤナラヌ、明治二十二年ノ二月十一日ノ欽定憲法發布ノ勅語ノ終

ヒノ方ニ、憲法ヲ御發布ニナリ、國民ニ參政權ヲ與ヘルト云フコトニ付テハ、此參政權ヲ與ヘラレタ人ニガ其負擔ニ堪フルコトヲ疑ヘナイト云フ御言葉ガアリマス、勅語ト云フモノハ、是ハ公ノ權利デアリマシテ、ノ終リノ方ニアリマス、纔カナ文句デアリマスガ非常ニ意味深長デアル、選舉權ナド付テ持ツテ居ル權利トハ違フ、其權利ヲ與ヘラレタ趣旨ニ從ツテ、之ヲ純良ニ行フ義務ガアリマス、内容ハ權利、義務同ジコトデアリマス、恰モ官吏ノ職權ト云フノト同ジコトデアリマス、職權ハ職務トモ言ヒマス、職權 権能デアル、與ヘラレタル職務ヲ行ハナケレバナラヌ、ソレヲ行ハナケレバ職務懈怠デアリマス、ソレト同ジク、本當ノ立憲政治ト云フモノハ御聖旨ト云フモノヲ奉體シテ、天皇ノ統治權ヲ行ハセラルヲ協贊シ奉ルト云フ、國民全體ノ義務的觀念ト云フモノヲ發揮シ、實現スルト云フコトデナケレバ、到底下ンナ煩瑣ナ規則ヲ持トニ格別ニ私ハ重キヲ置イテ居ナイ、故ニフ考ヘデアリマスカラシテ、此本案ニ付テハ其協議會ガ成立スル、成立セヌト云フコトダケハ少クトモ一步モ讓ラナイデ、次ノモドウカ此政府ノ改正案ノ眼目トスル連坐ノ規定、投票ノ綜合開票ト云フヤウナ重ナ點同僚各位ガ臨マレムコトヲ希望イクシマス、此問題ハ衆議院ニ直接關係ガアルカラコ

ソ、彼等ガ熱心ナ割合ニ却テ自己ノ利害ノ爲ニ、純良ナ公平ナ判断ヲ誤ツテ居ルヤウ

ニ思ヒマスカラ、サウ云フ地位ニナイ、全

ク不羈獨立ノ地位ニアル同僚諸君ガ、サウ

云フ點ニ付テハ本院ノ見ル所ヲ以テ何處迄

モ邁進スルト云フコトガ、本院ノ使命デア

ルト存ジマスカラ、左様ニ願ヒタイト思ヒ

マス(拍手)

○議長(公爵近衛文麿君) 他ニ御發言ガナ

ケレバ採擇ヲ致シマス、本案ヲ第一讀會ニ

移スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認

メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 第三讀會ヲ開キ

マス、全部第一讀會ノ決議通リテ御異議ハ

ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認

メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認

メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認

メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 第二讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認

メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認

メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 過半數ト認メマ

ス

○議長(公爵近衛文麿君) 過半數ト認メマ

ス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會

一昭和九年三月二十五日 貴族院議事速記録第三十二號 衆議院議員選舉法中改正法律案 昭和八年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)外五件 四三九

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

二號) 一昭和八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(第二號)

一昭和九年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

一昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(第二號)

一昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(第一號)

歲入ハ朝鮮ノ分デハ前年度剩餘金繰入、臺灣ノ分デハ鐵道收入、關東廳デハ一般會計ヨリノ補充金デアリマス、歲出ノ重モナルモノハ關東廳ニ於ケル地方費補助百萬圓デゴザイマス、第三ハ第二號、昭和九年度

總豫算ノ追加デ、歲入、歲出共ニ九百三十萬圓デアリマス、歲入ハ印紙收入ノ増加

二萬餘圓デ、公債金ガ九百三十餘萬圓デア

リマス、歲出ハ十省ニ亘ツテ居リマシテ色々ゴザイマスガ、其最モ重モナルモノハ災害復舊費デ、總計八百餘萬圓、其中ノ重モナル分ハ内務省デ七百餘萬圓、是ハ十數縣ニ亘ツテ居リマス、第四ハ特第二號、昭和九年度各特別會計豫算追加デアリマス、是ハ一般豫算追加ニ關係ノ分ガ多イノデアリマス、第五ハ追第二號、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件、是ハ外國人二名ノ恩給ノ件デゴザイマス、第六ハ特第三號、昭和九年度各特別會計豫算追加デ、米穀需給調節ノ分デゴザイマシテ、歲入、歲出共ニ五百六十餘萬圓デゴザイマスガ、此財源ハ借入金ト豫備收入デゴザイマス、但シ朝鮮、臺灣ノ歲入ハ借入金デハゴザイマセヌ、是ハ關稅ト剩餘金ニ依テ居リマスモノデ、三十萬圓近クデアリマス、委員會ニ於キマシテハ大シタ質問モ出マセンデンシタ、唯其中ノ二三ヲ申上ゲマスレバ、年金及恩給ノ增加額ガ、過去及現在ニ於テ莫大デアルモノハ貨幣交換差金ノ増ガ百七十餘萬圓、年金及恩給ノ増三百十餘萬圓、關東廳經費補充金ノ增加百萬圓デ、何レモ所謂義務件、地方災害諸費ノ多額計上ノ件「ブラジル」移民ニ關スル件、漁區競賣ニ關スル日露

交渉ノ件等デゴザイマス、是等ノ外ニハ何等ノ討論モゴザイマセヌデ、六案何レモ可決ニ相成リマシタ、何卒御贊成ヲ願ヒマス。

○議長(公爵近衛文麿君) 御質疑ガナケレバ採決ヲ致シマス、六案全部ヲ問題ニ供シマス、全部委員長ノ報告通リ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第七、函館市ノ火災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、大藏大臣

函館市ノ火災被害者ニ對スル租稅ノ免

除猶豫等ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和九年三月二十三日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵近衛文麿殿

函館市ノ火災被害者ニ對スル租稅ノ免

除猶豫等ニ關スル法律案

第一條 政府ハ昭和九年三月二十一日及

三月二十二日ノ函館市ノ火災ニ因ル被

害者ノ災害地ニ於テ納付スペキ昭和八年分第三種所得稅第四期分ニ付命令ノ

定ムル所ニ依リ之ヲ免除スルコトヲ得前項ノ災害地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 政府ハ函館稅務署管内ニ於テ納付スベキ昭和九年分ノ第三種所得稅、個人ノ營業収益稅及乙種資本利子稅ニ限リ課稅ニ關スル申告及申請、課稅標

準ノ決定並ニ納期ニ關シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第三條 政府ハ函館稅務署管内ニ於テ昭和九年三月二十一日以後ニ納付スベキ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第四條 第一條ノ規定ニ依リ免除セラル租稅ハ法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ免除セラレザルモノト看做ス

前項ノ規定ハ北海道地方稅ニシテ火災ニ因リ減免セラルモノニ付之ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣高橋是清君演壇ニ登ル)

○國務大臣(高橋是清君) 兹ニ議題トナリ

マシタ函館市ノ火災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ關スル法律案ノ要旨ヲ説明イ

タシマス、去ル三月二十一日及二十二日ニ瓦ル函館市ニ於ケル火災ハ、近年稀ニ見ル大火災デアリマシテ、被害ノ程度モ極メテ多大デアツクノデアリマスガ、其被害者ニ對シテハ誠ニ同情ニ堪ヘナイ次第アリマス

○男爵阪谷芳郎君 本員ハ今ノ問題ニ付テ

除猶豫ニ關スル法律案

第一條 政府ハ昭和九年三月二十一日及

三月二十二日ノ函館市ノ火災ニ因ル被

害者ノ災害地ニ於テ納付スペキ昭和八年分第三種所得稅第四期分ニ付命令ノ

定ムル所ニ依リ之ヲ免除スルコトヲ得前項ノ災害地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

ノ被害者ニ對シマシテハ、現行法規ヲ適用スルノミデハ之ガ救濟ノ方法ヲ十分ニ講ズルコトガ出來マセヌノデ、茲ニ別途、租稅ノ免除、徵收ノ猶豫等ノ途ヲ開クノ必要アリト認メマシテ、本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 本案ニ付キマシテハ政府ヨリ議院法第二十七條但書及第二十八條但書ニ依リマシテ、緊急議決ノ要求ガヨザイマシタ、依テ先ツ三讀會ノ順序ヲ十八條但書ニ付キマシテ御許リテ致シマス、讀會ノ順序ヲ省略スルコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔起立者少數〕

○議長(公爵近衛文麿君) 少數ト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 次ハ日程第八デ

居リマセヌカラ、委員長ガ只今御出席ニナッテ九ヲ先キニ議題ニ致シタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 三分ノ二以上ト認メマス、次ニ委員會ノ審査ハ、政府ノ要

求ニ依リマシテ之ヲ行ハザルコトニ致シマス、本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(總員起立)

○議長(公爵近衛文麿君) 全會一致ト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 全會一致ト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 賛成

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 阪谷男爵ヨリ只

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第九、原靈種管理法案、政府提出、衆議院送付、日程第

十三、輸出生絲販賣統制法案、政府提出、

ノ被害者ニ對シマシテハ、現行法規ヲ適用スルノミデハ之ガ救濟ノ方法ヲ十分ニ講ズルコトガ出來マセヌノデ、茲ニ別途、租稅ノ免除、徵收ノ猶豫等ノ途ヲ開クノ必要アリト認メマシテ、本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス

○男爵阪谷芳郎君 極ク簡単デゴザイマス

〔起立者少數〕

○議長(公爵近衛文麿君) 阪谷男爵ノ質疑ヲ許コトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔起立者少數〕

○議長(公爵近衛文麿君) 次ハ日程第八デ

居リマセヌカラ、御異議ガナケレバ日程第九ヲ先キニ議題ニ致シタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 此際日程ヲ變更シ、日程第十三、輸出生絲販賣統制法案ヲ日程第九ノ後ニ上程シ、兩案ヲ一括シテ委員長ノ報告ヲ煩ハシ、其審議ヲ進メラレムコトノ動議ヲ提出イタシマス

○子爵西大路吉光君 賛成

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第九、原靈種管理法案、政府提出、衆議院送付、日程第

十三、輸出生絲販賣統制法案、政府提出、

衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長大限候爵

原蠶種管理法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和九年三月二十二日

委員長 候爵大限 信常

貴族院議長公爵近衛文麿殿

輸出生絲販賣統制法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和九年三月二十三日

委員長 候爵大限 信常

貴族院議長公爵近衛文麿殿

(候爵大限信常君演壇ニ登ル)

○侯爵大限信常者 只今上程ニナリマシタ
原蠶種管理法案ハ、本邦蠶絲業構成ノ要諦
タル絹絲類ノ生産費ノ低下ト、品質ノ改善
トニ資スル爲メ、政府ニ於キマシテ原蠶種
ノ製造ヲ管理スルト共ニ、蠶業ノ非常時ニ
際シ蠶種ニ關スル統制施設ヲ行フ權限ヲ保
留セムトスルモノアリマス、而シテ其骨
子トスル所ヲ申上ガマスレバ、第一ニ、原
蠶種中、直接普通蠶種ノ製造ニ用フルモノ
ヲ原種、其原種ノ製造ニ用フルモノヲ原原
種ト致シマシテ、其原原種ハ政府ガ之ヲ管
掌シ、原種ハ道府縣竝ニ自家用原種製造者
ノ許可ヲ受ケタル蠶種製造者ニ依ツテ、政府
ノ製造セル原原種ヲ用ヒテ製造スルト云フ
コトニ爲シタ點デアリマス、第二ニ蠶種

造者ハ、自家用原種製造ノ許可ヲ受ケタル
者ヲ除キ、一般ニ原蠶種ヲ製造スルコトヲ
得ザルモノトシタ點デアリマス、第三ハ、
蠶種製造者ハ普通蠶種ノ製造ニ當リマシ
テ、道府縣又ハ自家用原種製造ノ許可ヲ受
ケ製造セル原種ヲ用ヒ、且ツ主務大臣ノ定
メタル交配型式ニ依ルコトヲ要スルモノト
シタ點デアリマス、第四ハ、蠶種ノ輸移出
入ヲ許可制度トシマシタ點、第五ハ、蠶種
ノ統制ニ關シテ、當業者ノ自治的方法ニ依
リマシテ、十分ナル效果ヲ期待シ得ザル非
常時ニ際會イタシマシタ時ニハ、之ニ對シ
マシテ統制ヲ命ジ得ル權限ヲ保留シタト云
フ點デアリマス、以上ハ政府ノ説明スル所
デゴザイマシタガ、委員會ニ於キマシテハ
尙ホ蠶絲業ノ將來ニ對スル根本方針如何、
生絲ノ生産費低下方法、生産過剩ニ對スル消
化方法、生絲ノ物理的性質ニ化學的性質ノ改
良研究方法、検査方法ノ改良、販賣過程ノ
統制等ニ關スル質疑ガアリマシタ、之ニ對
シマスル當局ノ御答辯ヲ總括且ツ要約シテ
申上ガマスレバ、蠶絲國策ノ指導精神トシ
テ、製絲費ノ低下、斯業ノ統制、販路ノ維
持擴張竝ニ新規用途ノ開拓、此以上三ツノ
目標ノ下ニ進シテ、以テ桑園ノ整理改植又
ハ乾繭設備ノ設置獎勵ヲ圖リ、製絲業法ヲ
制定シ、今般本法案竝ニ製絲販賣統制私案
ヲ提出イタシマシテ、更ニ產繭類新規利用
研究、其他新規事業ノ經費ヲ豫算ニ計上イ
タシマシタモノモ、皆此見地カラ成案ヲ得
マシタ部分ニ付キマシテ、著々實施シテ行ク

越旨ニ外ナラヌト云フコトデゴザイマシタ、
次ニ原蠶種ノ國家管理ハ、國民ノ自由研究ニ
依ル蠶種ノ改良ヲ阻止スル所ノ結果ヲ招來ス
テ、道府縣又ハ自家用原種製造ノ許可ヲ受
ケ製造セル原種ヲ用ヒ、且ツ主務大臣ノ定
メタル交配型式ニ依ルコトヲ要スルモノト
シタ點デアリマス、第四ハ、蠶種ノ輸移出
入ヲ許可制度トシマシタ點、第五ハ、蠶種
ノ統制ニ關シテ、當業者ノ自治的方法ニ依
リマシテ、十分ナル效果ヲ期待シ得ザル非
常時ニ際會イタシマシタ時ニハ、之ニ對シ
マシテ統制ヲ命ジ得ル權限ヲ保留シタト云
フ點デアリマス、以上ハ政府ノ説明スル所
デゴザイマシタガ、委員會ニ於キマシテハ
尙ホ蠶絲業ノ將來ニ對スル根本方針如何、
生絲ノ生産費低下方法、生産過剩ニ對スル消
化方法、生絲ノ物理的性質ニ化學的性質ノ改
良研究方法、検査方法ノ改良、販賣過程ノ
統制等ニ關スル質疑ガアリマシタ、之ニ對
シマスル當局ノ御答辯ヲ總括且ツ要約シテ
申上ガマスレバ、蠶絲國策ノ指導精神トシ
テ、製絲費ノ低下、斯業ノ統制、販路ノ維
持擴張竝ニ新規用途ノ開拓、此以上三ツノ
目標ノ下ニ進シテ、以テ桑園ノ整理改植又
ハ乾繭設備ノ設置獎勵ヲ圖リ、製絲業法ヲ
制定シ、今般本法案竝ニ製絲販賣統制私案
ヲ提出イタシマシテ、更ニ產繭類新規利用
研究、其他新規事業ノ經費ヲ豫算ニ計上イ
タシマシタモノモ、皆此見地カラ成案ヲ得
マシタ部分ニ付キマシテ、著々實施シテ行ク

場ニ於キマスル販賣組織並ニ取引方法ニ付
キマシテ、之ガ改善統制ヲ圖ルノ趣旨アリマス
タノデアリマス、而シテ其骨子トスル所ヘ、
ルモノデハナイカト云フ質疑モアリマシタ、
之ニ對シテハ國家ガ蠶種ノ研究、試験ノ進
歩ニ依リマシテ、國產系品種ノ民間品種ヨ
リ優秀ナルコトガ一般ニ認識サレツツアリ
マス故ニ、更ニ此方面ノ施設ヲ擴充スルト
共ニ、民間ノ自由研究モ極力獎勵イタシマ
シテ、民間ノ優良品種ハ蠶品種審查會ノ議
事會ハ政府並ニ當業者中カラ適材ヲ選シテ組
織スルト云フコト、自家用原蠶種製造ノ許
可ノ標準ハ、命令ヲ以テ之ヲ規定スルト云
フコト、本法案ノ取締ハ蠶業取締所ノ検査
取締ニ依シテ徹底ヲ期スルコト、本法案ハ原
蠶種ノ製造業者ニ對シ經濟上ノ損失ヲ及ボ
スモノデハナイカ、之ニ對スル補償ノ必要
ヲ認メナイカ、又本法案ノ施行期限、府縣
ノ原種製造ニ對スル取締方針、絲狀班ニ關
スル苦情、屑物其他增産需要ノ利用、蠶繭
處理ノ方法、斯ウ云フ風ナ諸問題ニ付キマ
シテ、種々質問應答ガアッタノデアリマス、
併ナガラ是等ノコトハ委細記録ニ譲リタ
ガ、之ニ對シマシテハ、問屋免許及登録制
度ノ免許制度ト、輸出生絲ノ登録制度デアッ
チ、生絲生産者ノ爲メノ施設ニナラナイヂ
ヤナイカト云フヤウナ御質疑ガアリマシタ
ガ、之ニ對シマシテハ、問屋免許及登録制
度ハ輸出生絲ノ販賣委託者タル所ノ製絲業
者ノ爲ニ其販賣組織ヲ硬化シテ、取引ヲ公
明ニスルモノデアリマス、且ツ販賣、織及
方法ノ不整備ニ基ク不當ナル絲價ノ變動ヲ
防止スルニ關スルコトガアリマスカラ、生
産者ノ利益ニナルト云フ御答辯デアリマス
タ、又輸出生絲ノ登録制度ハ却テ輸出取引
ノ不振ヲ招ク虞レハナイカト云フ御問ヒニ
對シマシテハ、登録ノ内容ハ利害關係者ニ
ノミ之ヲ知ラシメマシテ、其祕密ヲ嚴守シ

ルト云フコトデアリマス、又絲價安定ヲ
圖ル爲ニハ販賣ノミナラズ、需給ノ調節
ノ爲ニ生産ノ統制ヲ必要ト考ヘルガ、政府
ハ此生産ノ統制ト云フコトニ付テ考ヘハナ
イダラウカト云フ御質問ガアリマシタ、之
ニ對シマシテハ政府モ其必要ヲ大イニ認
メテ居ル、ソレガ故ニ現ニ今議會ニ提案
ニナツテ居ル所ノ、先程説明シマシタ原
蠶種管理法案、尙ホ追加豫算ノ中ニアリマ
ス所ノ養蠶實行組合指導員設置費ノ助成、
並ニ義ニ制定ニナツタ所ノ製絲業法ト云フ
ヤウナモノニ依リマシテ、生産方面ノ統制
ニ付テ成案ヲ得ルコトニ努力シツツアリマ
ス、併ナガラ尙ホ今後トモ徹底セル方策ニ
付テ考究ヲ怠ラヌ考デアルト云フ御答デア
リマシタ、次ニ販賣統制ニ關シマシタハ絲
價安定ノ方策ヲ必要ト認メルガ、本法案ニ
ハ之ガ施設ヲ缺クヤウデアルガ、政府ハド
ウ考ヘルカト云フ御問ヒデアリマシタガ、
之ニ對シマシテハ政府モ本案ヲ以テ十分ト
ハ考ヘナイケレドモ、問屋ノ整理ノ效果ニ
依シテ、從來ノ資力關係ニ依ル賣リ急ギノ弊
價安定ニ關シテハ今後尙ホ考慮ヲ續ケテ適
当ノ成案ヲ得ルコトニ努力スルト云フ御答
デアリマシタ、次ニ政府ノ衆議院ニ出サレ
マシタ所ノ原案ニ對シテ、衆議院ニ於テハ
表題ノ修正ガアッタノデアリマス、之ニ對シ
價安定ニ關シテハ今後尙ホ考慮ヲ續ケテ適
當ノ成案ヲ得ルコトニ努力スルト云フ御答

質問ニ對シマシテ、表題ノ修正ハ運用上
別ニ支障ガ無イト考ヘタガ故ニ同意シタノ
デアルト云フ御答デアリマシタ、其外尙ホ
色ニアツヤウデアリマスガ、是ハ速記録ノ
方デ御承知ヲ願ヒタイト考ヘマス、次ニ討
論ニ移リマシテ、先程申シマシタ表題ニ關
スル衆議院ノ修正ハ、政府ノ説明ガアツク如
ク、何等實質ニハ觸ル所ガナイノデアリ
マスガ故ニ、此際此法案ヲ政府ハ成立ヲ見
ル爲ニハ之ニ同意シテ差支ナカラウト云フ
一委員カラノ御意見モアリマシタ、尙ホ更
ニ一委員カラ此輸出生絲ノ販賣統制ニ關シ
テハ、本法案以外ニ絲價ノ安定ニ關シテ、
尙ホ施設ヲ要スルモノガアルデアラウト思
フガ故ニ、次ノヤウナ希望決議ヲ付シテ原
案ニ賛成シタイト云フ御意見ガアリマシタ、
全會一致此原案即チ衆議院ノ修正案ヲ可決
シタ次第デゴザイマス、其希望決議ト申シ
マスノハ

○議長(公爵近衛文麿君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) ニ本案ノ第三讀會ヲ開キマス、兩案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 第三讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キマス、兩案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

案 第一讀會ノ續 四四二

検査院法中改正法律案
送付、第一讀會ノ續、委員長報告、鷹司公爵

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和九年三月二十日

委員長 公爵鷹司 信輔

貴族院議長公爵近衛文麿殿

(公爵鷹司信輔君演壇ニ登ル)

○公爵鷹司信輔君 只今上提サレマシタ法案ハ、會計検査院法中第二條ノ中「副検査官専任二十員」ノ下ニ「理事官専任四員」ヲ加フト云フノト、第三條ノ中「及副検査官ヲ「副検査官及理事官」ニ改ムト云フ、此ニツデゴザイマス、其理由ハ同院ノ検査事務ハ可ナリ専門的ノモノデゴザイマシテ、長ク其事務ニ從事シテ之ニ練熟スルコトニ依リマシテ、初メテ其目的ヲ達シ得ルト云フ次第デゴザイマス、然ルニ現在ニ於キマシテヘ判任官デアル所ノ書記ハ、如何ニ検査ノ事務ニ熟練イタシテ有能ノ者デゴザイマシテモ、之ヲ高等官トシテ安ンジテ能ク其才能ヲ振ハシメル途ガゴザイマセヌ

(副議長伯爵松平頼壽君議長席ニ著ク)
ソコデ此度理事官ト申シマス會計検査事務及事務ノ兩方面ニ從事シ得ル所ノ特別任用ノ利ク高等官ヲ新ニ置キマシテ、此不備ニ備ヘムトスル次第ゴザイマス、委員會ニ於キマシテハ二三質問ガゴザイマシテ討論

ニ移リマシタ、慎重審議討論ノ結果、本案
ハ可決イタスベキモノノト決定イタシマシ
タ、右御報告申上ゲマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御質疑ガナケ
レバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀
會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第一讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ
動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第一讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ
動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第一讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀
會ヲ開キマス、本案全部、第一讀會ノ決議
通リテ御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十、河
川法中改正法律案、政府提出、衆議院送付
第一讀會ノ續、委員長報告、白川委員長ノ
登壇ヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 河川法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和九年三月十九日

委員長 子爵白川 資長
貴族院議長公爵近衛文麿殿
〔子爵白川資長君演壇ニ登ル〕

○子爵白川資長君 河川法中改正法律案ノ
委員會ノ經過及結果ヲ御報告申上ゲマス、
本案ハ去ル三月十六日ニ第一回ノ委員會ヲ
開キマシテ、委員長及副委員長ヲ選舉イタ
シマシテ、直ニ會議ヲ開キマシタノデゴザ
イマス、本案ハ河川法ノ特例即チ除外例ヲ
設ケムトスルモノデゴザイマシテ、從來ハ
北海道ハ文化未開ノ土地デゴザイマスルカ
ラ、河川法施行區域外ニ置カレテ居ツタノ
デゴザイマス、從テ北海道ノ河川ノ多クハ
拓殖費ニ依リマシテ支辨サレテ居リマスル
アリマシテハ、從來河川取締法ト云フヤウ

モノデゴザイマスルカラ、是ヨリ生ズル所
ノ収益ハ又國庫ニ歸シタノデゴザイマス、
然ルニ北海道ニ於キマシテモ文化方漸ク開
ケマシテ、河川法ヲ北海道へ施行セザルヲ
得ナイヤウナ狀況ニ立至リマシタノデゴザ
イマスルガ、北海道ハ何分大キナ河川ガ澤
山ゴザイマスルカラ、河川法ヲ施行イタシ
マスルコトニ付キマシテハ、道廳ノ費用デ
支辨スルト云フコトガ困難デゴザイマスル
カラ、此北海道河川法ノ特例ヲ設ケマシ
テ、拓殖費ヲ以テ、即チ國庫ヨリ支辨シタ
ル拓殖費ヲ以テ支辨シテ、其收益ヲ國庫ニ
納メヤウト云フノガ河川法ノ除外例デアル
譯デゴザイマス、北海道ニ河川法ヲ施行
シナケレバナラナイ點ハ、政府委員ノ
説明ニ依リマスルト云フト、大體左ノ六點
ノ爲メデゴザイマス、第一ハ北海道ノ河川
ノ多クハ原始河川デゴザイマシテ、流路ノ
變更、河床ノ移動ガ非常ニ多クテ、流路ガ
變更イタシマシテ河川ガ民有地ニ流レル場
合ニハ、其附近ニ於キマスル所ノ土地ノ形
ガ變更ラ致シ、ソレカラ工作物ノ設置ト云
ガ付キマシテハ、河川管理上十分ナ
取締ヲ致サケレバナラナイノデゴザイマ
スルガ、北海道ノ最近ノ此灾害ノ狀況ヲ見
マシテモ、河川ノ流路ガ變々タ爲ニ民有地ヲ
流レマシテ、土地ノ形狀ガ變々タ場合ニ、取
締ガ十分デナイト云フコトガ、北海道ノ災
害ヲ益々頻繁ニスルヤウナ傾向ガアリマス
トカ、或ハ土地所有者ノ石、砂礫、芝竹木
等ヲ供給セシムルト云フヤウナコトハ、大
體土地ヲ買取ルノデゴザイマスルガ、其他
ノ工事モ必要ナ限度ニ於キマシテハ、土地
所有者ニ或負擔ヲ命ズルト云フコトモ已ム

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

ノモノガゴザイマシタガ、斯様ナ弱イ取締
規則デゴザイマスルト云フト、弱イ取締規
則デハドウモ取締方十分ニ出来マセヌノデ
ゴザイマスルカラ、河川法ヲ利用シテ行キ
タイト云フノガ第一ノ點デゴザイマス、第
二ハ北海道ノ原始河川ハ糾餘曲折ヲシテ居
リマスルノデゴザイマシテ、丁度人間ノ腸
ノヤウニナフテ居リマスルノデゴザイマス、
ソレヲ直流水スル爲ニ繰替工事が非常ニ多
イ、從テ新ニ河川ニナル土地デモ、其河川
工事ヲスル前ニハ改修計畫ガ決定イタシマ
シタナラバ、買收以前ニソコニ或程度ノ制
限ヲ加ヘテ置クト云フコトガ必要デゴザイ
マス、ソレハ現ニ内地ニ於ケル所ノ河川法
第四十八條ノ本文、或ハ其附屬命令ニ依リ
マシテ、公用制限ヲ加ヘテ居ルト云フコト
ハモウニ三年スレバ河川工事ヲスルト云フ
ノニ家屋ヲ建テタリ何カ致シマシテハ、變
方迷惑スルト云フコトデゴザイマスルカラ、
左様ニ致シテ居リマスルノデゴザイマスガ、
今日ノ廳令デハ左様ナコトガ出來マセヌカ
ラ、茲ニ河川法ヲ利用シナケレバナラヌ譯
デゴザイマス、第三ニハ河川ノ工事ヲ執行
ヒマス場合ニハ、堤外地或ハ河川ノ附近地、
或ハ沿岸ニ立入りマシテ、其土地ヲ材料置
場トシテ使フ場合ニハ、障害物ヲ除去スル
トカ、或ハ土地所有者ノ石、砂礫、芝竹木
等ヲ供給セシムルト云フヤウナコトハ、大
體土地ヲ買取ルノデゴザイマスルガ、其他
ノ工事モ必要ナ限度ニ於キマシテハ、土地
所有者ニ或負擔ヲ命ズルト云フコトモ已ム

官報號外 昭和九年三月二十五日 貴族院議事速記録第三十二號 會計検査院法中改正法律案 第二、三讀會 河川法中改正法律案 第一讀會ノ讀會 第一讀會ノ讀會 四四三

ヲ得ナイ場合ガアルノデゴザイマス、北海道デハ斯ノ如キ場合ニ於テハ一々土地收用法ノ手續ニ依ラナケレバナラナイノデゴザイマス、第四ニハ許可ヲ受ケナイデ河川ニ色ニ工作物ヲ築造イタシタリ、或ハ許可ヲ受ケナイデ河川ヲ利用スルト云フヤウナコトハ、河川管理上許スベカラザル行爲デゴザイマシテ、嚴重ナ取締ラスルノデナケレバ、洪水ノ際ニ災害ヲ誘發スルト云フ重大ナ結果ヲ生ズルノゴザイマス、河川法ハ規定スルヤウナ種々ナ義務ニ關シテ、其違反行爲ニ關シテ嚴重ナ處罰ヲシナケレバナリマセヌガ、北海道廳令デハ僅ニ罰金五十圓ヲ課スル位ノ程度デゴザイマシテ、取締上非常ニ寛大ニナッテ居リマスノデゴザイマス、ソレ故ニ此河川法ヲ適用シタイト云フ理由ノ一つデゴザイマス、第五ニハ河川ノ敷地ヲ占用イタシタリ、或ハ流水ヲ使用スルト云フヤウナ、色ミナ河川ノ利用ハ今日經濟上非常ニ重大ナ問題デゴザイマスルガ、只今ノ北海道ノ河川取締令デハ、河川ノ利用關係ニ付キマシテハ、法律ノ根據ガ明瞭デゴザイマセヌ爲ニ、河川水利權ナドヲ持ツテ居ル者ニ付キマシテモ、其經濟的ノ價値方愈、重要ヲ加フルニ從ツテ、矢張リ河川法ニ依ツテ河川ノ利用ノ權利關係ヲヘッキリシテ置クコトガ必要デゴザイマス、第六ニハ河川工事等ラスル場合ニハ、利益ヲ受クル公共團體ニ負擔ノ一部ヲ命ズルトカ、或ハ河川ノ附屬物ニシテ、他ノ工作物ノ效用ヲ兼ヌルモノデゴザイマスレバ、例ヘベ樋門ノ如キモノノヘ其

工作物ノ管理ヲシテ居ル所ノ者ニ負擔ヲ命ズル、ソレハ河川法ノ三十條ノ規定デゴザイマス、第四ニハ許可ヲ受ケナイデ河川ニコトハ、河川管理上許スベカラザル行爲デゴザイマシテ、嚴重ナ取締ラスルノデナケレバ、洪水ノ際ニ災害ヲ誘發スルト云フ重大ナ結果ヲ生ズルノゴザイマス、河川法ハ規定スルヤウナ種々ナ義務ニ關シテ、其違反行爲ニ關シテ嚴重ナ處罰ヲシナケレバナリマセヌガ、北海道廳令デハ僅ニ罰金五十圓ヲ課スル位ノ程度デゴザイマシテ、取締上非常ニ寛大ニナッテ居リマスノデゴザイマス、ソレ故ニ此河川法ヲ適用シタイト云フ理由ノ一つデゴザイマス、第五ニハ河川ノ敷地ヲ占用イタシタリ、或ハ流水ヲ使用スルト云フヤウナ、色ミナ河川ノ利用ハ今日經濟上非常ニ重大ナ問題デゴザイマスルガ、只今ノ北海道ニ河川法ヲ布ク必要ガアルノデゴザイマス、之ヲ要シマスルノニ北海道ノ河川ガ拓殖六十年ノ間ニ、沿道ニ水田ガ出來マシ、或ハ水道會社ガ出來マスシ、或ハ水道會社ガ出來マスヤウナコトニナリマシテ、原始河川ヲ取締ルヤウナ狀態放擲スルト云フコトガ出來ナインデ、河川ノ徹底的ノ取締ラシタイト云フ譯ナンデゴザイマス、ソレデゴザイマシテ、右様ノ理由ニ依リマシテ、河川法ヲ北海道ニ施行シタイト云フノデゴザイマス、ソレニ付キマシテ北海南道ニ於テハ利害關係ノ非常ニ大キナ川ガ二十六本ゴザマシテ、其外ニ澤山ノ河川ガゴザイマスガ、此度拓殖費ヲ以テ經營ヲ致シタコトニナル河川、若クハ致スコトニ又爲ニ、河川水利權ナドヲ持ツテ居ル者ニ付キマシテモ、其經濟的ノ價値方愈、重要ヲ加フルニ從ツテ、矢張リ河川法ニ依ツテ河川ノ利用ノ權利關係ヲヘッキリシテ置クコトガ必要デゴザイマス、第六ニハ河川工事等ラスル場合ニハ、利益ヲ受クル公共團體ニ負擔ノ一部ヲ命ズルトカ、或ハ河川ノ附屬物ニシテ、他ノ工作物ノ效用ヲ兼ヌルモノデゴザイマスレバ、例ヘベ樋門ノ如キモノノヘ其

工作物ノ管理ヲシテ居ル所ノ者ニ負擔ヲ命ズル、ソレハ河川法ノ三十條ノ規定デゴザイマス、第四ニハ許可ヲ受ケナイデ河川ニコトハ、河川管理上許スベカラザル行爲デゴザイマシテ、嚴重ナ取締ラスルノデナケレバ、洪水ノ際ニ災害ヲ誘發スルト云フ重大ナ結果ヲ生ズルノゴザイマス、河川法ハ規定スル位ノ程度デゴザイマシテ、取締上非常ニ寛大ニナッテ居リマスノデゴザイマス、ソレ故ニ此河川法ヲ適用シタイト云フ理由ノ一つデゴザイマス、第五ニハ河川ノ敷地ヲ占用イタシタリ、或ハ流水ヲ使用スルト云フヤウナ、色ミナ河川ノ利用ハ今日經濟上非常ニ重大ナ問題デゴザイマスルガ、只今ノ北海道ニ河川法ヲ布ク必要ガアルノデゴザイマス、之ヲ要シマスルノニ北海道ノ河川ガ拓殖六十年ノ間ニ、沿道ニ水田ガ出來マシ、或ハ水道會社ガ出來マスヤウナコトニナリマシテ、原始河川ヲ取締ルヤウナ狀態放擲スルト云フコトガ出來ナインデ、河川ノ徹底的ノ取締ラシタイト云フ譯ナンデゴザイマス、ソレデゴザイマシテ、右様ノ理由ニ依リマシテ、河川法ヲ北海道ニ施行シタイト云フノデゴザイマス、ソレニ付キマシテ北海南道ニ於テハ利害關係ノ非常ニ大キナ川ガ二十六本ゴザマシテ、其外ニ澤山ノ河川ガゴザイマスガ、此度拓殖費ヲ以テ經營ヲ致シタコトニナル河川、若クハ致スコトニ又爲ニ、河川水利權ナドヲ持ツテ居ル者ニ付キマシテモ、其經濟的ノ價値方愈、重要ヲ加フルニ從ツテ、矢張リ河川法ニ依ツテ河川ノ利用ノ權利關係ヲヘッキリシテ置クコトガ必要デゴザイマス、第六ニハ河川工事等ラスル場合ニハ、利益ヲ受クル公共團體ニ負擔ノ一部ヲ命ズルトカ、或ハ河川ノ附屬物ニシテ、他ノ工作物ノ效用ヲ兼ヌルモノデゴザイマスレバ、例ヘベ樋門ノ如キモノノヘ其

工作物ノ管理ヲシテ居ル所ノ者ニ負擔ヲ命ズル、ソレデ内務大臣ガ大體指定セラルベキス、ソレデ内務大臣ガ大體指定セラルベキ新庄委員長ノ登壇ヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第十二、朝鮮事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、新庄委員長ノ登壇ヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 朝鮮事業公債法中改正法律案

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通リテ御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ナイト議決セリ依テ及報告候也

昭和九年三月二十三日 委員長 子爵新庄 直知

(子爵新庄直知君演壇ニ登ル)

○子爵新庄直知君 只今議題トナリマシタ

朝鮮事業公債法中改正法律案ノ、委員會ノ

認メマス

認メマス 直ニ委員長ノ登壇ヲ望ミマス

所收入中開城少年刑務所ノ收入ニ至
ラサリシ件

經過竝ニ結果ヲ御報告イタシマス、本案ハ

朝鮮事業公債六億三百七十萬圓ヲ増額イタ

シマシテ、六億六百二十萬圓トスル案デア

リマシテ、九年度以降ニ於キマシテ鐵道ノ

改良費追加、鹽田築造費、北鮮開拓事業

會ヲ開キマス 御異議ガナケレバ全部ヲ問

題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通

リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

費、砂防事業費、是ダケノ項目ニ分タレテ

追加ヲ要求シタモノデアリマシテ、九年度

ニ於キマス差引發行餘力ハ一千八萬圓程シ

カアリマセヌノニ、ソレニ尙ホ之ニ二百四

十五萬圓程ノ不足額ヲ生ジマスノデ、其爲

ニ增加ヲ致スモノデアリマス、委員會ニ於

キマシテ、別段御報告イタスヤウナ大シタ

質問モゴザイマセヌデ、直ニ討論ニ入りマ

シタガ、是亦何等御發言ナク、採決ノ結果

全會一致、可決イタシマシタ、此段御報告

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 贊成

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト

認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ

動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ

動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ

動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀

會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議

通リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト

認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀

會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議

通リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト

認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第十四、

昭和七年度各特別會計歲入歲出決算

大藏省所管大藏省預金部歲出第一款

大藏省預金部支出第一項事務費中預

金部ノ支出ニ係ル件

昭和七年度各特別會計歲入歲出決算

大藏省所管大藏省預金部歲出第一款

大藏省預金部支出第一項事務費中預

不足ニ係ル件

昭和六年度歲入歲出總決算歲出臨時
部大藏省所管第一款營繕費第二項中
央諸官衙建築費中營繕管財局ノ支出

ニ係ル件

昭和六年度各特別會計歲入歲出決算
拓務省所管朝鮮總督府歲入經常部第
三款官業及官有財產收入第八項刑務
所收入中咸興刑務所ニ於テ歲入ニ編
入スヘキ件、歲出臨時部第四款補助
費第六項私設鐵道補助中朝鮮總督府
鐵道局ノ支出ニ係ル件
國債中公債ノ借換ニ關スル件
右ハ政府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スヘキモ
ノト認ム

其ノ他異議ナシ

右ノ通議決セリ依テ及報告候也

昭和九年三月二十二日

委員長 侯爵佐佐木行忠
貴族院議長公爵近衛文麿殿

(侯爵佐佐木行忠君演壇ニ登ル)

昭和七年度國有財產增減總計算書ヲ審査

第一

北海道廳石狩支廳外四箇所ニ於テ札
幌外五市所在國有土地ノ賣拂ヲ爲シ
タル件
臺灣總督府營林所ニ於テ臺灣材友會
ニ對シ木材ノ拂下ヲ爲シタル件
樺太廳ニ於テ元泊郡知取町所在國有

林ノ不法伐採ニ係ル件
樺太廳ニ於テ富士製紙株式會社ニ對
シ元泊郡知取町所在國有土地ノ拂下
ヲ爲シタル件

(既往年度)
東京稅務監督局ニ於テ箱根土地株式
會社ニ對シ東京市神田區表神保町所
在國有土地ヲ隨意契約ヲ以テ賣拂ヲ
爲シタル件

札幌稅務監督局ニ於テ有限責任室蘭
住宅組合ニ對シ室蘭市小橋内町所在
國有土地ヲ隨意契約ヲ以テ賣拂ヲ爲
シタル件
右ハ政府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スヘキモ
ノト認ム

第二

其ノ他異議ナシ

右ノ通議決セリ依テ及報告候也

昭和九年三月二十二日

委員長 侯爵佐佐木行忠
貴族院議長公爵近衛文麿殿

(侯爵佐佐木行忠君演壇ニ登ル)

昭和七年度國有財產增減總計算書ヲ審査

シ

○侯爵佐佐木行忠君
只今議題トナリマシ
タ、昭和七年度決算並ニ昭和七年度國有財
產增減書ニ付キマシテ、委員會ノ經過及結
果ヲ御報告申上ゲマス、時間ガ切迫シテ居
リマスカラ、少々早ク申上ゲマスカラ、御
聽キヅライカト考ヘマスケレドモ、此決算
ト國有財產ニ付キマシテハ、政府ハ別段本
會議ニ於キマシテ御説明ハアリマセヌノデ、
多少數字ニ瓦リマシテ、御聽キ苦シイ點ガ
如キモ、相當委員ガ豫想シテ居リマシタヨ

アルカト存ジマスガ、簡單ニ申上ゲマス、
樺太廳ニ於テ箱根土地株式

歲入合計ハ二十億四千五百二十七萬五千五

百六十八圓五十七錢六厘ト相成リマス、之

ニ對シマシテ歲出ニ於キマシテ、經常部歲

出額ハ十一億八千二百八十六萬二千六百十

六圓五十三錢六厘トナリ、臨時部歲出額ハ

七億六千七百二十七萬八千七圓七錢九厘ト

ナリ、歲出合計ハ十九億五千十四萬六百二

十三圓六十一錢五厘トナリマス、故ニ歲入

ト歲出ト對比シマスニ、九千五百十三萬四

千九百四十四圓九十六錢一厘ノ剩餘金ヲ生

ズルノデアリマシテ、此金額ハ昭和八年度

ノ歲入ニ繰入レラレタノデアリマス、御承

知ノ如ク昭和七年度ハ不成立豫算デアリマ

シテ、前年度豫算ト同ジキ施行豫算ト、實

行セル豫算ノ歲計ニ於テ相當ノ開キノアル

コトニナッテ居ルノデアリマシテ、此兩方ノ

シテ、前年度豫算ト同ジキ施行豫算ト、實

行セル豫算ノ歲計ニ於テ相當ノ開キノアル

ガ故ニ、茲ニ之ヲ省略イタシマス、此外ニ

特別會計ハ本決算ニ於キマシテ、三十四會

計トナッテ居リマス、而シテ之ヲ計上イタサ

ガ故ニ、茲ニ之ヲ省略イタシマス、此外ニ

リ遅レテ提出セラレマシタノデ、或委員ヨ
リ此理由ニ付キマシテ、政府ニ質疑ヲサレ
タノデアリマスルガ、政府ハ議會ノ提出ハ
モウ少シ早ク致シ得ルト考ヘテ居ルトノ答
ヘデアツタノデアリマス、三月一日ニ第一回
ノ委員會ヲ開キマシテ、政府ノ説明ヲ聽キ、
之ニ對シ委員ヨリ決算及國有財產ニ對シ、
大要の質疑ヲ致シマシテ、續イテ委員ヨ
リ、豫算ノ中ニ現ハレタル政府ノ方針ト決
算ヲ關聯セシメテ審查シタイトノ考ヘヨリ、
政府ニ對シ審查上必要トスベキ參考書ノ要
求ガアリマシテ、政府ヨリ書類ヲ提出セラ
レタノデアリマスガ、或ハ要求者ヲ満足セ
シメ得ナカッタノデハナイカト虞ルルノデ
アリマス、而シテ決算ニ對スル審查方針ヲ
定メマシテ、審查期限ニ付キマシテハ三月
二十二日マデト決議イタシ、之ガ審查ヲ各
分科ニ付託イタシタノデゴザイマス、各分
科會ニ於キマシテハ、各所管ノ部ニ付キマ
シテ、慎重ナル審查ヲ盡サレタノデアリマ
ス、先づ分科ノ審查期限ヲ定メマシタ通り
委員諸君ハ非常ナル御勉勵ニテ、三月十七
日マデニ各分科トモ假決議ヲ終リ、十九日
ニ主査ノ打合會、二十日ニ各分科ニ於カレ
マシテ所管ノ部ヲ議決セラレタノデアリマ
ス、審査期限通り二十二日ニ第二回委員會
ヲ開キマシテ、各分科主査ヨリ分科會ノ經
過竝ニ結果ニ付テ詳細ナル御報告ガアリマ
シタ、即チ各分科ヲ通じ、議決セラレタ件
ヲ開キマシテ、各分科主査ヨリ分科會ノ經
過竝ニ結果ニ付テ詳細ナル御報告ガアリマ
シタ、即チ各分科ヲ通じ、議決セラレタ件
數ハ、政府ノ措置穩當ヲ闕クモノト決議セ
ルモノ七件、即チ大藏省所管特別會計二

所管一般會計二件、中小河川改良費、及道路助成費ヲ以テ公衆會所設置ニ充當シタル青森縣ノ支出ニ係ル件デアリマス、内務省文部省所管特別會計二件、賞與ニ關スルモノ、拓務省所管特別會計一件、朝鮮開城少年刑務所ノ收入ニ至ラザリシ件、右七件デアリマス、又政府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スベキモノト決議セルモノハ八十一件デアリマス、其他ハ異議ナキモノト云フコトニナックノデアリマス、委員ニ於キマシテハ之ガ採決ノ結果、各分科主査報告通り、全會一致可決イタシ、御手許ニ參シテ居リマスル如ク報告書ヲ提出イタシタノデアリマス、而シテ審査中ニ於キマシテ最モ問題トナリマシタ點ヲ一二申上ダマスレバ、國債中政府ガ横濱正金銀行ヨリ借入レマシタ二分利付臨時國庫證券整理借入金ノ借換トシマシテ、正金銀行ガ引受ケルト云フ形式ヲ以テ、五分利公債ヲ發行イタシマシタ問題デアリマシテ、本件ニ對シマシテ舊露國政府ハ正金銀行ニ對シ、通知預金ヲセラレタ件ノ處理ニ關聯シテ、相當複雜ナ事件デアリマシテ、委員會、分科會ニ於テハ回ヲ重ネテ論議セラレタノデアリマス、又賞與及慰勞金ノ支給ニ關シマシテハ、第一、豫算ニ積算ナキエ之ヲ支給シ、第二トシテ事業費、材料費等ヨリ多額ノ流用ヲ爲シタルコト、第三トシテ豫算ニ積算アルモ之ニ數別會計ノ經費ヲ以テ、職務上當然ノ事務ニ

關興セルニ過ギナイ一般會計所屬ノ官吏ニ
給與ヲ爲シタルコト等ニ對シ、質疑ヲ盡
シ、尙ホ其他検査院ノ批難事項ニ關シ、色
論議ヲ重ネタノデアリマスガ、是ハ省略
イタシテ置キマス、次ニ國有財産増減ノ審
查ニ付テ申上ゲマス、本件ノ審査ニ關シマ
シテハ、先例ニ依リマシテ各分科ヨリ二名
ヅツ選出ノ委員十名ト、之ニ正副委員長ヲ
加ヘタ小委員會デ審査イタスト云フ決議ヲ
致シマシテ、直ニ各分科共選舉ヲ行ハレ、
決定サレルヤ先ヅ審査方針ヲ定メ、續イテ
審査期限ハ分科ト同ジク三月二十日マデト
決議イタシ、之ガ審査ヲ小委員會ニ付託シ
タノデゴザイマス、小委員會ニ於キマシテ
ハ委員長ヲ互選セラレ、回數ヲ重ネ、是亦
慎重ナル審査ヲ遂ダラレマシテ、其結果三
月十七日ニ付託事項ヲ全部議決イタサレタ
ノデアリマス、其概要ヲ申上ゲマスト、政
府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スベキモノトセル
モノ六件、其他ハ全部異議ナシト云フコト
デアリマシテ、二十二日ノ委員會ヘ其經過
茲ニ結果ヲ委員長ヨリ詳細御報告ニナック
ノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ之ガ
採擇ノ結果、全會一致ヲ以テ之ヲ可決イタ
シタノデアリマス、今其要點ヲ簡單ニ申上
ゲマスト、國有財產法ヲ施行セラレテ既ニ
十三年ヲ經過イタシテ居リマスノニ、未ダ
殖民地ニ對シ其適用ヲ致サヌ理由、又從來
本院ニ於テ此國有財產ニ對シ決議セル善後
處理ニ關シ、其他諸種ノ事件ニ對シ論議ヲ
盡シタノデアリマスガ、是亦省略イタシマ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御質疑ガナケレバ二案ノ採擇ヲ致シマス、決算委員長ノ報告通リデ御異議ゴザイマセ又カ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト致シマス、午後ハ一時三十分ヨリ開會イタシマス

午後零時十一分休憩

午後一時四十九分開會

○副議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマス

〔瀬古書記官朗讀〕

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

輸出組合法中改正法律案可決報告書

貿易調節及通商擁護ニ關スル法律案可決報告書

日本銀行金買入法案可決報告書

本日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ政府提出案ハ直ニ之ヲ衆議院ニ回付セリ

衆議院議員選挙法中改正法律案

本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ニ付同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意セザルコトニ決議シタル旨ヲ以テ兩院協議會ヲ開クノ請求ヲ受ケ又同時ニ同院ヨリ協議委員ノ數ヲ十名ト爲スニ決シタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ午後ノ
會議ヲ開キマス、只今書記官ヲシテ報告イ
タサセマシタ通り、衆議院ヨリ衆議院議員
選舉法中改正法律案ニ關シ、兩院協議會ヲ
開クノ要求ガアリマシタカラ、此際議事日
程ヲ變更シ、兩院協議委員十名ノ選舉ヲ行
ヒタイト存ジマス

○子爵池田政時君 只今議題トナリマシタ
兩院協議委員ノ選舉ハ、會期モ切迫イタシ
テ居リマスル際デアリマスガ故ニ、此際選
舉方法ヲ省略セラレマシテ、其指名ヲ議長
ニ御一任イタシタイト存ジマス、此動議ヲ
提出イタシマス

○子爵西大路吉光君 贊成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 池田子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス、兩院協議委員ノ氏名ヲ朗讀イタ
サセマス

〔小林書記官朗讀〕

衆議院議員選舉法中改正法律案兩院協議
委員

侯爵佐佐木行忠君 伯爵酒井 忠正君
子爵前田 利定君 子爵岡部 長景君
伊澤多喜男君 川崎 卓吉君
男爵黒田 長和君 男爵矢吹 省三君
馬場 錄二君 古島 一雄君
男爵池田政時君 此際議事日程ヲ變更セ

鈴木 幸作	佐藤亀八郎	平尾喜三郎
長野 忠次	松本勝太郎	
濱口儀兵衛	佐々木八十八	
田中徳兵衛	辻 兵吉	
三木與吉郎	大澤徳太郎	
飛嶋 文吉	山本 米三	
野村 德七	松澤清次郎	
平沼 亮三	金成 通	
風間八左衛門	青木才次郎	
水野甚次郎	大藪 守治	
来原 章三	山上 岩一	
松岡 潤吉	太西虎之介	
澁澤 金藏	瀬川彌右衛門	
上野喜左衛門	侯爵小村 捷治	
貴族院議長公爵近衛文麿殿		
成ル調査會ヲ設ケラレムコトヲ望ム		
右建議ス		
〔公爵麿司信輔君演壇ニ登ル〕		
○公爵麿司信輔君只今上程サレマシタ度		
量衡制度調査會設置ニ關スル建議		
政府ハ我國情ニ鑑ミ度量衡ノ制度ニ關シ		
更ニ討究審議ヲ重ヌル爲官民有識者ヨリ		
度量衡制度調査會設置ニ關スル建議		
メタモノデゴザイマスガ、我國ハ古クヨリ		
尺貫法ヲ度量衡ノ基準ト致シテ居リマシテ、		
タモノデ「メートル」法ノ統一的強制ヲ定		
久シイ間之ヲ慣用シテ居タモノデアリマ		

スカラ、「メートル」法ノ実施ハ法律施行後十年乃至二十年ノ猶豫期間ヲ置イテ強制スルコトトナツテ居リマス、爾來「メートル」法ハ比較的實行シ易イ方面ニハ行ハレテ參リマシタガ、元來度量衡ハ國民ノ日常生活ト密接ナル交渉ガアリマスノデ、古來ヨリ使ヒ慣レタ尺貫法ヘ我國民ノ實生活ニ深ク浸潤シ、緊密不離ノ關係ニアリマスカラ容易ニ之ヲ捨テル譯ニハ參リマセヌ、而已ナラズ尺貫法ガ我國ノ文化ナリ歴史的情操ナリノ上カラ申シテモ其經緯トモ緯緯トモナリ、或ハ脈絡トモナツテ居リマスノデ、理論上正シイトカ、計算上便利ダカラト云ウテモ、國民ニ「メートル」法ノ使用ヲ強制スルコトハ頗ル無理デアツカ爲メ、遂ニ昨年末ニ至リ第一強制實施期ヲ更ニ延長スル勅令ノ發布ヲ見ルニ至ツタ次第デアリマス、然ルニ從來久シク慣用シ來リマシタ尺貫法ヲ全然捨テテ宜イカドウカ、或ハ之ヲ存續セシメ、「メートル」法ト併セ用フベキデハナイカ、或ハ「メートル」法ノ強制施行ハ不可デアル等ノ世論ガ近來非常ニヤカマシクナリマシタ、現ニ今回衆議院ニハ政友、民政兩黨ヨリテハ、廣ク各方面ノ權威者ヲ集メタル度量衡調査會ヲ設ケテ、有ユル觀察點即チ我國ノ世論ノ結果トモ察セラレマス、右ノ次第デアリマスカラ此際速ニ政府ニ於カレマンシテハ、廣ク各方面ノ權威者ヲ集メタル度量衡調査會ヲ設ケテ、有ユル觀察點即チ我國ノ世論ノ結果トモ察セラレマス、右ノ次第デアリマスカラ此際速ニ政府ニ於カレマンシテハ、廣ク各方面ノ權威者ヲ集メタル度量

關係、農山漁村其他國民生活ノ實情等ヨリ
觀察シテ、審議討究ヲ重ネ、我ガ國情ニ即
シタル度量衡制度ノ確立ト其運用ニ付テ萬
遺算ナキヤウニシタイト云フノガ、本建議
案ノ趣旨トスル所デアリマス、何卒諸君ノ
御贊同ヲ希望シテ已マヌ次第ゴザイマス
(男爵阪谷芳郎君發言ノ許可ヲ求ム)
○副議長(伯爵松平頼壽君) 阪谷男爵ハ御
質問デアリマスカ
○男爵阪谷芳郎君 質問デアリマス
○副議長(伯爵松平頼壽君) 宜シウゴザイ
マス
(男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル)
○男爵阪谷芳郎君 本員ハ此建議ノ出マシ
タコト、又衆議院ノ法案ノ廻付ニナリマシ
タコトニ付キマシテ、政府ノ御意見ヲ承リ
タイノデアリマス、其質問ヲ致スノハ、政
府ニ向シテ質問ヲ致スノデアリマス、昨年十
二月二十七日勅令第三百三十八號ニ依ツテ
延期ニナリマシタノデゴザイマスガ、其時
スト云フコトニナル、是ハサウアルベキコ
トデアルノデスカラ、今日ト雖モ矢張リ政
府トシテハ、根本ヲ動カサヌト云フコトニ
ハ唯一時延期スルノデアツテ、根本ハ動カサ
ヌト云フコトニナル、是ハサウアルベキコ
トデアルノデスカラ、今日ト雖モ矢張リ政
府トシテハ、根本ヲ動カサヌト云フコトニ
ケレドモ内閣ハ依然トシテ居ルト思ヒマス、尤モ商工
大臣ハ變リマシタ、商工大臣ハ變リマシタ
前ノ大臣ノ聲明セラレタコトヲ御踏襲ニナ
スカラ、松本商工大臣ト雖モ矢張リ同ジク
ルコトト思フ、抑「メートル」法ト云フモ

シタコトデゴザイマス、甚ダ偶然ノコトノ
ヤウデゴザイマスガ、明治二年四月二日ノ
公議所ノ會議日誌ト云フモノヲ調べテ見マ
スルト、岡部美濃守ノ身内デアッテ南川秀榮
ト云フ人ガ、秤量ヲ一一歸セシムルト云フ
議ヲ出サレマシテ、ソレガ採擇セラレテ居
ル、今日、岡部子爵ガ此問題ニ偶然御熱心
ト云フ人ガ、秤量ヲ一一歸セシムルト云フ
スガ、併シ今日ノ岡部子爵ノ御議論ハ、不
幸ニシテ私ノ議論トハ大分反對デアル、私
ハ明治政府ガマダ兵馬倥偬ノ際、明治元年
頃カラシテ既ニ此度量衡ヲ一定ニシ、又貨
幣ヲ一定ニスルト云フヤウナコトニ著手サ
レタコトハ、非常ナ先輩ノ賢明ナル處置ト考
ヘテ居リマス、今日ニ於テ度量衡ノ制度ト云
フモノハ最早一致シテ決マッタノデアリマス、
モウ前年モ本院カラ山川男爵、古市男爵ノ
說ガアリ、又衆議院ノ方カラハ附帶決議ナド
ガアリマシテ、度量衡ハ「メートル」法ニ一
定シヤウト云フコトニ議ガ一致シテ決マッ
タコトナンデスカラ、サウ云フモウ既ニ以
前ニ決マッタコトヲ、又今日調べ直スト云フ
コトハ、私へ要ラザルコトダト思フ、斯カ
ル専門家ガ綿密ニ議シテ、問題ノ餘地ガ無
イノデスカラ、或ハ論者ノ中ニハ國體ニ關
陸海軍デ以テ用ヒラレルノカラシテ止メナ
ケレバナラヌ、サウ云フ問題デハアルマイ
ト思フ、マア今日カラ古イコトヲ考ヘテ見

マスト、ソレハ實ニ明治ノ初メノ政治家ノ
ヤラレタコト云フモノハ、實ニ勇氣堂々
タルモノデ、今日ノ我ガ帝國ノ地位ヲ贏チ
得タノモ、是等ノ賜ノ結果ニ外ナラヌト思
フノデアリマスカラ、我ミガ少シデモ明治
中興、開國進取ノ宏業ヲ後ズサリスルヤウ
ナコトハ慎マナケレバナラヌ、ソレデ今日
「メートル」法ノ必要ト云フコトハ、列國ノ
認ムル所テアルバカリデナク、近クハ支那、
隣國ノ支那デモ最近ニ受取ツタモノニ、民國
二十三年トアリマスカラ、千九百三十四年
ニナリマス、民間二十三年二月一日以降、
徵稅其他ニ瓦リ「メートル」法ニ依ル新度量
衡ヲ採用スル旨ガ、告示第千三百二十八號
ヲ以テ公示セラレ、其後十二月二十六日、
「メートル」法ノ轉入稅率法ヲ發表シ、同十
八日右稅率法ガ實施サレルコトニナツタト
云フコトニナツテ居ル、是ガ詰リ海關稅ニ關
係スルノデスカラ、長イコトガ此處ニ書イ
テアルノデスケレドモ、我ガ隣國ノ支那デ
モ……支那デモト云フ言葉ハ惡イカモ知レ
マセヌガ、マダ日本ノ方ガ進歩シテ居ルト
思フノデスカラ……支那デスラ「メートル」
法ノ實施ヲ昨年ノ二月一日ニヤツテ居ル、ソ
レカラ滿洲國ハ大同三年、是ハ今年デス、大
同三年一月二十三日教令第五號ヲ以テ度量
衡法ヲ實施シタ、即チ滿洲ト云ヒ、支那ト
云ヒ、朝鮮、臺灣、皆此「メートル」法ヲド
シドシ用ヒテ居ルノニ、日本ガ之ヲ用ヒル
コトヲ考ヘヤウト云フコトハ、甚ダ時代ニ
選レタ建議ダト思フ、斯ウ云フ建議ハ私ハ

マア無イ方ガ宜イト思フガ、既ニ過半數ノ署名ヲ以テ出テ居ルノデアリマスカラ、通過スルデアリマセウガ、政府ハドウ御考ヘニナリマスルカト云フコトヲ聽キタインデアリマス、此建議ガ通過シタ場合ニ調査ナサルノデアルカ、調査ハ必要トシナインデアルカ、若シ調査ナサルト云フナラバ、昨年十二月二十七日ノ聲明ヲ裏切ルコトニナルガ、ソレハドウナルカ、其事ガ伺ヒタイ

通告順ニ依リマシテ岡部子爵ニ發言ヲ許シ
マス、岡部子爵ノ登壇ヲ望ミマス
〔子爵岡部長景君演壇ニ登ル〕

モ拘ラズ、此問題ヲ簡單ニ或ハ計量ノ基準ニアルトカ、或ハ之ニ用フル所ノ道具、即チ物指トカ、辨トカト云フヤウナ、小サナ特殊ノ問題位ニ考ヘラレマシテ、比較的ニ無闇心ニ看過サレルモノガ少クナインデアリマシス、從テ大正十年第四十四議會ニ於キマシテ、從來ノ併用主義デアッタ立法ヲ「メートル」法專用ノ主義ニ改メラレマシタ際ノ如キハ、提出者デアル所ノ内閣ヲ初メトシテ、

○子爵岡部長景君 議事進行ニ付テ一言申シタイト思ヒマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 脇部子爵ハ質疑デゴザイマスカ

○子爵岡部長景君 議事進行ニ付テ一言申シタイト思ヒマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 宜シウゴザイマス

○子爵岡部長景君 只今ノ阪谷男爵ノ政府ニ對スル御質問ニ對シテ、此問題ハ商工省限リノ小サナ問題デハナイト考ヘマスルノマヌケ、總理大臣ヨリ國政全般ニ亘ツテノ見地カラノ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス
(國務大臣子爵齋藤實君演壇ニ登ル)

○國務大臣(子爵齋藤實君) 御答ヲ致シマスルガ、政府ニ於キマシテハ度量衡法ノ根本ニ對シマシテハ、是マデト同様變更スル考ハ今持ツテ居ラヌノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御質疑ガゴザイマセヌケレバ、是ヨリ討論ニ移リマス、

ヘル次第デゴザイマス、從テ現在ノ度量衡法ハ速ニ改正ノ必要ノアルコトヲ認メルノアリマシテ、衆議院ニ於テハ既ニ尺貫法ヲ本位トル所ノ度量衡法中改正法律案ガ議決ニナリマシテ、本院ニ送付サレタヤウナ次第デアリマシテ、是ハ正シク大多數國民ノ輿論ヲ反映スルモノデアルト信ズルモノデアリマス、年々議會デハ色ニ重要法案ガ審議イタサレマスルガ、兎角目前ノ問題ニ没頭サレル傾向ガアリマシテ、悠久廣汎ナ問題ハ動モスルト等閑ニ付サレガチノ嫌ヒガナイトハ申セマセヌノデ、其結果トシテ往々無告ノ民ガ非常ナル苦シミヲ受ケルニ至ルモノモ少クナインデアリマス、現行度量衡法ノ如キハ其最モ顯著ナルモノデアルト考ヘルノデアリマス、我國ノ慣用サレルナイモノハナイノデアリマス、又之ヲ縱ニ見マスレバ、實ニ千數百年ノ歴史ト密接ニ不可分ナルモノデアルノデアリマシテ、ソレニ

居ツタノデアリマス、當時ハ歐洲大戰ノ直後
デアリマシテ、我方日本ノ民心ハ非常ニ國
際協調ノ思想ニカブレテ居リマシテ、其上
ニ、此「メートル」條約ニ加盟シテ居ル多々ク
ノ國ミガ、今ニモ「メートル」法ニ統一サレ
ルヤウナ風ノ誤ツタ觀念ヲ持タセラレマシ
テ、無難作ニ同法ガ成立スルニ至ッテシマ
タノデアリマス、其當時委員デ居ラレマシ
タ方ミ内ニモ、若シ「メートル」法ガ十年
後ノ今日ニ於テ、尙ホ世界一般ニ行ハレナ
イ此狀態ヲ、其當時豫測スルコトガ出來タ
ナラバ、勿論此法案ニ贊成スルノデハナカ
タト云フコトヲ述懐サレテ居ル方ミモアル
ヤウナ次第デアリマシテ、此早マリ過ギタ
措置ハ、當時ノ思潮ヨリ出タル過失デアル
ト我ミハ考ヘルノデアリマシテ、返スく
モ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、御承知ノ
通リ、此「メートル」法ハ佛蘭西大革命ノ當
時ノ產物デアリマシタコトハ申スマデモア
リマセヌ（ソレカラ又獨逸ガ採用シタコトニ
付テ能ク例ニ引キマスルノデアリマスガ、

○子爵岡部長景君　只今ノ阪谷男爵ノ政府ニ對スル御質問ニ對シテ、此問題ハ商工省限リノ小サナ問題デハナイト考ヘマスルノデ、總理大臣ヨリ國政全般ニ亘ツテノ見地カラノ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

〔國務大臣子爵齋藤實君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（子爵齋藤實君）　御答ヲ致シマスルガ、政府ニ於キマシテヘ度量衡法ノ根本ニ對シマシテハ、是マデト同様變更スル考ハ今持ツテ居ラヌノデアリマス、左様御承

ノ輿論ヲ反映スルモノデアルト信ズルモノ
デアリマス、年々議會デハ色ニノ重要法案
ガ審議イタサレマスルガ、兔角目前ノ問題
ニ没頭サレル傾向ガアリマシテ、悠久廣済
ナ問題ハ動モスルト等閑ニ付サレガチノ嫌
ヒガナイトハ申セマセヌノデ、其結果トシ
テ往々無告ノ民ガ非常ナル苦シミヲ受ケル
ニ至ルモノモ少クナインデアリマス、現行
度量衡法ノ如キハ其最モ顯著ナルモノデア
ルト考ヘルノデアリマス、我國ノ慣用サレ
テ居ル尺貫法ハ之ヲ横ニ見マスレバ、實ニ
全國ニ瓦ル九千萬ノ國民一人トシテ、之ニ
依ラナイモノハナイノデアリマス、又之ヲ

テ、無難作ニ同法ガ成立スルニ至テシマ
タノデアリマス、其當時委員デ居ラレマシ
タ方ニ内ニモ、若シ「メートル」法ガ十年
後ノ今日ニ於テ、尙ホ世界一般ニ行ハレナ
イ此狀態ヲ、其當時豫測スルコトガ出來タ
ナラバ、勿論此法案ニ賛成スルノデハナカ
タト云フコトヲ述懐サレテ居ル方ニモアル
ヤウナ次第デアリマシテ、此早マリ過ギタ
措置ハ、當時ノ思潮ヨリ出タル過失デアル
ト我ニハ考ヘルノデアリマシテ、返スく
モ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、御承知ノ
通リ、此「メートル」法ハ佛蘭西大革命ノ當
時ノ產物デアリマシタコトハ申スマデモア

スルガ、政府ニ於キマシテヘ度量衡法ノ根本ニ對シマシテハ、是マデト同様變更スル考ハ今持ツテ居ラヌノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

ルト考へルノデアリマス、我國ノ慣用サレ
テ居ル尺貫法ハ之ヲ横ニ見マスレバ、實ニ
全國ニ瓦ル九千萬ノ國民一人トシテ、之ニ
依ラナイモノハナイノデアリマス、又之ヲ
縱ニ見マスレバ、實ニ千數百年ノ歴史ト緊密
不可分ナルモノデアレノデアリマシテ、ソニモ

ト我ニハ考ヘルノデアリマシテ、返スモ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、御承知ノ通リ、此「メートル」法ハ佛蘭西大革命ノ當時ノ產物デアリマシタコトハ申スマデモアリマセヌ、ソレカラ又獨逸ガ採用シタコトニ付テ能ク列ニ引キマスルノデアリマスガ、

是ハ普魯西ガ帝國ヲ統一シタ時ニ各聯邦ノ度量衡ノ統一ノ必要ト云フ點カラシテ之ヲ採用シタノデアリマシテ、其後革命ニ依ツテ共和國トナツタ國ミデハ、舊來ノ傳統破壊ト云フコトガ新國家トシテノ執ルベキ途ニアリマス關係モアリ、何レモ新ニ「メートル」法ヲ採用シテ居リマス、又歐洲大戰後ニ出来マシタ所ノ新興國ニ於キマシテモ同様デアリマシテ、皆「メートル」法ヲ採用シテ居リマス、是等幾多ノ小國ヲ數ヘマスルト、「メートル」法ヲ採用シテ居ル國ノ數ハ中多數ニ上ボルノデアリマスルガ、皆是等ノ新國家ハ何レモ以前ノ國家トハ別個ノモノデアリマシテ、古イ歴史トカ傳統ナドニ付テ、何等信念或ハ執著ヲ持タナイノハ、此「メートル」條約ニ加盟ラシテ居リマスルケレドモ、元來此條約ハ強制力ヲ持ッタモノデハアリマセヌカラ、依然「ヤード、ポンド」法ヲ採用シテ居ルヤウナ譯デアリマス、之ニ依テ見マシテモ其傳統ヲ重ンズル精神ダトカ、或ハ國家ニ對スル信念、愛著ナドト云フモノ、甚ダ強イコトガ窺ヘレルノデアリマス、我國ニ付テ見マスレバ、實ニ世界ニ冠絶シタル國體、歴史ナドヲ持ツテ居ルコトハ、我ミガ絕對ノ誇リトスル所デアルノデアリマス、デ尙ホ此國家ニ付テノ強イ信念ヲ有シテ居ル者ハ、又歴史ダトカ或ハ文化生活ナドノ基調脈絡ヲ成シテ居ル所ノ度量衡、即チ尺貫法ニ對シテモ深キ意義ト執著ヲ感シテ居ルノハ當然ノコト

ト考へマス、明治政府ガ、只今阪谷男爵力ラシテ御話ガヨザイマシタケレドモ、維新後ニ曆法トカ或ハ時ノ制度ニ付キマシテハ、取敢ズ世界ニ行ハレチ居ル制度ヲ巧ニ日本化シテ之ヲ採用シテ居リマスケレドモ、度量衡ニ至ッテハ外國ノ制度、即チ「メートル」法ナドヲ模倣シナイデ、尺貫法ヲ以テ、統一確定スルニ止メラレテ居ッタノデアリマシテ、是ハ意義ノアルコト考ヘルノデアリマス、其後世界ノ大勢、我ガ對外關係モ段々ニ發展イタシテ參リマシテ、「メートル」法、「ヤード、ボンド」法ナドヲ認ムルノ已ムナキニ至ッタ譯デアリマス、茲ニ三ツノ制度ガ併用ト云フコトニナツタ次第デアリマス、此三ツノ制度ガ併用サレテ居ル爲ニ、不便ヲ感じテ居ッタ方面カラシテ、度量衡統一ノ論ガ主張サレテ參ッタノデアリマス、今其統一論者ノ理由トスル所ヲ見マスレバ、我國ノ尺貫法ハ古來之ヲ採用シテ、之ニ慣熟シテ居ルケレドモ、我ミニハ如何ニモ是ガ便利デアルケレドモ、使用ノ範圍ガ遺憾ナガラ狭イ、又、「ヤード、ボンド」法ハ世界各地ニ廣く行ハレテ、日本トシテモ對外關係上ニハ多ク使用セラレルノデアリマスルカラ、非常ニ複雜デアル、「メートル」法ハ十進法デアッテ、度ト量ト衡トノ間ニ聯絡ガアリ、且ツ國際度量衡トスルノ傾向ガアルト云フヤウナ色ミノ方面カラシテ深ク考察サレマシタ結果、實際ヲ離レテ寧ロ理論ニ偏シテ、遂ニ「メートル」法採用ト云

フト云フコトニ決定サレタ譯デアリマシタ、固ヨリ最初ノ十年間ハ第一期ノ猶豫期間ト云フシタ譯デアリマシタ、ソレデ大正十三年ノ七月カラ實施ニ入ツタ譯デアリマシタ、固ヨリシタヤウニ大正十年ニ議會ヲ通過シテ成立シタ譯デアリマシタ、ソレデ大正十三年ノモノガ設ケラレテアリマシテ、比較的實行シ易ク、又専門技術ノ方面ニ専ラ實施サレテ參ツタ譯デアリマシタガ、近來ニ至ツテ次第ニ國民ノ日常生活ニマデ此「メートル」法ニ關スル知識ガ皆無ト申シテ宜イカ、少クシテ、勿論今日一般ノ國民ハ「メートル」法トモ極メテ薄弱ナノデアリマス、ニモ拘ラズ政府ノ發布スル所ノ色ニナ法令、規則或ヘ發表物ナドニハ、「メートル」ノ數字ヲ羅列シテ居ル爲ニ、一般國民ニハ殆ド理解サレナイノデアリマス、徒ニ煩雜、混亂ニ陥リ、或ハ不安、不快ノ感ヲ深クシツツアルノデアリマシテ、斯ノ如キハ所謂民ハ依然シムベシ知ラシムベカラズト云フヤウナ、封建的ノ古イ思想デアッテ、今日ノ法治國ノ公明ナル政治トヘ申スコトガ出來ナイト思フノデアリマス、尙ホ此様ナ狀態デアルニ拘ラズ、「ラヂオ」ノ放送ナドニモ往々聽クコトデアリマスルシ、又一部商人達ガ日用品ヲ販賣スルノニ「メートル」法ニ依ツテ居ルト云フガ如キハ、實ニ不親切ナル態度デアルト言ツテ差支ナイト思フノデアリマス、誠ニ申上ゲルノモ畏多イコトデアリマスルケレドモ、去ル二月

二十二日ノ宮内省第二回ノ御發表ニ依リマ
スルト、我ガ 皇太子殿下ノ御體重ガ一貫五
百二十匁、御身長ガ一尺九寸七分アラセラル
ルコトガ、尺貫法ニ依ツテ發表サレマシタ、
我ミ國民ハ御發育ノ御模様ヲハツキリ拜承ス
ルコトガ出來マシテ、眞ニ慶賀ノ情ニ堪ヘ
ナカツタ次第デアリマス、是ハ諸君モ必ズ御
同感ノコトデアッタ信ジマスル 次第デア
リマスルガ、計量觀念ト云フモノハ此一事
ニ依リマシテモ、如何ニ我ミノ頭ニ作用ヲ
スルカト云フコトハ多言ヲ要シナイコトデ
アルト考ヘル次第デアリマス、現在ハ尙ホ
此法律ガ猶豫期間中ニアリマスル爲ニ、日
常生活ニ於テハ強制サレテ居リマセヌ、從
來通り併用サレテ居リマスルカラシテ、強
制實施後ニ來ルベキ所ノ非常ナル苦境ニ付
テハ、一般ニハマダ明確ナル認識ハ持ツテ居
ラナイノデアリマセウ、ケレドモ、既ニ各
方面ニ於テ反對ノ聲ハ非常ニ熾烈ニナツテ
參ツタヤウナ譯デアリマス、苟モ國政ニ付テ
憂フ懷イテ居ル所ノ者ト致シマシテハ、斯
カル過失ニ出發シタル無謀ナル制度ヲ此儘
ニ黙過シテ、之ニ盲從シテ行クト云フヤウ
ナコトハ到底出來難イ所デアリマス、現行
法ニ依リマスレバ右第一期猶豫期間中ニハ
官公署ヲ始メトシテ多數ノ工場等ニ於テ
「メートル」法ノ專用ヲ強制實施ノ準備ヲス
ル筈デアリマシタケレドモ、其犠牲ガ餘リ
ニ大キイ爲ニ、政府自カラモ之ヲ敢テ實現
スルコトガ出來ナクナツタヤウナ有様デア
リマシテ、之ガ爲ニ昨年十二月勅令ニ依リ

マシテ、取敢ズ五箇年間ノ延期ヲ見ルニ至ツ
タヤウナ譯デアリマス、「メートル」法ノ專
用強制反對ノ理由ニ付テ少シク述べマスレ
バ、第一ニ「メートル」法ガ國際的ニ統一ノ
モ、日本ト最モ緊密ナル關係ニアル所ノ英
米ハ先程申シマシタヤウニ、依然トシテ「ヤ
ード」、「ボンド」法ヲ使ッテ居リマス、我國
ノ貿易ノ總額ノ約九割マデハ之ニ依ナケレ
バナラナイヤウナ實情デアリマス、例ヘバ
紡績ニ付テ考ヘマスレバ、輸出品ノ紡績ハ
一律ニ「ヤード」、「ボンド」法ノ規格ニ依ッテ
總テ造ラレテ居リマス、若シモ現行法ガ勵
行サレルヤウナコトニナツタ曉ニヘ、輸出品
ハ除外例モ認メラレテ居リマスケレドモ、
「ヤード」、「ボンド」法ニ依ルコトガ出來ル
トシテモ、内地向ハ「メートル」法ニ依ラナ
ケレバナラナイト云フコトニナリマシテ、
勢ヒ此製品ガニ重規格トナツテ、作業、製品
共ニ二通りトナリマシテ、却テ「メートル」
法専用、度量衡統一ト云フヤウナ本來ノ趣
旨ニ反スルヤウナ奇妙ナ結果ニナル譯デア
リマス、次ニ「メートル」法ハ十進法デアル
ト云フコトヲ申サレテ居リマスケレドモ
是ハ實際ニ於テハ百進、或ハ千進ナドノ場
合ガ相當多クアリマシテ、又單位モ或ハ大
キ過ギタリ、小サ過ギタリ、又其間隔ガ廣
過ギタリシテ、我ミノ日常生活ハ勿論、多
クノ場合ニ却テ不便ガ少クナイト云フコト
ハ、實驗者ノ屢々懇ヘル所ナノデアリマス、
尙ホ「メートル」法ノ長所ト言ヘル所ノ度、

學的ニ便利デアリマセウケレドモ、日常生活ニ取テハ決シテ必要ノナイモノナノデアリマス、況ヤ此呼聲ハ外國語デアッテ、日本語トシテ全然調和シナイコトノ如キハ、一般ノ使用ノ上ニ非常ニ不便ガアル譯デアリマス、又全國ノ土地帳或ハ不動產登記簿ナドガ御承知ノ通り尺、間或ハ何町何反何坪ト云フヤウナ數字ヲ以テ記載サレテ居リマシテ、之ヲ「メートル」法ニ改訂スルヤウナコトニナリマスレバソレダケデモ非常ナル手數ト巨萬ノ國帑ヲ要シ、又地方各自治團體ニ於テ保管サレテ居リマスル市町村ノ諸般ノ臺帳ノ如キハ、之ヲ「メートル」法ニ變ヘルナドト云フコトハ夢想ダモ出來ナイコトデアルト申サレテ居ルサウデアリマス、其外此計量器ヲ新調シタリ、或ハ色ミノ機械設備ナドヲ取換ヘル爲ニ要スル經費、ソレニ各官廳始メ、會社、工場其他各個人ニ至ルマデノ負擔ト云フモノハ、實ニ莫大ナル額ニ上ボルノデアリマス、其結果ドウデアルカト申シマスレバ、計量ニ關スル常識觀念ガ破壊サレ、日常生活ヲ悉ク攪亂セラレルノミデアッテ、國家國民ノ被ムル有形無形ノ損害ハ、實ニ測リ知ルコトガ出來ナイノデアリマス、況ヤ今日財政ハ赤字時代デアッテ窮迫ヲ告ゲテ居ルコトハ申ス迄モアリマセヌ、又社會ハ非常時デアッテ人心モ動搖シテ居ルト云フ際ニ、斯ノ如キ無駄ナル經費ヲ多ク用ヒテ「メートル」法ニ改メルト云フ如キハ、全然我ミノ承認スルコト

トガ叫バレテ居リマスルノニ、今日ノ現社會ニ没交渉デアル所ノ「メートル」法ヲ主トシテ教ヘテ居ルト云フコトヘ、教育理論上非常ノ焦點ニナッテ居ルヤウナ譯デアリマス、兒童ハ之ニ依ツテ非常ナ負擔ヲ負ハサレテ居リマス、又社會常識デアル所ノ尺貫法ヲ知ラナイデ、數量觀念ニマテ乏シク、非常ニ從来ヨリハ劣ツテ居ルト云フヤウナ片輪者ガ養成サレデ居ル譯デアリマス、サウシテ是等ノ兒童ノ中ニ自然長上ヲ蔑視スルヤウナ風ガ生ジタリ、親子ノ意思ノ疏通ヲ缺イタリ、家庭ノ和ヲ害スルト云フヤウナ虞ガナイトハ申サレナインデアリマス、左ナルト云フコトヲ憂ヒラレテ居リマスシ、又キダニ我國ノ美風デアル長幼ノ禮、或ハ社會秩序ナドト云フコトガ、近來頽廢シテ居ルト云フコトヲ憂ヒラレテ居リマスノ、所謂日本固有ノ文物ヲ譯モナク輕視シテ、一モニモナク外物ニ憧レテ居ルト云フヤウナ輕佻浮薄ナル氣風ガ漲ツテ居ル折柄、何ヲ好ンデ國法ヲ以テ、斯カル惡風潮ヲ助長スルヤウナ方針ノ下ニ國民教育ヲスルノデアリマセウカ、文教上確ニ一大問題デアルト考ヘテ居ル次第アリマス、今日ノ社會ハ尺貫法ニ慣熟シテ居ル所ノ中樞ノ人間ニ依ツテ構成サレテ居リマスノデ、兒童ナドガ學校カラシテ出テシマフト、此一般社會ニ入ッテ尺貫法ノ生活ニ直ニ馴染ンデシマフ

ノデアリマス、學校時代ニ骨ヲ折ツテ覺エタ
「メートル」法ナドベ、間モナク忘レテシマ
フト云フヤウナ實情アリマシテ、現ニ小
學校教育ニ付キ、或ハ小學校卒業後ノ兒童
ニ付イテ色ニ調ベタ人達ノ齊シク認メルノ
ハ、此ヤウナ無駄ナ教育ヲ施シテ子供ヲ苦
シメルト云フコトヘ實ニ誤タ教育デハア
ルマイカト、非常ナル疑惑ヲ懷クヤウニナッ
テ參ツタ次第アリマス、度量衡ハ申ス迄モ
ナク唯之ヲ覺エテ居ル、知ツテ居ルト云フダ
ケデ役ニ立ツモノデハアリマセヌ、直グ關
聯シタ觀念ヲ聯想スルコトガ出來、又直ニ
計量ノ目安方腦裡ニ映ツテ來ルト云フコトデ
ナケレバ役ニ立タナイノデアリマシテ、一
換算ナドラシテ居ルヤウナコトデ、今日
ノ此繁劇ナル社會ノ多クノ仕事ヲ處理シテ
行クト云フヤウナコトヘ不可能ナンデアリ
マス、實ニ尺貫法ハ我ニ日本國民ニ取ツテハ
常識デアリマス、又生活上ハ一日モ離レ難
イモノデアルノデアリマシテ、日本ノ固有
ノ建築ニ致シマシテモ、農業商工業等ニ致シ
マシテモ、一般國民ガ日々孜々トシテ營ム
所ノ生計ハ悉ク尺貫法ヲ基本トシテ居ルノ
デアリマス、勿論ソコニ何等ノ不便モ混亂
モナク、安定シテ居ル譯デアリマス、然ル
ニ此日本社會カラシテ尺貫法ヲ奪ツテ、「メー
トル」法ヲ強制シテヤラセヤウト云フヤ
ウナコトハ、實ニ幾百千萬ノ國民ヘ其業ヲ
ハ各方面カラシテ叫バレテ居ル次第アリ

ト云フモノハ實ニ想像スルダニ寒心ニ堪ヘ
ナイ次第アリマス、此ヤウナ國民ヲ苦シメ
テ無理ナ度量衡ヲ行ッタ結果ハ、國家ノ統制
トカ、或ハ國民ノ一致協力ト云フヤウナコ
トハ殆ド期待スルコトガ出來ナクナッテシ
マフダラウト憂ヘルノデアリマス、我ミハ
勿論此「メートル」法ヲ絕對ニ排斥スルモノ
デハナイコトハ、茲ニ斷言シテ憚ラナイノデ
アリマス、ソレドノ長所ヲ適當ニ用ヒル
コトハ當然爲スペキコトデアリテ、寧ロ能ク
日本國民精神ト言ハレマスルガ、日本精神
ハ此世界ノ長ヲ取入レルコトガ日本ノ精神
デアルト考ヘルノデアリマス、唯法律ヲ以
テ尺貫法ヲ絶體ニ排シテシマヘ、「メート
ル」法ノミヲ以テ國內ノ日常生活ヲ律シテ
スル者デアリマス、「メートル」法ニ統一シ
行カウト云フヤウナ、日本ヲ忘レタル唯物
主義、功利主義ノ思想ヲ飽ク迄排撃セムト
ナル者デアリマス、ナケレバ日本ノ進歩ガ遲レルヤウニ考ヘル
ノハ非常ナズハ誤リデアリマシテ、斯カル
形式ダトカ手段トカ云フヤウナモノハ寧ロ
末デアリマス、我ミハ其根本ノ精神其モノ
ヲ尊バナケレバナラナイト考ヘルノデアリ
マス、外國ノ制度文物ヲ取入レルノニ當リ
マシテ、常ニ國情民族ニ即スルヤウニ確乎
タル標準ヲ以テシナケレバナラナイ、換言
シマスレバ堅實ナル國民的自覺ニ立脚シテ
之ヲ行フベキデアツテ、我ガ文化或ハ國民生
活ノ向上發展ニ資スルコトヲ第一義トシナ
ケレバナラナイノデアリマス、デ外國崇拜

者ガ或ハ進歩發達ノ美名ノ下ニ、徒ニ彼ニ
リマシテ、斯カル風潮ニ委セテ置イタナラ
バ、日本ニ於テハ外國文物ガ難然タル陳列
場ノ觀ヲ呈スルコトニナリマシテ、我ガ誇
ルベキ日本ノ姿、日本ノ國風ト云フモノ
ガ、遂ニ地ヲ拂ツテシマノノデハアリマス
マイカ、是ハ必シモ紀憂デヘナイト考ヘル
ノデアリマス、度量衡ノ如ク社會制度ダト
カ、或ハ國民ノ實生活ニ深ク浸潤同化シテ
居ツテ離ルベカラザルモノハ、政府ガ如何ニ
努力シテモ、法律ノ力位デ之ヲ改廢スルコ
トハ不可能デアリマス、若モ斯ノ如キ國民
ノ遵奉スルコトノ出來ナイヤウナ法律ヲ施
行スルト云フヤウナコトガアッタナラバ、是
ハ却テ國法ノ威信ヲ傷ケル因デアルト考ヘ
ルノデアリマス、之ヲ要シマスルニ何レノ
方面カラ見マシテモ、一片ノ理論ヤ一部ノ
便宜ノ爲ニ、國民全般ノ不便苦痛ヲ忍ブコ
トハ到底出來ナイノデアリマシテ「メート
ル」法實施ノ爲ニ從來拂ハレタ犠牲ハ相當
ニアリマセウガ、今後之ヲ遂行シテ行ク爲
ニ拂ハナケレバナラナイ犠牲ニ比シマスレ
バ、是ハ實ニ輕微ナモノデアルト考ヘルノ
デアリマス、尺貫法存續ノ要望ハ國民
ノ總意デアリマシテ、既ニ衆議院ニ於テハ
政友民政兩黨カラシテ、黨派ヲ超越シテ此
法律改正案ヲ提出サレテ、昨日可決ノ上本
院へ送付サレマシタヤウナ譯デアリマスガ、
本院ニ於キマシテハ、此建議案ハ二百五拾

シテ、政府ニ對シテ院議ヲ以テ、此度量衡制度ノ討究審議ノ爲ニ、啻ニ専門家バカリ居ル所ノ調査會ノ設置ヲ要望セムトスルモノデアリマス、是ハ商工省限リノ小サナ問題デアリマス、又各省所管ノ色ニ専門、部門ガアリマスルケレドモ、此専門方面ニ限局サレタ問題デハナクシテ、國民全般ニ普遍的ニ、且ツ深刻ナ問題デアルト云フコトヲ御考ヘ願ヒタイト思フノデアリマス、只今總理大臣ヘ今日迄マダ、此度量衡法ヲ改正スルノ御考ガナイト云フコトヲ仰せラレマシタガ、我ミハ此衆議院ノ法律改正案及只今決議セラレムトシテ居ル所ノ此本建議案ニ於テ、國民ノ意ノアル所ヲ篤ト御考慮ニナッテ、ドウカ内閣ニ於カレテモ此趣旨ヲ十分ニ酌ミ取ラレマシテ、國民ノ要望ヲ洞察セラレテ、我ガ國情ニ即シタル度量衡制度ヲ確立シテ、國民ノ生活ヲ安定サセルコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス、政府ニ於カレテハ必ズヤ我ミノ聲ヲ聽イテ、善處シテ下サルコトト信ズル次第デアリマスルガ、本員ハ斯ノ如キ意味ニ於テ本建議案ニ對シテ賛成ヲ表スルモノデアリマス、二百五十名ニ近キ多數ノ贊成者諸君ハ、其殆ト大部分ハ我ミト大體ニ於テ所感ヲ共ニシテ居ラルルコトト信ズルノデアリマス、ドウカ皆様ノ御力ニ依リ、國民ノ希望ヲ貫徹スルヤウニ今後益、御協力アラムコトヲ願ヒタ

○副議長(伯爵松平頴壽君) 通告順ニ依リ
マシテ、鶴澤君ノ發言ヲ許シマス
(鶴澤總明君演壇ニ登ル)
○鶴澤總明君 私ハ本建議案ニ賛成イタス
一人デゴザイマス、度量衡其モノニ付テハ
門外漢デゴザリマシテ、専門ノ方ミノ御調
査ガアリ、學問上ノ御研究ノアルコトデゴ
ザリマスルカラ、其詳シイモノニ付テノ意
見ハ私ハ持ツテ居リマセヌノデゴザイマス、
ソレ故ニ度量衡ニ付テ何レガ宜シイカ、何
レガ正シイカ、何レデナケレバイカヌカト
斯ウ云フヤウナ問題ニ付キマシテ、皆様ノ
御清聽ヲ賜ハルト云フコトハ出來ナイ次第
デゴザリマス、併ナガラ國民ノ一人ト致シ
マシテ、度量衡ノ如キ、又曆ノ如キ、斯ウ
云フモノニ付テオ前ヘドウ考ヘルカ、斯ウ
云フヤウナ問題ノ起リマシタ時ニハ必ズ一
ツノ意見ガナケレバナラヌト思フノデアリ
マス、幸ニ此建議案ガ出マシタ以上ハ、此
建議案ニ付テモ何等力考ガナイト云フ筈ハ
ナイ、アレバ、今日ノ場合ニ於テ其意見ヲ
述ブベキコトニ於テハ大イニ必要ノアルモ
ノデアラウ、何トナレバ政府ニ於キマシテ
コトガ出來ズシテ之ヲ延期サレテ居ル、國
民ノ間ニハ贊成ノ意見モアレバ、反對ノ意
見モアル、即チ多少ナリトモ政治ニ關心ヲ
持ツテ居ル者ト致シマシテ、此問題ハ唯簡單

ナモノデアルカラ、斯ウ云フノデ片付ケテシマフ譯ニハ參ラヌモノデアル、斯様ニ思フ次第アリマス、ソコデ私ハ此贊成トシテ三點ヲ御聽ヲ願ヒタイノデアリマス、第一點致シマシテハ度量衡法強制ノ場合ニ一點ト致シマシテハ度量衡法強制ノ場合ニハ、數量計算ト體驗判断、即チ此概念論ト價値論ト云フモノヲ區別ヲシテ御考ヘニナルベキモノデアラウト思フノデアリマス、是マデノ「メートル」法强行ノ方面ニ於キマシテハ、單純ニ此概念論ニ重キヲ置キマシテ、價值論ノ方ニハ重キヲ置カレナカッタノデハナイカト思フノデアリマス、ソレカラ第二ノ點ハ現行ノ「メートル」原器ハ精確デハアリマスルガ、其精確ト云フコトヲ以テ直ニ油斷ヲシテ居ツテハナラナイ、ソレ故ニ此「メートル」法ノ條約ニ於キマシテハ絶エズ、此「メートル」法ニ付テモ即チ度量衡法ニ付テモ、世界ノ學問ノ進歩ト共ニ、此問題ニ付テモ研究ヲ續ケテ、而シテ今日ノ原器ニ付テ改正スベキ所ガアレバ、改正シナケレバナラヌト云フヤウナコトヲ條約ニ於テ豫想シテ居ルノデアリマス、ソレカラ第三ニハ律度量衡トシテ、唯度量衡ノミデハナイ、律度量衡トシテ人類共存生活ニ密接ナ關係ヲ以テ發達ヲ致シテ参リマシタ此尺貫法ト云フモノヲ廢止スル場合ニ於キマシテハ、文化ニ絶大ノ影響ヲ及ボシテ、延イタ度量衡問題ト云フコトハ、決シテ輕々シク看過スペキモノデハナイ、斯ウ云フ三點

ノ御考ヲ願ヒタイノデアリマス、第一ノ理由ハ明治二十四年法律第三號、明治二十六年一月一日ヨリ實施セラレマシタ度量衡法ニ於キマシテハ、尺貫法ト「メートル」法トニ共通スル原則ヲ定メタノデアリマス、而シテ此尺貫法ヲ本則ト致シマシテ「メートル」法ノ併用ヲ認メタノデアリマス、即チ我國ノ明治二十四年頃ノ政治家ハ、基礎ヲハナイカト思フノデアリマス、我國ニ於テ古來カラ慣用サレマシタ尺貫法ハ、計量ノ上カラ申シマスルナラバ、色ニ異ヅタ點モアルノデアリマス、固ヨリ是ハ一定シテ居ラナカッタノデアリマス、併ナガラ此發達ノ、是ハ沿革ニ依ルコトデアリマセウガ、其尺貫法ト云フ一つノ國民ニ體驗サレタ事實ト云フモノハ、是ハ國民生活ノ日常ヲ調理スル爲ニハ、甚ダ必要ナ標準ヲ與ヘテ居ツタモノノデアリマス、斯ノ如クシテ此日常生活ト云フモノガ同時ニ文化ニ影響ヲ持ツテ來ルノデアリマス、デニ付テ改正スベキ所ガアレバ、改正シナケレバナラヌト云フヤウナ實際ニナシテテ豫想シテ居ルノデアリマス、ソレカラ第ナニハ度量衡トシテ、唯度量衡ノミデハナイ、律度量衡トシテ人類共存生活ニ密接ナ關係ヲ以テ發達ヲ致シテ参リマシタ此尺貫法ト云フモノヲ廢止スル場合ニ於キマシテハ、文化ニ絶大ノ影響ヲ及ボシテ、延イタ度量衡問題ト云フコトハ、決シテ輕々シク看過スペキモノデハナイ、斯ウ云フ三點

トカ、或ハ重サデアルトカ、或ハ大イサデアルト云フ此判断ハ、必シモ計量的ニ數字ヲ以テ決定イタシマセヌデモ、體驗的ニ我ハ概括判断ヲ以テ日常ノコトヲ決スルノデアリマス、一ミ此計量器ニアテテ、數字シテ此計量器ニアテテ、「メートル」法ニ精確ナ數字ヲ得マセヌデモ、大體ノコトハ概括的ノ判断ヲ致スノデアリマス、唯トハ概括的ノ判断ヲ致スノデアリマス、唯工藝デアルトカ、機械製造デアルトカ、或マシタ尺貫法ハ、計量ノ上カラ申シマスルナラバ、色ニ異ヅタ點モアルノデアリマス、固ヨリ是ハ一定シテ居ラナカッタノデアリマス、併ナガラ此發達ノ、是ハ沿革ニ依ルコトデアリマセウガ、其尺貫法ト云フ一つノ國民ニ體驗サレタ事實ト云フモノハ、是ハ國民生活ノ日常ヲ調理スル爲ニハ、甚ダ必要ナ標準ヲ與ヘテ居ツタモノノデアリマス、斯ノ如クシテ此日常生活ト云フモノガ同時ニ文化ニ影響ヲ持ツテ來ルノデアリマス、デニ付テ改正スベキ所ガアレバ、改正シナケレバナラヌト云フヤウナ實際ニナシテテ豫想シテ居ルノデアリマス、ソレカラ第ナニハ度量衡トシテ、唯度量衡ノミデハナイ、律度量衡トシテ人類共存生活ニ密接ナ關係ヲ以テ發達ヲ致シテ参リマシタ此尺貫法ト云フモノヲ廢止スル場合ニ於キマシテハ、文化ニ絶大ノ影響ヲ及ボシテ、延イタ度量衡問題ト云フコトハ、決シテ輕々シク看過スペキモノデハナイ、斯ウ云フ三點

ノ御考ヲ願ヒタイノデアリマス、第一ノ理由ハ明治二十四年法律第三號、明治二十六年一月一日ヨリ實施セラレマシタ度量衡法ニ於キマシテハ、尺貫法ト「メートル」法トニ共通スル原則ヲ定メタノデアリマス、而シテ此尺貫法ヲ本則ト致シマシテ「メートル」法ノ併用ヲ認メタノデアリマス、即チ我國ノ明治二十四年頃ノ政治家ハ、基礎ヲハナイカト思フノデアリマス、我國ニ於テ古來カラ慣用サレマシタ尺貫法ハ、計量ノ上カラ申シマスルナラバ、色ニ異ヅタ點モアルノデアリマス、固ヨリ是ハ一定シテ居ラナカッタノデアリマス、併ナガラ此發達ノ、是ハ沿革ニ依ルコトデアリマセウガ、其尺貫法ト云フ一つノ國民ニ體驗サレタ事實ト云フモノハ、是ハ國民生活ノ日常ヲ調理スル爲ニハ、甚ダ必要ナ標準ヲ與ヘテ居ツタモノノデアリマス、斯ノ如クシテ此日常生活ト云フモノガ同時ニ文化ニ影響ヲ持ツテ來ルノデアリマス、デニ付テ改正スベキ所ガアレバ、改正シナケレバナラヌト云フヤウナ實際ニナシテテ豫想シテ居ルノデアリマス、ソレカラ第ナニハ度量衡トシテ、唯度量衡ノミデハナイ、律度量衡トシテ人類共存生活ニ密接ナ關係ヲ以テ發達ヲ致シテ参リマシタ此尺貫法ト云フモノヲ廢止スル場合ニ於キマシテハ、文化ニ絶大ノ影響ヲ及ボシテ、延イタ度量衡問題ト云フコトハ、決シテ輕々シク看過スペキモノデハナイ、斯ウ云フ三點

之ニ基イテ他ノ進歩ヲ考ヘテハナラヌ、斯
ウ云フヤウナコトヘ此「メートル」原器ト雖
モ、之ヲ人類ニ向シテ要求スルコトハ是ハ出來
ナイノデアル、條約ニ於テモ現ニ年々ニ調
ベナケレバナラヌ、ソレカラ原器ニ付キマ
シテモ、今ノ金子拵ヘタ原器ガ宜シイカ、
或ハ其外ニ電波ニ依ルナリ、サウ云フ外ノ
モノニ付テ更ニ精確ナ原器ヲ造リ得ル場合
ガ有ルカ無イカト云フヤウナコトハ、條約
ニ於テ考ヘナケレバナラヌヤウニ是ハナッ
テ居ルノデアリマス、東洋ニ於テノ東洋ノ人
テ方ニ付キマシテモ、色ニアルコトデアル
ト思ヒマスルガ、私ハ此「メートル」法ナリ
度量衡ヲ作ル場合ニ、數ニ付テノ東洋ノ人
人ノ考ヘ方ト云フモノヲ無視シテ、制度ヲ
樹テルト云フコトハ宜クナイト思フノデア
リマス、然ルニ此東洋ノ數ノ立テ方ハ最モ
古イ文獻トシテハ、是ハ御承知ノ周易說卦
傳ノ立テ方デアリマス、即チ參天兩地ニシ
テ數ヲ倚ツトアリマス、即チ此參天兩地ト
云フコトハ學者ノ讀ミ方ハ色ニアリマスル
ケレドモ、通說ニ依リマスルト、天ハ圓イ、
圓イノハ圓周ニ依シテ知ラレルカラ、其圓周
率ト云フモノハ即チ「パイ」ノ三・一四一六
デアル、ソレデアリマスカラニト見ルガ宜
シ、地ハ方デアリ、四ツノ隅ガアル、隅ノ
數ノ二ガ出テ來ルカラ、之ヲ二ト致シマシ
テ天地ノ數ニ依ル、是方即チ朱子ノ解釋
アリマス、朱子ハ圓周率ノ「パイ」ノ三ノ數
ヲ以テ天ノ數トシ、ソレカラ地ノ四方ノ數

シニテ居ルノデアリマス、ソレカラ又天へ陽
ノ奇デアリ地ハ陰ノ偶デアル、奇ノ一ヘ三ニ
依ツテ代表セシメテ偶ヘ二カラ始メル、ソ
レデ即チ參天兩地デアル、斯ウ云フヤウナ解
釋ヲ致シテ居ル說モアルノデアリマス、何
進法デハナイノデアリマス、又二ノ數ヲ必
要トスル、倍數トシテハ必シモ十進法デヘ
ナイノデアリマス、而シテ實際生活上ノ體
驗ニ於キマシテ、要用ナ數量上ノ價値トナ
テ居ルノデアリマスルガ、是ハ單リ東洋ベ
カリデハナイノテアリマシテ、斯様ナコト
ヲ申上ゲルノハ如何カト思フノデアリマス
ルガ、「レオナード・ボスマント」云フ人ガ數ノ
意義及哲學ト云フヤウナ書物ニ於テ我々人類
ノ數ニ對スル意義ノ考ヘ方ヲ説明イタシテ
居ルノデアリマスルガ、簡單ニ唯此十進法ガ
宜シイ、唯十進法ダケニ依ツテ考ヘテ、我々
人類生活ノ間ノ必要ナル機械デアルト
カ、器具トカ云フモノガ出來テ居ルノデア
ル、斯ウ云フヤウニハ斷ジ兼不ル點ガアル
ノデアリマス、世界民族ノ發達ニ付キマシ
テ研究スル場合ニ民族ノ生活上、數ノ判
斷ニ色ニ差異ガアルト思ハレルノデアリマ
ス、申スマデモナク「ヤード、ボンド」法ヲ
使用イタシマシテ、發達ヲ致シテ居ル所ノ
民族ニモ、數量價値ノ判断上其處ニ至ル特
徴ガアルコトハ争ヘレナイノデアリマス、
然ラバ此「メートル」法ノ専用ガ宜シイカ、

何レヲ主トスルガ宜イカ、此問題ヘ即チ價値論ニ歸スルノアリマス、價値論ノ問題ト致シマシテハ、度量衡ノ構成、計量上ノ利便ノ問題モゴザリマスケレドモ、生理上カラモ、心理上カラモ、生活上カラモ、歴史上カラモ考ヘナケレバナラヌト思フノデアリマス、専門家バカリデナク、多數ノ尋常人ノ方面カラモ考ヘナケレバナラヌト思フノデアリマス、即チ此「メートル」法ト云フモノガ施行セラレマシテ、當局ノ豫定通り、圓満ニ實行ノ出來ナイト云フコトハ、唯此計畫ノ關係ニ重キヲ置カレテ、其他ノ關係ヲ閑却ヲ致シタ結果デアラウト思フノデアリマス、斯様ナコトデゴザリマスルカラ、此點ニ於テハ尙ホ今日我ミノ實際生活ニ即シテ、價値論ノ方面カラ此度量衡ノ問題ヲ更ニ考ヘテ見ル必要ガ有ルカ無イカト申シマスルト、是ハ大イニ有ルト云フコトニ付キマシテハ、必ズ御賛成ヲ得ルコトト考ヘルノデアリマス、ソレカラ第二ノ理由ノ現行ノ「メートル」原器ハ精確デアルケレドモ、其精確ト云フコトニ唯油斷ヲシテ居ツテハナラヌ、固ヨリ我國ニ於テモ田中範博士、其他此專門ノ學者、先進ノ方々ガ居リマシテ、常ニ此研究ニ御油斷ハナイオノデルナラバ、曆ノ如キモノヤ、度量衡ノ如キモノハ、其民族カラ匍ヒ上リマシテ、民族シムルヤウナ發明發見ガアツテ實ハ欲シイ

ルト云フコトモ宜シイノデアリマスルガ、
動モスレバ世界ノ學者ニ追随スルト云フヤ
ウナ結果ニナシテハ、是ハ一國ノ獨立カラ見
テ甚ダ遺憾千萬ト言ヘナケレバナラヌノデ
アリマス、ソコデ今日ノ「メートル」法ト致
シマシテハ、「メートル」ノ三十三分ノ十
ヲ一尺ト定メル、四分ノ十五「キログラム」
ヲ一貫ト定メルト云フヤウナコトハ、世界
的ニ定メマシタ「メートル」法カラ日本ノ尺
デアルトカ、貫デアルトカ云フモノニ對シ
テ、誠ニ此不自然ナ數デハアリマスルケレ
ドモ、三十三分ノ十デアルトカ、或ハ四分
ノ十五デアルトカト云フヤウナ數字ニ依通
テ、「メートル」法ト日本ノ尺貫法トノ共通
點ヲ定メラレタノデアリマス、定メラレタ
ノデアリマスルガ、現在ノ問題ト致シマシ
テハ、西洋カラ輸入イタシマスル此「メー
トル」原器ト云フモノガ、比較上精確デア
ル、是ハ疑ヒガナイノデアリマスルケレド
モ、併ナガラ此科學ノ問題ト致シマシテ、
即チ此知識論ノ問題ト致シマシテ、唯一絶
對ノモノデアルト云フコトハ、何人モ斷言
スルコトガ出來ナイノデアリマス、學問的
ニハ將來幾多ノ進歩ヲ見ネバナラヌノデア
リマス、明治八年ニ佛蘭西ノ巴里ニ於キマ
ル「原器ト云フモノガ、其當時ハ一番精確
ナモノデアリ、一番變化シナカツタモノデ
アッテモ、其後ニ於テノ科學ノ進歩ト云フモ

如キ法律ヲ制定セラレル場合ニ於テ、之ヲ
實施スルニ付テノ準備調査ニ於テ、未ダ及
バナカツタモノガアルト云フコトヲ申スコ
トガ出来ルト思フノデアリマス、デ當初「メー
トル」條約ニ加盟イタシタ時、即チ明治二十
四年法律第三號度量衡制定ノ際ハ「メー
トル」法ノ基本タルベキ計量ノ依ルベキ
確實ナ物體ガアツタモノト斯ウ云フヤウニ
考ヘテ居ラレタヤウデアリマス、又「メー
トル」原器ハ永久不滅不變ノ物質デアル、
斯様ニ考ヘテ居ラレルヤウデアリマス、而
シテ此時代ハ私ハ必シモ歐米模倣ヲ惡イト
ハ申シマセヌケレドモ、萬事歐米模倣ノ時
代デアリマシタカラ、東洋尺貫法ノ基本、
成立、慣用ト云フヤウナ此歴史ト云フモノ、
及ビ文化ニ及ボシタ功用ト云フコトニ付テ
ハ考ヘ及バナカツタノデアリマス、此時代ニ
國體論ガ出タト云フヤウナコトヲ、恰モ嘲
ルヤウニ御話ニナラル方ガゴザイマスル
ガ、私ハ國體論ノ出ルノハ必シモ嘲ルベキ
コトデハナイ、斯様ナ新シイ制度ノ出ル時
ニ色ミノ方面カラ考フベキモノデアル、殊
ニ國體ノ如キ重要ナコトニ付テハ考ハルノ
ガ當リ前ノコトデアルト思フノデアリマ
ス、明治三年九月ニ大藏省竝ニ制度局ノ度
量衡ヲ改正スルノ議ト云フモノガゴザイマ
スルガ、此意見ト云フモノハ極メテ眞面目
デハゴザイマスルケレドモ、當時ノ物理學
ノ程度ト云フモノガ想見サレルノデアリマ
ス

其議ニ依リマスルト「或ハ委ヲ累シテ準ヲ立テ、或ハ玉ヲ測リテ準ヲ定ム、其據ル所荒唐不經未何ノ謂ヲ知ラス、故ニ不變不易至貴至重ノ體ヲ以テ準トシ、精細ニ度量衡ノ規則ヲ定メ萬姓ヲシテ亡羊汎濫ノ患ナカラシメサルヘカラス、然ラヘ則何ニ據テ其準ヲ取ランヤ、曰ク地球ノ大圓圈ヲ以テ天下準トスヘシ、蓋シ地球ノ物タル萬世ニ亘リテ不變不易塊然中間ニ繫ル、天下萬姓誰力此ニ據テ生息セサランヤ、故ニ大圓圈ヲ總計シ一億二千萬分ノ一ヲ以テ一尺ト定ム」、斯ウ云フヤウナ建議案ガ出テ居リマスルガ、此建議案ヲ出シタ人ハ非常ニ熱心ニ出サレタモノデアルト思ヒマスルケレドモ、併シ斯様ナ事柄ハ今日ノ物理學、或ハ天文學ノ進歩ニ依リマシテハ、多少此事ニ付テ、此建議案ニ却テ荒唐不經ノ所アリト云フヤウナ考ガ起ルノデハイカト思ヘレルノデアリマス、而シテ其地球ノ一億二千萬分ノ一ヲドウシテ測ヅタカ分リマセヌガ、ソレガ丁度在來通用ノ尺ニ比較スレバ其差略ボ曲尺ト鯨尺トノ間ニ當ルトスウ云フ註ヲ致シテ居リマス、私共ハ學者ノ研究トシテ是ハマア非常ニ尊敬スル、學者ニ依ラナケレバ學問ノ進歩ハ出ナイノデアリマスカラ非常ニ尊敬ヲ致スノデアリマスガ、學者ガ此モノヲ總テ此確定シタモノデアル、絕對ノガ兆シテ居ルモノトス様ニ私ハ思フノデアリマス、ソコデ斯ウ云フヤウナ狀態カラ殆

確實ナラシムルコトヲ得ルモノトス、「斯ウ云フノデ物理ノ定數ト云フモノヲ今ヨリモモット一層精確ニ知ルコトガ豫想サレテ居位ニ關スル範圍内ニ於ケル精確ノ度ヲ増加スル、斯ウ云フノデ此進歩ヲ豫想シテ居ルノデアリマス、デ物理的定數ト云フコトハ我々素人ニハ理解シ難イモノデアリマシテ、或ハ「ハイゼンベルグ」ノ量子論ニ説イテ居ルヤウナ不定律ト云フヤウナコトニモノ關係ガアツテ、是ハ電氣業者、數學者ノ間ニ於テモ、今日マデ議論ノ種トナッテ居ル所ノモノデアルト考ヘルノデゴザイマスルケレドモ、斯ウ云フヤウナ物理學的ノ標準ヲ基礎ニ致シマシタ爲ニ、常ニ此物理學的ノ影響ヲ受ケテ居ル度量衡デアルト云フコトハ是ハ争ヘナイコトデアリマス、是等ノコトハ何レモ中央局ノ物理學者ノ擔任スル所デアラウト思ヒマスルガ、我ミノ國ノ學者ニ於テモ必ズ之ニ從ツテ研究サレテ居ルコトデアルト思フノデアリマス、即チ我國ニモ學術振興會ト云フモノガ出來テ居リマスルカラ、必ズソコデハ研究サレテ居ルコトデアラウト思フノデアリマスルケレドモ、此條約ノ意味カラ言ツテモ、政府ハ必ズ此度量衡ニ關スル眞ノ學問的ノ研究ヲスベキ所ノ其調查機關ヲ獨立シテ一つ作ツテ置ク必要ガアルノデハナイカ、斯ウ云フヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、若シ是ガ獨立シタ機關デナクシテ、他ノ機關ニ唯御任セニナッシテ居ルト云フコトデアリマスルト云フト、其

擔任サレテ居ル方々ハ何レモ専門ノ結構ナ
學者デアリマスルケレドモ、併ナガラマダ
此研究ノ獨立ト云フコトニ於テ薄弱ナモノ
ガアルト申サヌケレバナラヌト思フノデア
リマス、學問ニハ固ヨリ國境ナシデアリマ
セウガ、研究ノ優越ト云フコトハ其國ノ文
化ノ勝レテ居ルコトヲ示スモノデアリマ
ス、度量衡ノ如キ曆ノ如キモノニ付テハ國
家トシテノ十分ノ調査ガナケレバナラヌ、
又研究ガナケレバナラヌト思フノデアリマ
ス、デ私共ハ此「メートル」法ノ便利ヲ主張
スル、主張サレル以上ハ國民ヲシテ誤フシ
メザルヤウニ、一方ニ於テ絶エザル進歩ト
竝行シ、一方ニ於テハ舊來ノ文化トノ圓滿
ナル調和ヲ保ツト云フコトガ、此「メート
ル」法ヲ主張サルル方面カラ申シマシテモ、
努力セラルルベキコトデハナイカ、即チ現
行ノ「メートル」法ノ條約ニ依ツテモ、絶エザ
ル進歩ガ豫想サレテ居ルノニ、最早此「メー
トル」ト云フモノハ絶對ナモノデアル、
之ニ付テハ國民ハ疑ヒヲ挾ンデハナラヌ、
此「メートル」ト云フモノヲ法律ハ施行スル
カラ、ソレニ向ツテ反對スル者ハ是ハ無學ノ
徒デアリ、反對スル者ハ物ヲ知ラザルモノ
デアルト云フヤウナコトニナリマシテハ、
甚ダ遺憾千萬デアル、幸ニサウ云フ御方ハ
ナイノヲ私ハ甚ダ結構ナコトト思ツテ居ル
ノデアリマス、ソレカラ第三ノ理由ト致シマ
シテハ、成ルベク簡單ニ申上ゲマスルガ、
律度量衡、律度量衡トシテ人類共存生活ニ
密接ナ關係ヲ以テ發達ヲ致シマシタ此尺貫

法ヲ、之ヲ廢止スル場合ニ、文化ニ絶大ノ影響ヲ及ボシテ居ルト云フ點ヲ御考ニナラスト云フコトハ、是ハ誠ニ遺憾ナコトデアリ。又、東洋デハ律度量衡デアリマス、唯度量衡ト申サズニ、律度量衡ト云フコトニ於テ統一ヲ保ッテ居ルノデアリマス、而シテ其起源ニ付テハ色ニナ意見ガアリマスルガ、皆此カラモ計リ、横カラモ計リ、又此對角線ノ方カラモ計ツテ、ソコデ此尺ノ根據ヲ立テ始實ツタ森ノ實ニ基イテ之ヲ計ルノニ長イ方メタト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、即チ此森ニ基イテ黃鐘ガ出來タ、黃色ナ森ト書イテアツタノガ、後ニ黃色ナ鐘ト云フコトニ書クノデアリマスルガ、森ニ基イテ黃鐘ノ管ガ出來テ參ツクノデアリマス、即チ東洋ノ律度量衡ハ機械カラ起ツタノデヘナクシテ、生物カラ起ツタノデアリマス、是ハ界ノ觀察ニ於テ生物論的ニ觀察ヲ致シマスル觀察ノ方法ト、機械論的ニ觀察ヲ致シマスル觀察ノ方法ノアリマスルコトハ、私ノ申上ゲルマデモナイコトデアリマス、是ハ希臘以來例ヘバ此「アリストテレス」ノ如キハ、元來ハ此生物的ニ觀察ヲ致シマシテ、生物的ニ一切ノ理論ヲ立テテ參ツタノデアリマス、是ト同時ニ此機械論ノアルト云フガ、東洋ノ度量衡ノ起源ト云フモノハ生物カラ起ツテ來テ居ル、即チ生物ノ觀察ニ起源コトハ固ヨリ御承知ノ通リト考ヘマスルシタモノデゴザイマシテ、度量衡バカリデナハイ、音律ニ大キナ關係ガアル、即チ此

音樂ニ大キナ關係ガアルノデアリマス、日本ノ樂器、笙デアルトカ、簞篋デアルトカ、笛デアルトカ、或ハ太鼓デアルトカ、鐘デアルトカ云フ、是等ノモノノ製造ト云フモノト、是ト尺貫法ト云フモノハ是ハ密接ノ關係ガアル、現ニ此「ピアノ」ノ今ノ機械ノ線デハナカヽ出ナイ音ヲデスネ、之ヲ日本ノ笛デアルトカ、笙デアルトカデアリマスルト云フト、機械ノ音デ出ナイモノガ是デ出テ來ル、サウンテ其長サト云フモノト、ソレカラシテ徑ハ何カラ測ヅテ來テ居ルカト云フト、矢張リ此忝カラ、生物カラ出マシタ所ノ其度量衡ガ本ニナツテ、ソレデアノ音ガ出テ來テ居ル、斯ウ云フヤウナコトハ田邊尙雄サンデアリマス、私ハアノ人ノ御意見ヲ聽イテ、如何ニモ御尤モデアル、斯様ニ考ヘタノデアリマスルガ、果シテソレハドウデアルカ、事實デアルカト云フコトハ、是ハ私ノ保證ノ限リデハナイ、唯サウ云フヤウナ御意見モアルト云フコトヲ唯御聽ヲ願ッテ置ケバ宜シノデアリマス、ソコデ此明治三年ノ、前ニ述べマシタ大藏省竝ニ制度局ノ度量衡改正議ニ於キマシテハ、由ル所ガ荒唐不稽デアルト申シテ居リマスルケレドモ、生物カラ起源ヲ採ルト云フコトモ必シモ荒唐不稽デハナイ、寧ロ我ミノ日常生活ニ即イノデゴザイマスガ、容易ニ測ルコトノ出来ナイ地球ノ大キサヲ測ヅテ、其一億二千萬分ノ一ガ一尺デアルト云フヨリモ、我ミガ

シテ、ソレガ幾ツ並ベバ一分デアル、一尺
デアル、ソレガ幾ツ粒ガ集レバ一合デア
ル、一升デアル、或ハソレガドレ程寄ルト
云フト何貰デアル、何匁デアル、斯ウ云フ
ヤウニ此生物ノ方カラ測ヅテ來ル単位ノ考
ヘ方ヲ、之ヲ以テ必シモ荒唐不稽デアルト
云フコトハ私ハ言ヘナイト思フ、寧ロ古人
ヘ今ノヤウニ生活ガ逼迫シテ居リマセヌカ
ラ、即チ本當ノ名人ノ考、或ハ本當ノ専門
家ノ考ヲ以テ色ミノ方面カラ研究ヲ致シタ
所モアルト思フノデアリマス、古人ノ研究
ガ必シモ一切ヲ盡シテ居リ、是ガ又絶對デ
アルト云フコトノ申シ難イコトハ、ソレハ
今日ノ科學ノ研究ト同様ナモノデアラウト
思フノデアリマス、ソレデ此律度量衡ト云
フコトニ付テ、律カラ起ツタモノデアルト云
フ意見ヘ中根樟……中根元珪ト云フ人ガ律
原發揮ト云フ書物ヲ書イテ居リマス、此律
原發揮ノ中ニ述べテ居ルノデアリマスル
ガ、此點ニ付テハ荷田在滿ハ、此中根氏ノ
書イテ居ル此律原發揮ニ付テノ同書ノ意見
ヲ、中根氏ガ改メテ居ル、斯ウ云フコトヲ
言ツテ居リマスルカラ、或ハ此律原發揮ニ書
イテアルコトヲ後ニ訂正イタシタカドウカ
ハ分リマセヌガ、併ナガラ律原發揮ニ於テ
ヘ、度量衡ノ起源ト云フモノト律ノ起源ヲ
同ジニ見テ居ル、ソレデ文化的ノ方面ニ於
テ、律度量衡ヲ研究シマシタ人ハ申ス迄モ
ナク貝原篤信、中村迪齋、中根元珪、荻生
徂徠、伊藤仁齋、斯ウ云フヤウナ人達ガ非

常ニ骨ヲ折ツテ、度量衡ノ研究ヲ致シテ居ルコトヲ十分ニ研究サレテ居ルノデアリマス、所ガ此中根元珪ノ律原發揮ニ依リマスルト云フト。法隆寺ニ唐カラ傳ハゞタ尺ノ型ガアル、ソレヲ縱ニ引寫シマスルト紙ノ伸ビ縮ミガアルカラ、横ニ寫シテ置ク、其横ニ寫シタ法隆寺ノ尺ト云フモノガ律原發揮ノ中ニ出テ居ルノデアリマス、所ガ此法隆寺カラ寫シタモノガ、ソレガ本當ノ物指デハナクシテ、アレハ一ツノ壓鎮ノ類、或ハ文鎮ト申シマスルカ、物ヲ押シ鎮メル方ノ壓鎮ノ類デアツタ云フコトヲ、後ニ中根元珪ガ訂正シテ居ル、斯ウ云フコトヲ言ツテ居リマスルカラ、律原發揮ニ書イテアルコトガ必シモ正確デアルトハ申セマセヌガ、併シ此泰カラ律度量衡ガ起ツタト云フコトニ付テハ、相當ニ研究スベキ餘地ガアルモノデアラウト、斯様ニ私ハ考ヘルノデアリマス、即チ此律原發揮ニ依リマスルト「此尺魯般力家ヨリ傳ヘテ以テ唐ニ至ル、自後聖德太子之ヲ本邦ニ傳フ、今ニ至リテ和州法隆寺ニ在リ、即チ木匠用キル所ノ曲尺ナリ、然リト雖モ家々ニ傳寫シテ其尺長短一ナラズ、皆之ヲ長大ニ失ス」ト云フヤウナコトガ書イテアル、ソレデ尺貫法ノ出來ルト云苦心シタモノデアル、其苦心シマシタ所ノ尺貫法ト云フモノガ今日ニ傳ハツタモノデアル、此魯般ト云フ人ハ何デモ、御承知デゴザイマセウガ、孟子ニ云フ公輸子、墨子

ニ云フ公輸盤ト云フ人デアルト云フコトデアリマス、孟子ノ離婁章句ノ上ニ「離婁之明、公輸子之巧、規矩ヲ以テセザレバ方昌ヲ成スコト能ハズ」トアリマス、是ガ魯般デソレカラ墨子ト云フ者ハ非常ナ建築家デアルリ、又哲學者デアリ、城ナドモ造ル者デアル、是デ魯般ト墨子ガ問答ヲ致シテ居ル所ガ墨子ノ中ニモ書イテ居ルノデゴザリマスルガ、斯様ナコトガマア事實ドレ程信用スベキモノデアルカ、ドレ程文獻ノ基礎ガアリマスルカヘ分リマセヌケレドモ、斯様ナ變遷ヲ經テ尺貫法ガ、日本ノ一々ノ計量ノ基礎ニ於テハ不正確ナ所ガアリ、又變ッタ所ガゴザイマシテモ、我ミノ國民生活ノ方面ニ織入マレテ居ル所ノ體驗トシテヘ、今日マダノ頭ニ生キ残ツテ居ルノデアリマス、ソコデ此「メートル」法ヲ實行セラルル場合ニ於キマシテヘ、斯様ナ此舊來ノ文化ノ上ニ織込マレテ居ル所ノ制度ト、新ナル制度ト云フモノノ圓滿ノ施行ヲ圖ルヤウニ、即チ圓滿ニ實行サレルヤウニ致シマスルコトヘ、ベキ限リデハナイ、併ナガラ國家ガ此政治私ハ「メートル」法ガ宜イトカ、尺貫法ガ宜イトカ云フコトハ、是ヘ我ミ素人ノ斷言ス何ヲ差措イテモ私ヘ今日ヤラナケレバナラヌ急務デアルト思フノデアリマス、ソコデ上ノ大キナ問題ト致シマシテ、此度量衡ヲ施行スルニ於テ、差當リ横ハッテ居ル所ノ問題ノ解決ノ爲ニハ、必ズ此建議案ノ如ク調査委員ヲ御選ビニナリマシテ、調査會ヲ御設ケニナツテ、十分ニ御審議ヲ遊バサルベキ

モノデアル、斯様ニ考ヘマシテ本案ニ賛成ヲ致ス。次第デゴザイマス(拍手)。

○議長(公爵近衛文麿君) 貢我子爵

〔子爵曾我祐邦君演壇ニ登ル〕

○子爵曾我祐邦君 本員モ此建議案ニ付キ

マシテハ、贊成人ノ一人ト致シマシテ記名シマシタ次第デゴザイマス、而シテ本員が

賛成ヲ致シマシテ、速ニ調査會ヲ造ツテ戴イ

テ、其調査會ニ於テ、實行スペキモノニアレバ一日モ早ク實行シテ戴キタイ、斯ウ云

フ考ヲ以テ記名シタ次第デゴザイマス、只

今岡部子爵又鶴澤博士ヨリ繕々此理由ヲ御

述べニナリマシタ、或ハ「メートル」法ノ根

本義ニ於テ、果シテ之ヲ行フベキモノデア

ルヤ否ヤト云フヤウナ色ミノ御説ガゴザイ

マシタカラ、其方面ニ於テハ總テ兩君ニ御讓リ致シマシテ、私ハ只今直面シテ居リマスル所ノ政治問題ト申シマセウ

カ、國民ノ多數ハ岐路ニ迷シテ居ル立場ニ

在ルノデアリマス、其理由ハ既ニ議會ヲ通過シテ、近ク實行サルベキ所ノ「メートル」法ガ、昨年ノ十二月ノ末ニ於キマシテ、或

一面ノ實際問題ト致シマシテ、尙ホ不便ヲ感ズル、國民總ニ徹底シテ居ラナイカラ、之ヲ暫ク延バスト云フコトノ政府ノ決意ニ其以前ニ於キマシテ反對ノ……「メートル」法實行反對ノ議論ト云フモノガ盛シニ揚ゲ

「メートル」法ガ如何ナルモノデアルカ、又如何ニシテ是ガ生レタカ、其「メートル」本ガ巴里ニ在リマスル所ノ「メートル」基本ノモノヲ以テ、之ヲ日本ニ實行スルト云フコトヲ決議セラレテ、議會ガ之ヲ可決シ、而シテ之ガ實行ニ移ラムトスル時デアリマス、更ニ只今總理大臣ハ此演壇ニ於キマシテ、以前ノ方針ニ付テ政府ヘ何等變フル所ナシ、斯ク申サレタノミナラズ、過日ノ分科會ニ於キマシテ商工大臣ハ、私ノ質問ニ答ヘラレマシテ、明ニ同ジ事ヲ言ウテ居ラレルノデゴザイマス、ソレ以來政府ノ方針ハ一貫シテ「メートル」法ノ採用ト云フコトニアルノデ、永年ヲ費シテ其方針ニ向ヒテ來タノデアリマス、此方針ガ變更サレルコトハ非常ニ重大ナ事デアルト思フ云々ト云フコトデアリマス、更ニ商工省ハ各知事ニ向ヒマシテ、昭和八年十一月二十三日「メートル」法ノ延ビマシタ理由ヲ述べテ、其終リニ從來ノ努力ニ弛緩ノ生ズルコトナキヲ期セラルハ勿論、今後ハ更ニ一層「メートル」法普及ノ爲メ十分ナル力ヲ致サレタイ、斯ノ如ク實際問題トシテ行ハレテ居ルノデアリマス、又一方ハ初等教育ニ於キマシテ「メートル」法ト云フモノハ、既ニ基礎的知識及秩序的教育ヲ受ケツツアルノデアリマス、ソレデ世間ニアリマスル所ノ反對ノ聲ヲ聞イ

テ見マスルト、色々コトヲ耳ニスルノデ
ゴザイマス、併シ只今我々ハ五年延バシテ
調査會ヲ造ツテ研究シヤウヂヤナイカ、併ナ
ガラ政府ノ方針ハ何等變ル所ナシト云フ前
提ノ下ニ此問題ヲ茲ニ述べマシテ、國民ノ
多ク迷ツテ居ル所ノモノヲシテ、其迷ヒナカラ
ラシメルコトニ向ハナシメレバナラヌト云フ
コトガ、我々ノ立場デアラウト思ツテ、諸君
ノ清聽ヲ煩ス所以デゴザイマス、反對論ト
シテ只今マデ聽キマシタモノノ中ニヘン屢々
生活思想問題ガ是ニ結付クノデアリマス、
或ニ國體問題ニマデ結付イタコトガゴザイ
マス、國體問題ト云フコトハ是ハ重大ナ問題
題デゴザイマス、併ナガラ若シ「マートル」
法ガ國體問題ニ影響スルトカ云フコトガアリマシタナ
マシタカ、陸軍ハ只今前ノ登壇者ガ申サレ
マシタヤウニ、古クカラ「マートル」法ヲ實
際ニ使ツテ居ルノデゴザイマス、而シテ海軍
ハ「ヤード」、「マイル」ヲ使ツテ居リマシタ、
日清、日露戰爭ノ時ハ如何デゴザイ
タル成績ヲ舉ゲタト云フコトハ忠勇將士ノ
致ス所デハアリマセウガ、何モ此國民性ニ響
イテ居ル所ノナイト云フ是ハ明カナ證據デ
ゴザイマス、又其後ニ於キマシテ海軍ハ「マートル」
ル法ヲ更ニ使ヒ出シマシテ、鐵道省モ之ヲ
共鳴イタシテ使ツテ居ルノデアリマス、ノミシ
ナラズ農林省ニ於キマシテモ「マートル」ヲ
使ツテ居ツタノデゴザイマス、斯ノ如ク實際
問題ト致シマシテ使ハレチ居リマス、而シ

テ 我ミノ次ノ代ニ來ル所ノ「ヂエネレー
ヨン」、即チ我ミノ子孫ニ對シテ、彼等ガ何事
確的教育ヲ受ケテ根本的知識ヲ養成サル、
ニ當ツテ、現在ノ我ミガ以テ不便トナシ以ニ
十分理解セザルト云フ理由ヲ以テ、彼等ノ
將來ノ教育ノ主義或ハ又生活ニ直面スル便
宜ノモノヲ奪ウテシマウト云フコトハ、我
我ガ將來ノ國民ニ對シテ、是ハ一つノ大イオ
ル罪惡デアリ、僭越ナル行爲デアルト云フ
コトガ言ヘルト思フノデアリマス、斯ク其本
的知識ヲ興ヘ、又純情的教育ヲ與ヘテ民
リマス所ノ青年ヲシテ、將來ドウ致シテ
ス、私共ハ彼等ガ之ニ對シテ非常ナル便
ヲ得ルデアラウ、姑ク此十進法ニ依ラザレ
ベカラザル理由、如何ナルモノガ「メー
ル」法デアルカト云フコトハ申上ゲル必要
ハ無イノデゴザイマスガ、若シ國民思想ニ日本
斯カル外國カラ來タ所ノモノガ影響スル
云フコトヲ申シマスナラバ、何故ニ日本ニ
高等文官試験ニ英語ヲ入レテアルカト云フ
コトモ考ヘナケレバナラヌノデアリマス、
斯カル論ニ於キマシテハ何事モ聞イテ居ル
マセヌ、唯過日此演壇ニ於キマシテ三上博士
士カラ日本ノ現在ヲ直視シロト云フ意味
ノ、外國崇拜ノ過ギタルモノガアリハシナ
イカト云フ御説ガアリマシタガ、是ハ御
デアリマシテ、所謂維新ノ後トカラ短ラ松
テ長ヲ取ルト云フヤウナ教育ノ方針ガ餘リ
ニ酷ク行ハレマシテ、其弊害ニ付キ論及々
ラレタコトデアラウト私ハ思ヒマスルガ、
テモ「メートル」法ヲ用キタカラト云ツテ、國

民思想ニ影響スル根本ガアラウトヘ思ヒマセヌ、只今ノ反證ヲ御考ヘテ戴ケバ御分ニナルコトダラウト思フノデゴザイマスゴ、ソレト同時ニ又日本ノ尺貫法ナルモノハ現在ノ、是ハ承リマスレバ、矢張リ外國カラ來テ居ルモノハ、今日本ニアリマス所ノラ來テ居ルモノデ、今日本ニアリマス所ノ文化ノ根本ト云フモノハ、不幸ニシテ或ハ陶器ノ製造ニ致セ養蠶ニ致セ、印度カラ興タル所ノ佛教ニ致セ、皆外國カラ來テ居ルモノデアリマス、幸ニシテ我ガ日本ノ國民性ト云フモノハ、興國以來連綿トンシテ何等變ズルコトモナク、所謂外國カラ來ル所ノモノヲ、之ヲ日本化スル所ノ偉大ナル國民性ヲ持ッテ居ル國民デアリマス、過去ニ於テ然リ、二十五世紀ノ文明ノ基礎ト云フコトニナリマスレバ、何等變ル所ノ無イ國民デアリマス、而シテ是ガ實際過去ニ於テ外國ノモノヲ斯ク消化シ、外國ノ制度ヲ學ビ、外國ノ物質文明ト申シマセウカ化學文明ヲ應用シ、日本ノ今日ノ工業ヲ發達セシメ、世界カラ驚異ナ眼ヲ以テ見ラルル如キ有様ニ立至リ、更ニ平時ニ於テモ見事ナル獨立ヲ爲シテ居ル所ノモノハ、或ハ外國崇拜ノナイノデアリマス、併シ我ニハソレラ十分消化シテ行ク、何モ東洋ノ弱國或ハ歐羅巴、「ベルカン」半島ノ弱國ガ、ソレ等ノ文化ノ國ニ倣ウテ直ニ其國ノ言葉ヲ話シ、其國ノ習慣ヲ機械的ニ眞似ルニアラズンバ人間ニ非ラズト云フヤウナ觀念ヲ持ツテ居ルノ

デハナインデアリマス、我ミハ日本精神ヲ以テ
歐羅巴ノ文化、過去ノ文化ヲ消化シテ茲ニ日
本文化ヲ造ツテ居ル國民デアリマス、其過去
ノ強キ力ト其強キ經歷ヲ持ツテ居ル、斯ウ云
フ國民ニ「メートル」法ガスノ如ク入テ來タ
カラト云ツテモ、何等國民思想ニ影響スルモ
ノデナイト信ズルノデゴザイマス、而シテ
私ハ世間デ聞キマスコトノ間ニヘ、色々ノ
他ノ理由ヲ聞イテ居ルノデゴザイマス、或
ハ過去ニ於テ十進法ト云フモノハ不便デア
ルトカ何トカ云フヤウナ議論ヲ聞キマスガ
十進法ガ何處ニ不便ガアリマセウカ、若シ
十進法ガ不便デアリマシタナラバ、此今ノ
貨幣制度ヲ昔ノ天保錢ノヤウニ八厘ト云フ
ヤウナモノヲ存在サシテモ宜イヤウナ、小
サイコトデアリマスケレドモ、斯ウ云フヤ
ウナコトモ言ヒ得ルト思ヒマス、又歐羅巴
ノ學問ニ追従シテ徒ニ我ミガ出來タト仰セ
ラレル方モ、民間ノ書キ物其他ニ於テ見マ
シタコトガゴザリマスルケレドモ、是等ハ
既ニ只今申上ゲタ所デ御分リデアラウト思
フ、又政府ガ今度五年間ヲ延バシタト申シ
マスルモノハ、是ハ政府ガ行詰ツテ困ツク結
果ダト云フ判斷モ出來ルト云フコトデゴザ
イマスルガ、私ハ政府ノ當局ノ答辯及其他
ニ於キマシテ、實際問題ニ於テマダ慣レナ
イカト云フ意味ニ於テ延バシタノデ、政府
ガ行詰ツテシマッタ結果ダト云フコトハ、是
アラウガ、モウ少シ慣ラスノガ必要デヘナ
ハサウデアルカナイカト云フコトハ、見様

ノ問題デアルト思フノデアリマス、斯ノ如キ政府ガ輿論ノ爲ニ動カサレテ、矢張リ之ヲ放棄シタモノニアラウトハ信ジナイノデアリマス、若シ又「メートル」法ト云フモノガ日本語デナイ爲ニ不便デアルト云フナラベ、若シ「ラヂオ」アタリデ放送スルノニ、七百三十「ミリ」ノ低氣壓ト云フコトヲ聽ケバ、國民ノ多クハ何ガ七百三十「ミリ」カト云フコトハ存ジマセヌト思ヒマス、併ナガラソレモ長イ間ニハ是ハ一種ノ低氣壓デアル、ソレカラ又何「ミリ」ノ高氣壓ト云フコレ、トヲ聽キマシテモ、ソレニ段々慣レル、サウシテ高氣壓デアレバ天氣ニナルト云フコトガ分ル、斯ノ如クニシテ實際生活ニハ段段訓練サレテ行クモノデアラウト思フノデアリマス、又是ハ實際極ク平凡ナ例デゴザイマスケレドモ、卑近ナ例ヲ引イテ申述ベルコトヲ御許シヲ得タウゴザイマスガ、暑中ナドニ於キマシテ、今日ハ暑ウゴザイマス、九十度デスト云フ挨拶ヲ致シマシテ、而シテ其晚ノ「ラヂオ」ニ於テハ二十度ト云フ放送ヲ致スヤウナ場合ガゴザイマス、ココニラニ於テモ實際生活ニ於ケル矛盾ノ甚シキモノガアリマスガ、是ハ長イ間ニ慣サレテ行クノデアリマス、私ハ今日ハ國民ガ迷ウテ居ル時デアルカラ、此迷テ居ル國民ヲ其時期マデヘ今日ノ方針ヲ以テ進ンデ行クト云フコトヲ教ヘナケレバナラヌモノト存結果ガドウナルカハ別問題デアルケレドモズルガ故ニ、以上ノ理由ヲ述べテ諸君ノ御

耳ヲ汚シタ次第デアリマス、又過日來聽キ
マス間ニハ英、米ガ用ヒナイ、ソレデ以テ
云々ト云フ議論モ書キ物デ見タコトガゴザ
イマス、英、米ガ用ヒナイ、外國カラ來タ
所ノ…佛蘭西ガ作ツタ所ノ「メートル」ヲ
英米ガ使ヘナカラ「メートル」ハ使ハヌデ
宜イト云フ、此議論ハ根抵カラ成ツテ居ラ
ノ優越權、彼等ノ世界ヲ風靡シテ居ル所ノ
ナイ議論ダト私ハ思フノデアリマス、「ア
ングロサクソン」ノ人種ト云フモノノ彼等
自惚レテ居ル所ノ一ツノ自信力ハ、是
ハ見様ニ依ツテハ尊ブベキ國民性デゴザ
イマセウ、彼等ハ其意味ニ於テソレヲ使ハ
ナイト云フコトモ反面ニ於テアル、是ハ國
民性ノ然ルベキモノデアルト云フコトヲ御
諒承ヲ願ヒタイノデアリマス、又實際「メー
トル」法ノ距離ト云フコトノ觀念ニ付キマ
シテハ、是ハ先決問題デゴザイマス、實際
年々日本ノ陸海軍カラ出マス所ノ除隊兵ニ
於キマシテハ距離ノ觀念が明ナモノニア
ル、モウ現ニ擴ガツテ居リマス、地方ニ行カ
レテ健全ナル、如何ニモ除隊兵ラシキ所ノ
青年ヲ捉ヘテ、アノ橋マデ五百「メートル」
アルカト御聽キニナリマスト、彼等ハ必ず
答ニ、五百「メートル」アリマストカ、八百
朝夕私達ノ出合フコトデアリマス、距離ノ
觀念ニ於テ既ニモウ文部省ノ教育ヨリモ何
ヨリモ、津ミ浦ミマデ實際問題トシテ陸海
軍ノ力ヲ以テ得テ居ル所ノモノハ驚クベキ

モノガ擴ツテ居ル、距離ノ觀念ニ於テ擴ツテ
殖エルモノデアラウ、而シテ反對論者ヲ提
ヘマシテ、三十六里二十五間幾ラト云フヤ
ウナ數字ヲ、直グニ尺ニ直セト言ツタラ、ソ
レハ非常ナコトデアルト思ヒマス、マア幸
ニ陸海軍ハ之ヲ使フ、サウシテ今日ニ及ブ、
斯ノ如ク、日清、日露ノ戰役ヲ初メトシ
テ……茲ニ十分ナ證據ヲ用キテ居ルト云フ、コ
トハ、何ヨリモ私ハ國民ノ仕合セデアルト
論ズル一人デゴザイマス、又只今申シマシ
タ「バロメートル」ノ七百三十「ミリメートル
ル」ノ例ヲ引き、或ハ二十度ノ溫度ノ例ヲ
引キマシタ、過日ノ函館ノ火事デモ、モウ
普通ノ者ノ頭ニハ風速三十「メートル」ト云
フモノハ如何ニモ強イモノデアルト云フ、コ
トノ觀念ヲ持ツテ居ルノデアリマス、東京ノ
風ハアノ日ハ十八「メートル」デアリマス、
友鶴ノ沈ンダノハ三十「メートル」デアッタ
トカ云フヤウナコトガ新聞ニ出テ居リマシ
タ、如何ニ三十「メートル」ノ風速ガ強イモ
ノデアルカト云フヤウナ觀念ガ自然ト出來
テ居ル、是ハ現在ハ理解セザル人モアラウ、
私モ理解セヌカモ知レマセヌガ、將來ハ自
然ト覺エテ行キ居ル、覺エテ行ク、自然ト
習ウテ行ク、其モノノアルコトヲ忘レテ、我
私ハ思フノデアリマス、私ハ極ク簡單ニ根
本問題ニ於キマシテ「メートル」法ノ優劣ヲ
茲ニ申上ゲルトカ、如何ニシテ生レタモノ

「アルトカ、如何ニシテ之ヲ基本ノ一「メートル」ガ伸ビ縮ミガドウデアルトカ云フ所ノ、微文析分的ノ科學上ノ御話ヲ私ハスル必要ハ無イ、是ハ茲デハスル必要ハ無イモノト自分ハ信ズルノデアル、而シテ過去ニ於テ……私ハ政府ニモ一言理窟ヲ言ヒタノデゴザイマス、政府方國是ハ變更シナイ、又自分等ハ之ヲヤル積リデアルト云フコトヲ公言セラレテ居ルニモ拘ラズ、政府ガ今日迄ソレニ盡ス所ノ努力ノ足ラザリシコト、又不徹底ナラザリシコトハ一二ニ止ラナイノデゴザイマス、例ヘバ諸君ガ鐵道ニ乘ラレテ、驛ヲ御通過ニナル際ニ當リマシテ、何處ミノ名所ハ十「キロ」三分ナント云フコトガ書イテアルノデアル、十「キロ」三分、三分ナント云フモノハ殆ド意味ヲナサナイノデアリマス、我ミハ日常ノ生活ニ於キマシテ一貫五百目ト云フ字ハ始終使ヒマス、併ナガラ誰一人トシテ一貫五分ト云フ字ハ使フ人ハナイヤウデアリマス、又十「キロ」三分ト云フコトヲ使フ人モナイヤウデアリマス、而シテ鐵道省ハ斯ノ如ク不注意ナル事ヲシテ、斯カル制度ノ變更ヲセラレル、總テノ者ガ目ニ接スル機會ヲ多ク與ヘ、自然的習慣ノ結果之ヲ了解セシメルコトガ、尤モナル、賢明ナル方法ニシテ、且又實際的デナケレバナラナイノデアリマス、政府當局ノ間ニ於キマシテハ、斯カル著シイ間違タル事ヲシテ居ラレルト云フ例ハ、朝夕「ステーション」ヲ御通リニナル方ハ分ルコトデゴザイマス、更ニ最近ニ於キマシテモウツ

政府ニ申上ゲタイコトガゴザイマス、農林省ハ第九次農林省統計表、昨年ノ統計表ニ於キマシテヘ、農林省ハ之ヲ「メートル」即チ面積ニ於キマシテハ「ヘクトアール」ヲ以テ現シテ來タノデゴザイマス、然ルニ今年ハ之ヲ止メテシマヒマシテ、皆ンナ町歩ニ戻シタノデアリマス、費用ノ點、事務ノ點ハ色ニゴザイマセウ、關係スル所ハ……、併ナガラ農林省ガ如何ナル權限ヲ以テ、農林大臣ガ此事ヲ斷行セラレタカト云フコトヲ聽キタイノデアリマス、過去ニ於テ國是トシテ決リシモノヲ、一省ノ大臣ガ所謂間違ダタ方針ヲ以テ變更セラレルト云フコトノ僭越ナル行爲ト云フモノハ、是ハ農林大臣ノ責任ダト私ハ信ズルノデアリマス、私ハ畏多イコトデゴザイマスルカラ、御上ノコトデアルトカ、宮中ノコトデアルトカ云フヤウナコトニ付テハ、何モ申上ゲタクナイノデゴザイマス、唯一言是ハ岡部君ノ御議論ニ反對スル譯モ何デモゴザリマセヌガ、御引證ニナリマシタ所ノ皇太子殿下ノ第二回ノ御報告ニ於テハ、尺貫法ヲ以テ單位トシテ御出シニナシタコトヘ誠ニ國民ノ喜ブベキ所デアル、ト云フコトヲ仰セラレマシタガ、私ハ却テソレヨリ一ツ違ッタノヲ發見シタ者デアリマス、昭和八年十二月二十六日宮内省發表御誕生ノ皇太子殿下御體重ハ三「キロ」、二百六十「グラム」御身長五十ニ示サレテ居ルノデアリマス、是ハ所謂國

是ニ基イテ宮内省ガヤラレタモノト思フ、
第二回ノ時分ニハ尺貫法ニ直サレタ、是モ
甚ダ失禮ナ言分デアリマスガ、宮内大臣ガ
事務的ニ斯カル借越ヲセラレタモノデハナ
イカト云フコトヲ私ハ斷言シテ憚ラナイノデ
ゴザイマス、私ハ以上述ベマシタ極ク短イ
時間ニ於キマシテ、世ノ中ノ反対論者ガ言
所、議論シテ居ル所ノモノ二三ヲ引證シ
テ、諸君ノ御清聽ヲ煩シタ次第ゴザイマ
ス、而シテ此「メートル」法ノ根本ガ如何デ
アルカ、ドウ云フモノデアルカナント云フ
コトハ、是ハ更ニ學界ノ調査ナリ、何ナリ
ニ於テ研究スベキモノデアラウト私ハ信ズ
ルノデアリマス、唯世ノ中ノ迷ヒ、政府ハ
反対論ノ爲ニ五箇年延バサレタ、餘儀ナク
延バサレタノデアル、是ハ全廢ノ前提デア
ルト云ツタヤウナ間違ッタ觀念ヲ與ヘルト云
フコトハ、將來ノ國民ニ對シテ非常ナル罪
惡デアルト私ハ信ジチ、茲ニ諸君ノ前ニ贊成
論者トシテ、贊成イタシマシタケレドモ、調
査會ガ出來テ、一日モ早ク此調查會ガ「メー
トル」法ノ實行ニ移ルヤウナ決議ニ到著
スル意味ニ於テ、斯ク主張シ、斯クナラム
コトヲ祈リツツ諸君ノ御清聽ヲ汚シタ次第
デゴザイマス(拍手)

〔田中館愛橘君演

ス、去リナガラ此問題ハ此時局ノ大切ナル時ニ當リマシテ、特ニ重大デアルト感ジマスル故ニ、又議員諸君ノ中ニハ此事ヲ御考ニナリマシテ、一旦御賛成ニナッタコトヲ御問題ノ大切デアルカト云フコトヲ深ク感知取消ニナッタ方モアルヤウニ伺ヒ、如何ニ此マシタ故ニ、涙ヲ呑ミ腸ヲ絞ッテ一言イタス次第デアリマス、本會議ハ慎重審議シテ事ヲ決スルノデアリマスルカラ、御賛成ノ方デモ、或ハ御考ノ上ニ此建議案ヲ差控ヘル方ガ宜カラウト云フ御考ニナラ又トモ限ラスト思フノデアリマス、ソコガ議會ノ議會タル所デアラウト信ズル者デアリマス、「メートル」法ニ付キマシテハ色ミト御意見モアリマシテ、殊ニ鶴澤博士ノ如キハ綿密ナル尺貫法ノ歴史ヲ御述ベニナリマシタガ、若シ「メートル」法ノ起原、其來歴ヲ同様ノ程度ニ申上ゲマスナラバ、數日ヲ申上ゲテモ足ラスト感ズルノデアリマス、唯私ノ本議題ニ付テ心配イタシマス其主要ナルコトハ、之ニ付キマシテ此「メートル」法批判ト云フ本ヲ頂戴イタシマシテ、皆様ニモ御配付ニナッテ居ルト存ジマス、三百頁餘リゴザイマスガ、二週間バカリデ漸ク一讀イタシマシタ、其大體ヲ申上ゲマスレバ、全體「センチメンタル」デ「メートル」法ハ國體ニ背イタモノデアル、民族生活ニ適ハナイモノデアル、斯ルガ故ニ是ハ一日モ早ク廢止シロト、斯ウ云フ御趣意ガ徹底イタシテ居ルノデアリマス、歷史上ニ見テ美術品ノ意味ガナクナルト云フヤウナコトマ

此處ニ記シテゴザイマス、簡單ニ此問題ニ立入りマスルナラバ、度量衡ナルモノハ何故ニ人間ガ必要デアルカ、申スマデモナク物ノ分量ヲ計ル爲メデアル、原始人ハ手ノ廣サ、或ハ足ノ長サヲ以テ尋デゴザイマスルトカ「フット」デゴザルトカ云フヤウナ名稱ヲ以テ物ヲ計ツテ居タノデアル、計ルト云フコトハ、數ト云フ觀念ガ起ツテ、此數ニ依ツテ量ヲ表ハス爲ニ單位ガ必要ニナル、單位ノ精密デアルトカ粗略デアルトカ云フコトヲ措キマシテモ、兎ニ角數ニ依ツテ物ノ量ヲ表ハス爲ニ單位ガ必要ニナルノデアリマス、此數ト云フ觀念ガ稍明瞭ヲ缺イタヤウニ先程伺ヒマシタガ、是モ實ハ數論ト云フ、獨逸語デ云ヒマスト「ツアーレン・テオリー」ト云フコトハ非常ニ深イ學問ニナツテ居リマス、數ト云フモノハ何デアルカト云フコトニナリマシテモ深イコトニナリマスガ、通常ノ意味ニ於テ物ヲ數ヘル、數ヘルコトデアリマス、ソレニハ唯目分量タケデハ足ラヌカラ、一尋トカ二尋トカヤツタノデアリマス、然ルニ是ガ民族間ノ交通ガ開ケ、部落ガ出來、民團ガ出來マシタ爲ニ、各別々ノ單位ヲ用ヒルヤウニナリマシテ、是ガ非常ニ複雜シタノデアリマス、レズシテ「メートル」法ガ出來タノデ、革命ノ產物デアルト云フヤウナコトガ之ニモ書イテアリマスシ、先程モ伺ヒマシタガ、ソ一デナイ、「メートル」法ハ、佛蘭西ノ「ル

イ「十六世ノ時ニ「アカデミイ」ノ委員ガ命ゼラレマシテ、此仕事ヲ實行スル時ニ、此委員ガ革命ノ爲ニ非常ニ苦勞ヲシテ居リマス、マアソンナ歴史ハドウデモ宜シウゴザイマスガ、鬼ニ角「メートル」法ハ、「ルイ」十六世時代ニ、世界的ノ度量衡ヲ作ルト云目的ヲ以テ委員ガ命ゼラレマシテ、其方法ヲ立テタノデアリマス、而シテ此「メートル」法ガ出來マシテカラ、之ヲ世界的ニ廣メルト云フコトノモウ一ツノ問題ガアリマスガ、之ニ付キマシテ一言申シマスナラバ、外國ノモノダカライカナイ、斯ウ云フコトガ之ニモ書イテアリマスルシ、只今モ伺ッタヤウデアリマスルガ、實ハ是ハ我國ノモノデアル、初メニハ國々ノ「メートル」原器ハ其寫シヲ持ッテ居ルト云フコトデアリマシタガ、ソレデハイカヌト云フノデ、研究ノ結果、原器ト云フモノハ一ツデナケレバナラヌ、原器ハ一ツ、トスウ云フコトデアル、其原器ハドコニアルカト云フト、巴里デヤアリマセヌ、佛國デモアリマセヌ、是ヘ「メートル」條約ヲ作ル時ニ、千八百七十五年ニ、佛蘭西政府ハ此「メートル」ヲ置ク場所、「メートル」會議ヲスル地面ハ三「ヘクタール」餘リノ地面ヲ列國ニ提供スル、而シテ佛蘭西ノ「ソヴエレンチイ」ヲ「レナウンス」スル、即チ佛國ノ國權ハ此上ニ及バナイ、之レハ列國ニ屬スル中立地デアル、斯ウ云フコトニナリマシテ、茲ニ誰ガ「メートル」ヲ預カルカト申シマスト、各國ノ政府ガ代表ヲ出シマシタ、其代表

ガ、十四人ノ學者、只今十八名ニナツテ居リマス、此學者ヲ條約國ノ中カラ選ンデ此人ニ全部委セル、所長ノ任命カラ、所員ノ任命、研究事項、豫算ノ決メ方等ヲ全部此委員ニ委セルノデアリマス、而シテ此「メートル」原器ハ早ク云ヒマスト、穴倉ニ入レマシテ、金庫ノ鍵ヲ掛ケル、其前ノ戸ノ鍵ヲ掛ケル、又穴藏ニ下ガル所ノ戸ノ鍵ト、鍵ガ三ツアリマシテ、此内一ツヘ所長ガ預カリ、モウ一ツハ佛蘭西ノ「アカデミー」ノ長ガ預カル、今一ツノ鍵ハ此委員長ガ持ツテ居ル、斯ルガ故ニ一番初メノ時ハ此鍵ガ「イスパニア」ニ行キマシタ、當時ノ測地學者ノ「イバネス」ガ委員長ヲヤリマシタカラ、其次ハ獨逸ニ行ツテ居ッタ、其次ハ今伊太利ニ行ツテ居ル日本デモ長岡博士ハ此委員ニ選バレテ居リマス、先年私モ委員ノ末席ヲ汚シマシタガ、色ミノ他ノ用向キデ辭退ヲ致シマシテ、長岡博士ヲ推薦イタシマシタ所、幸ヒニ一同方快ク之ヲ承認イタシマシテ今ハ長岡博士デアリマス、假ニ長岡博士ガ此委員長ニナリマスレバ、此原器ニ鍵ヲ掛ケテ長岡博士ガ持ツテ來ル、我ノ原器デアル、外國ノ原器デアリマセヌ、尙ホ之ニ付テ申シマスナラバ、此場所ガ先達ツテノ大戰爭中ニ爆擊飛行機ガ來マシテ切ナ「メートル」原器ヲ爆撃サレテハ困ルカラ、之ヲ「ツーロン」ノ天文臺ニ移スト斯ウ言フタ、所ガ此處ニ居ル所長ハ「スイス」ノ人デアリマシテ頑トシテ聞カナイ、彈ノ落

チル「プロベビリチイ」ヲ計算シマシテ、此處ニ來ルノハ何千分ノ一デアル、又是ガ移轉中ニドンナコトガアルカモ分ラナイカラト言ツテ頑トシテ應ジナカツクノデアリマス、其記録ハ此處ニ書イテアリマスガ、兎ニ角佛蘭西ナドヘロヲ出スコトガ出來ナイヤウニナツテ居ル、外國ノモノヲ眞似ル真似ルト云フコトヲ仰シヤイマスガ、此「メートル」法ニ對シテモ我ニハ色ニ意見アリ出シテ居リマス、例ヘバ測地ノ基線ヲ計ル物指ハ大抵四「メートル」ノモノヲ使ツテ居ル、是ハ佛蘭西ノ歴史ズ元「トアー」ト云フモノガ一間バカリノモノガアツタ、是ガニツシ寄ツテ約四「メートル」バカリノモノヲ使ツテ居ツタカラ歐羅巴^{アーラ}デハ是ガ流行ツタ、所ガ我卒業式ノ爲ニ御出席ガアリマセヌ長岡君アタリノ研究ニ依リマシテ、五「メートル」ニシタ、僅カ四「メートル」ト五「メートル」デアリマスルケレドモ、五「メートル」ニシタ方ガ利益ガ色ミアル、ソレデ我ニハ我委員會ノ決議ニ依ツテ五「メートル」ヲ作^タ所ガ、四「メートル」ナレバチヤント比較スル設備ガ出來テ居ルガ、五「メートル」ヲ持ツテ來ラレルト甚ダ迷惑スル、ソコデ中央局ノ設備ヲ此爲ニ變ヘマシタ、五「メートル」ヲハ針金ノ「エーデリン」線ト云フモノガ、是我ノモノノ比較ヲヤッテ居ル、又此基線尺ヲ五「メートル」トシタ結果トシテ、今日デガ二十四「メートル」ヲ歐羅巴^{アーラ}デヘ使ツテ、

居ルガ、ソンナモノハイカヌ、二十五「メートル」ニ是モ矢張リ設備ヲ變ヘナクチヤイカヌ、サウ云フ譯テアリマス、更ニ先程鶴澤博士ヨリ御心配デアリマシタ、此「メートル」ガ壞ヘレタ時ニ如何ニシテ恢復スルカト云フ方法ニ付キマシテハ色ミト研究ガシテアル、其ウチ不肖私ガ千九百二十年ニ動議ヲ提出イタシテ、光ノ波ノ長サヲ以テ置換ヘルコトニシヤウ、此光ノ波ノ長サハ隨分研究ガ積ンデ居リマシテ、之ニ依ツテ置換ヘルコトニシタイ、ソレニ付テハモツト十分ナル研究ヲシテ置カウト云フコトニナリマシテ、只今マダ其研究ガ繼續中デアリマス、僅カノ量デ之等進ンダ所ハ殆ド高度ノ顯微鏡デ見ナケレバ分ラヌヤウナモノデアリマス、ケレドモ、ソレガ議論ニナル、國際問題ニナル、之ニ對シテモ理化學研究所ニ於テ長岡博士ト杉浦博士ガ光ヲ出斯設備ヲ發明サレマシテ之ヲ委員會ニ提出シマシタ、私ハ之ヲ説明シマシテ其處へ送ッタ、唯弱點ハ構造ノ弱イコト取扱ガ微妙デアルト云フヤウナコトデ、只今デハ是ガ改良サレテ使ハレテ居リマス、是等ヲ御覽ニナリマシテモ、是ハ決シテ歐羅巴ヲ眞似テ居ルモノデハナイ、寧ロコチラカラ眞似ヲサセヤウト云フコトヲシテ居ルノデアリマス、次ニ「アングロサクソン」ノ度量衡デスガ、一體私ノ申上ゲタイコトヘ、貴族院ノ如キヘ、今日ノヤウニ内外トモ思想ノ混亂シテ居リマス時ニ、右ニ行カウカ左ニ行カウカ、古イガ宜イカ、新シイガ宜イカ、

之ニ多クノ者ガ迷ツテ居リマス、國民ノ舉國一致、完全ナル一致ヲ要スル時ニ、斯ウ云フ「メートル」法ノ如キモノノ疑惑ニ依ツテ、シテ慎シムベキコトデアル、是ガ私ノ反對備方出來テ居ル、是マデニ七分四厘、七十四「ペーセント」マデヘ實行シテ居ル、是ハ商工省ノ詳シイ御報告ニ依ツテ分リマシタ、只迷惑ダ迷惑ダト仰シヤマスケレドモ、學校ノ子供ナドハモウ尺貫法ヲ用ヒルコトハ迷惑ガルノデス、軍人デモ同ジコト、工業デモ同ジコト、モウ統一シカカッタモノデアリマス、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フ、「アングロサクソン」、英米ノ度量衡ニ付テノ御話モ出マシタガ、之ニ付テ一言イタル、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フニ私ガ初メテ此度量衡會議ニ列シマシタ時ニ、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フ方ガ見エマシテ、サウンシテ私ニ向シテ、日本ハイツ「メートル」法ニスルカ、斯ウ申シマス、然ル所衆議院ニ於テハ討議ノ結果、此決議ニ至リマシテ十七人程足ラナカッタ、レレバ「メートル」法ニナッタノデアル、其ノ所ニ此處ニ填地利ノ議會ノ決議ガアリマスガ、本邦ノ先進國ガ「メートル」法ヲオヤリニナレバ日本ハ直グニヤリマス、日本デハ御承知ノ通り、アナタ方ノ御國カラ輸入品ヲ澤山ニ取リマス、ソレデアリマスカラ「インチボンド」ナドモ使ヒマスノデス、アナタ方ガ「メートル」法ヲ使ヘバ日本デモ「メートル」法ヲ使ヒマス、左様ニ申シタラ「サー・デーヴィット・ギル」ノ言フノニ、ソレヘアベコベダ、我ニハ今迄ノ間ニ機械類、工業品ナ

ド澤山ニ持ツテ居ル、亞米利加モ其通リデアル、然ルニ日本ハ未ダ工業ガサホド拓ケナイ、是ハ所謂二十五六年前提スカラ無論備方出來テ居ル、是マデニ七分四厘、七十四「ペーセント」マデヘ實行シテ居ル、是ハ商工省ノ詳シイ御報告ニ依ツテ分リマシタ、只迷惑ダ迷惑ダト仰シヤマスケレドモ、學校ノ子供ナドハモウ尺貫法ヲ用ヒルコトハ迷惑ガルノデス、軍人デモ同ジコト、工業デモ同ジコト、モウ統一シカカッタモノデアリマス、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フ、「アングロサクソン」、英米ノ度量衡ニ付テノ御話モ出マシタガ、之ニ付テ一言イタル、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フニ私ガ初メテ此度量衡會議ニ列シマシタ時ニ、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フ方ガ見エマシテ、サウンシテ私ニ向シテ、日本ハイツ「メートル」法ニスルカ、斯ウ申シマス、然ル所衆議院ニ於テハ討議ノ結果、此決議ニ至リマシテ十七人程足ラナカッタ、レレバ「メートル」法ニナッタノデアル、其ノ所ニ此處ニ填地利ノ議會ノ決議ガアリマスガ、本邦ノ先進國ガ「メートル」法ヲオヤリニナレバ日本ハ直グニヤリマス、日本デハ御承知ノ通り、アナタ方ノ御國カラ輸入品ヲ澤山ニ取リマス、ソレデアリマスカラ「インチボンド」ナドモ使ヒマスノデス、アナタ方ガ「メートル」法ヲ使ヘバ日本デモ「メートル」法ヲ使ヒマス、左様ニ申シタラ「サー・デーヴィット・ギル」ノ言フノニ、ソレヘアベコベダ、我ニハ今迄ノ間ニ機械類、工業品ナ

ド澤山ニ持ツテ居ル、亞米利加モ其通リデアル、然ルニ日本ハ未ダ工業ガサホド拓ケナイ、是ハ所謂二十五六年前提スカラ無論備方出來ル前ニ使ツダモノハ宜シイ、名稱モ宜シ、又外國ト商賣スルモノモ宜シイト云シテ慎シムベキコトデアル、是ガ私ノ反對トル」法ヲ起サセルト云フコトヘ貴族院トシテ懼シムベキコトデアル、是ガ私ノ反對トル」法ヲ行ハナケレバ、大變ナコトニスル唯一ノ理由デアリマス、既ニ政府ガ準備方出來テ居ル、是マデニ七分四厘、七十四「ペーセント」マデヘ實行シテ居ル、是ハ商工省ノ詳シイ御報告ニ依ツテ分リマシタ、只迷惑ダ迷惑ダト仰シヤマスケレドモ、學校ノ子供ナドハモウ尺貫法ヲ用ヒルコトハ迷惑ガルノデス、軍人デモ同ジコト、工業デモ同ジコト、モウ統一シカカッタモノデアリマス、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フ、「アングロサクソン」、英米ノ度量衡ニ付テノ御話モ出マシタガ、之ニ付テ一言イタル、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フニ私ガ初メテ此度量衡會議ニ列シマシタ時ニ、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フ方ガ見エマシテ、サウンシテ私ニ向シテ、日本ハイツ「メートル」法ニスルカ、斯ウ申シマス、然ル所衆議院ニ於テハ討議ノ結果、此決議ニ至リマシテ十七人程足ラナカッタ、レレバ「メートル」法ニナッタノデアル、其ノ所ニ此處ニ填地利ノ議會ノ決議ガアリマスガ、本邦ノ先進國ガ「メートル」法ヲオヤリニナレバ日本ハ直グニヤリマス、日本デハ御承知ノ通り、アナタ方ノ御國カラ輸入品ヲ澤山ニ取リマス、ソレデアリマスカラ「インチボンド」ナドモ使ヒマスノデス、アナタ方ガ「メートル」法ヲ使ヘバ日本デモ「メートル」法ヲ使ヒマス、左様ニ申シタラ「サー・デーヴィット・ギル」ノ言フノニ、ソレヘアベコベダ、我ニハ今迄ノ間ニ機械類、工業品ナ

ノ方ニモ強行ト云フ字ハアリマセヌ、ノミナラズ幾多ノ除外例ガ設ケテアル、此法律ノ出来ル前ニ使ツダモノハ宜シイ、名稱モ宜シ、又外國ト商賣スルモノモ宜シイト云シテ慎シムベキコトデアル、是ガ私ノ反對トル」法ヲ行ハナケレバ、大變ナコトニスル唯一ノ理由デアリマス、既ニ政府ガ準備方出來テ居ル、是マデニ七分四厘、七十四「ペーセント」マデヘ實行シテ居ル、是ハ商工省ノ詳シイ御報告ニ依ツテ分リマシタ、只迷惑ダ迷惑ダト仰シヤマスケレドモ、學校ノ子供ナドハモウ尺貫法ヲ用ヒルコトハ迷惑ガルノデス、軍人デモ同ジコト、工業デモ同ジコト、モウ統一シカカッタモノデアリマス、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フ、「アングロサクソン」、英米ノ度量衡ニ付テノ御話モ出マシタガ、之ニ付テ一言イタル、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フニ私ガ初メテ此度量衡會議ニ列シマシタ時ニ、英國ノ「サー・デーヴィット・ギル」ト云フ方ガ見エマシテ、サウンシテ私ニ向シテ、日本ハイツ「メートル」法ニスルカ、斯ウ申シマス、然ル所衆議院ニ於テハ討議ノ結果、此決議ニ至リマシテ十七人程足ラナカッタ、レレバ「メートル」法ニナッタノデアル、其ノ所ニ此處ニ填地利ノ議會ノ決議ガアリマスガ、本邦ノ先進國ガ「メートル」法ヲオヤリニナレバ日本ハ直グニヤリマス、日本デハ御承知ノ通り、アナタ方ノ御國カラ輸入品ヲ澤山ニ取リマス、ソレデアリマスカラ「インチボンド」ナドモ使ヒマスノデス、アナタ方ガ「メートル」法ヲ使ヘバ日本デモ「メートル」法ヲ使ヒマス、左様ニ申シタラ「サー・デーヴィット・ギル」ノ言フノニ、ソレヘアベコベダ、我ニハ今迄ノ間ニ機械類、工業品ナ

之ヲオヤリニナラナケレバイカナイ、現在ノ尺貫法ナラバ、一寸七分六厘云々／ト言ヘナケレバ觀音ニナラヌ、斯ンナコトデ「メートル」法ニ「ケチ」ヲ付ケヤウト云ツテモソレハビクトモシナイ、一體英米ハ度量衡ノ紛亂ニ依ツテ苦ミ拔イテ居ルノデアリマス、故ニ今ノ法律ガ出ルヤウニナツタ、所ガ御承知ノ通リ「アングロサクソン」ハ個人性ヲ尊ブ國民デアル、私ハ英國ノ工業研究所長ニ會ツタ時私ガ言ヒマシタ動力問題デ「アナタノ國デ此位ノ石炭ガアル、何故鑛山ノ前ニ大發電機ヲ造ッテ英國中ニ電力ヲ送ッテ統一シナイカ、便利デモアリ經濟デモアル、研究所トモアラウモノガソレヲオヤリナサヌカ」ト申シマスト「ソレハ駄目ダ、如何トナレバ我ミノ「インヂビジュアリティー」我ガ個人主義ハ一個人ノ個人主義ト同様ニ市町村ノ個人主義ガ高イ、地方的ノ町村ガ皆個人主義デアツテ將來ノ此統制問題ハ我ミニハ出來ナイ」、斯ワ云フコトデアリマシタ、ソレデ此困リ抜イタモノガ此所ニ在リマス、其時ノ議會ニ出タモノ（表ヲ示ス）此眞中赤イ所ノモノハ「メートル」法デヤツタモノ、アタリノ黒イノハ英國ノ度量衡デ「ガロン」「ダ」「パイント」「ダ」「リケット」「ダ」「ソリット」ダ何シロ此讀切レナイン程ノモノガアル、頓ト云ツテモ「ロング」頓「ショルト」頓、ダノ矢ヲ使ヘルト仰シヤル、磅ノ好キナモノハ磅ヲ使ウ、瓦ノ好キナモノハ瓦ヲ使ウ、一升枀ノ轡ニ混雜シタモノヲドウスル、勝手ナモノ好キナ者ハ一升枀ヲ使ウ、斯ワ云フコトデ

アリマスカラ老子ガ言ッタヤウニ「度ヲ破リ
量ヲ毀ツテ民爭ヘズ」度量衡等ハ要ラナイ、
アンナモノヲ作ルカラ争ガ出来ル、全ク今
日ノ虚無黨デアル、度量衡ハ統一スルカラコ
ソ度量衡デアル、勝手ナモノヲ造ッテ居ル
ナラバ全ク壞シテシマツタ方ガ宜イ、ソンナ
モノデアルカラ「聖人死セズンバ大盜止マ
ズ」ト云フ似而非哲學ヲヤルノデアリマ
ス、サウ云フコトヲ我ミハ好マナイ「イン
ヂュニアリズム」ヲドコ迄モ主張スルコト
ハ、私ハ好マナイ、是ガ思想悪化デアリマ
ス、私ハ尙ホ終リニ申シタイコトハ我ミ貴
族院ハ冷靜ニ此社會ノ問題ヲ見マシテ所謂
正ヲ履ミ中ヲ行フト云フ所ニ進ミタイモノ
デアリマス、然ルニ斯ウ云フ感情的ナ議論
ヲ歴史的民族的ト云フヤウナ極メテ感情
的、之ヲ一々私ハ御答ヘスルコトモ出來マ
スガ、時ハナカヽ掛リマスカラ申シマセ
ヌ又致サヌデモ分り切ッタコトデアル、今ノ
觀音様ノヤウナコトハ澤山アル、斯ウ云フ
コトヲ冷靜ニ判断ラシテ國民ノ進ムベキ所
ヲ示ス、ソコガ我ミノ神聖ナル義務デアル
ト信ズルモノデアリマス尙ホ又刻下ノ我ガ
大和民族ノ天職ニシテ我ミノ世界ヲ指導シテ
行クベキ所、ソコニ今日ノ世界ノ行キ詰リガ
アル、此行詰リト云フコトハ是ハ人類ノ歴史ノ
ウナ度量衡ノ複雜ナント云フコトヘ其中ノ
今マデ迪ツテ來タ所ノ行詰リデアリマス、其
中ノ一つハ、只今英米ガ苦ミ抜イテ居ルヤ
ツデアル、先達テモ私ハ貨幣ノ本位ヲ、
絕對貨幣ト云フモノハ出來ナイカナント云

テ標準時ト爲ス、即チ東京天文臺カラ十九分四秒程時ヲ進メタノデアリマス、斯ウ云フコトヲシマシタガ、此時ト云フモノヘ、其國民ニ即イタ國民性、太陽ガ横ヘ行ツタ時ニ正午ダ、何ト云フ怪シカラヌト云フ考ヘ、是ハ何處ニモアリマシテ、佛蘭西ノ如キハナカ／＼行ハナカッタ、而シテ千九百十二年カト思ツテ居リマスガ戰爭ノ前ニナツテ、漸ク「グリニッヂ」ノ時ヲ使フヤウニナリマシタ、和蘭ノ如キハ、御承知ノ通リ今日ト雖モマダ標準時ヲ用キマセヌ、「アムステルダム」ノ時ヲ使ツテ、二十分程違ツテ居ル、是ハ宜イト御考デスカ、斯ウ云フ和蘭ノヤウナ時ヲ使ツテ居ルノヘ、世界ノ爲メ宜イト云フコトニ御考デアリマセウカ、我ミニ取ツテ言ヘバ、東京ト横濱ガ時ガ違ツテ居ル、大阪ハ無論ノコトデアリマス、私ノ留學シテ居ル時ハ、伯林ト「ボツツダム」テ時ガ違ツテ居タ、斯ウ云フコトヲ統一スルト云フコトヘ善イコトデスカ、惡イコトデスカ、斯ウ云フコトノ爲ニ我ミニ今迄行ツテ來タ所ノ歩ミ方ハ、世界ノ行詰リヲ開イテヤラウ、勿論如何ナル改革、改良ニシマシテモ、幾ラカノ不便ヲ感ジ幾ラカノ犠牲ガナケレバ出來ナイ、御同様ニ法律ヲ議スルニシテモ、一ツノ法律ガ出レバ、一方デ不便ガアレバ一方デ便ガアル、ソレデ議論ヲ戰ハサレルノデス、度量衡ノ如キモノノ統一ニ付テハ勿論ノコトデアリマス、古イモノノ不便ナコト、併ナガラ今日ヘ誰モ時ヲ直シテ寅ノ刻ダ、申ノ刻ダト言ツテ居ル者ハアリマセヌ、テ政

府ノ今迄努力シマシタコト、竝ニ民間ノ之
ニ對スル努力ノ結果ヲ、今日若シ斯ウ云フ

委員ヲ選ンデ、而シテ「メートル」法ヲ止メ
テ尺貫法ヲ基ニスルナドト云フコトハ以テ

ノ外ノコトデアリマス、若シ我ミガ作ッタ

此國際原器ヲ原器トシナイデ、尺貫ヲ基ト
シタ度量衡法律ヲ作ルト云フヤウナコト

ガアリマシタナラバ、是ハ世界ノ非常ナ
笑ヒ物デアラウト思ヒマス、委員ヲ設ケ
ルト云フコトモ、單ナル委員ナラバ或ハ

贊成イタスカモ知レマセヌガ、今日ノ
皆サンカラノ御意見ヲ伺フヤウナ委員デ
アリマスレバ、私ハ絶対ニ反対イタシマス、又

ドウカ御熟考ノ上ニ斯ノ如キ建議案ハ御控
ヘニナル方ガ宜シイダラウト思ヒマス、又

左程急イダコトデハアリマセヌカラ、次ノ
議會迄御熟考ニナッテモ然ルベキコト思
ヒマス、此度ハ是非トモ御控ヘニナルコト

ヲ御願イタス次第デアリマス、之ヲ以テ演
說ヲ終リマス

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ採決ヲ致
シマス

〔子爵岡部長景君〕議事進行ニ付テ申シ
タイト呼フ

○議長(公爵近衛文麿君) 宜シウゴザイマ
ス

○子爵岡部長景君 先程總理大臣ヨリ政府
トシテハ此制度ヲ變ヘル考へハナイト云フ
御答ガゴザイマシタケレドモ、是ハ前カラ
所デアリマシテ、我々其政府ノ從來ノ御

方針ニ付テハ承知シテ居ル譯デアリマスル
ガ、最近ニ衆議院ニ於テ此改正法律案……

尺貫法ヲ本位トスル改正法律案ガ可決イタ
シマシタノデ、本院ニ送付サレテ今日日程

ニ上程サレテ居ルヤウナ譯デアリマスル

シ、又今問題トナッテ居リマスル二百五十名
ニ近イ贊成者ヲ以テ提出サレテ居ル此建議

案ガ、通過イタシマシタ曉ニ於テ、政府ハ
尙ホ國民ノ此聲ヲ、耳ヲ掩ウテ、從來ノ方

針通リ無理ヲ押シテ行カレルト云フ御考デ
アリマセウカ、必ズサウ云フコトハ無イト

考ヘテ居ルノデアリマス、此國民ノ聲ヲ政
府ハ如何ニ御聞キニナルカ、今總理大臣ハ
オ出デニナリマセヌノデ、國務大臣タル松

本商工大臣ヨリ一應御意見ヲ伺セタイト存
ジマス我ミハ飽迄モ此運動ヲ續ケテ目的ノ
貫徹ヲスル迄ハ休マナイ積リデアリマス

〔國務大臣松本烝治君演壇ニ登ル〕
○子爵西大路吉光君 贊成

○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ動議
ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○國務大臣(松本烝治君) 政府ハ度量衡ニ
關シマスル從來ノ根本方針ヲ、變更スル考
ヲ持テ居リマセヌト云フコトハ、既ニ先刻

總理大臣ノ述ベラレタ通リデアリマス、從
テ又是方爲ニ特ニ調査會ヲ設クルノ必要ガ
アルトハ、只今ノ所ハ考ヘテ居リマセヌ、
併ナガラ國民大多數ノ要望ガ、斯ノ如キモ

ノヲ必要トスル云フコトニアルノデアル
ト致シマシタナラバ、其時ニ於キマシテハ、
更ニ慎重ニ考慮シタイト考へテ居リマス、
ソレダケラ御答イタシテ置キマス

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ採決ヲ致
ス

〔子爵岡部長景君〕議事進行ニ付テ申シ
タイト呼フ

○議長(公爵近衛文麿君) 宜シウゴザイマ
ス

○子爵岡部長景君 先程總理大臣ヨリ政府
トシテハ此制度ヲ變ヘル考へハナイト云フ
御答ガゴザイマシタケレドモ、是ハ前カラ
所デアリマシテ、我々其政府ノ從來ノ御

シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマ
ス

〔起立者多數〕

○議長(公爵近衛文麿君) 過半數ト認メマ
ス

〔伯爵兒玉秀雄君登壇ニ登ル〕

○伯爵兒玉秀雄君 貴族院議長公爵近衛文麿殿

ス

○伯爵兒玉秀雄君 只今議題ニナリマシタ
組合法中改正法律案、貿易調節及通商擁護

ニ關スル法律案、日本銀行金買入法案、右
三案ヲ順次上程セラレ委員長ノ報告ヲ煩ハ
シ審議ヲ進メラレムコトノ動議ヲ提出致シ
マス

○子爵池田政時君 此際日程ヲ追加シ輸出
組合法中改正法律案、貿易調節及通商擁護

ニ關スル法律案、日本銀行金買入法案、右
三案ヲ順次上程セラレ委員長ノ報告ヲ煩ハ
シ審議ヲ進メラレムコトノ動議ヲ提出致シ
マス

○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ動議
ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 先づ輸出組合法
中改正法律案、貿易調節及通商擁護ニ關ス
ル法律案此二案ヲ議題ニ供シマス 委員長
兒玉伯爵

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 輸出組合法中改
正法律案、貿易調節及通商擁護ニ關スル
法律案此二案ヲ議題ニ供シマス 委員長
兒玉伯爵

報告候也

昭和九年三月二十四日

委員長 伯爵兒玉秀雄

〔伯爵兒玉秀雄君登壇ニ登ル〕

○伯爵兒玉秀雄君 只今議題ニナリマシタ
組合法中改正法律案、貿易調節及通商擁護

ニ結果ヲ御報告申上ゲマス

〔副議長伯爵兒玉秀雄君議長席ニ著ク〕

本法ハ輸出業者ノ團結ヲ圖リマシテ、其協
力ト統制トニ依リマシテ、我ガ輸出貿易ノ
健全ナル發達ヲ期セムトスル自治的ノ機關
デアリマス、然ルニ近時世界各國ハ兎角我
商品ニ對シマシテ不當ナル重壓ヲ加フルノ
状況デアリマス、然ルニ之ニ對應イタシマ
スノニハ、現今ノ輸出組合法デハ餘リ統制
力ヲ缺イテ居リマス、ソレガ故ニ今回其規
定ヲ改正イタシマシテ組合ノ範圍ヲ擴張
シ、及組合員外ノ者ニ對シマシテモ、組合員
ノ商品ニ對シマシテ不當ナル重壓ヲ加フルノ途ヲ開イテ
同様ノ取締又ハ制限ヲ加フルノ途ヲ開イテ
不需要ナル競争廉賣ノ弊ヲ除キ、殊ニ輸出
價格竝ニ輸出數量ニ對スル統制ヲ強化スル
爲ニ本案ヲ提出セラレタノデアリマス、委
員會ニ於キマシテハ、日本ノ商品が海外ニ於テ壓
迫ヲ蒙リツ、アル所ノ理由竝ニ其實情ニ關
シマスル質問ニ對シマシテハ、政府ハ日本
ノ商品ガ不正競争又ハ「ダンピング」ヲ行
テ居ル事實ハ斷ジテナイ、併ナガラ日本商
品が海外市場ニ於キマシテ、種々物議ノ種
トナッテ居ルコトハ、我ガ貿易ノ全體カラ見

是ガ價格數量ノ統制ヲ必要トスル所以デアルカル、
ルト説明シテ居リマス、第一條ニ追加規定
セラレマシタル、特別ノ事情ニ依リ設立ス
ル輸出組合トハ如何ナルモノデアルカト云
フ質問ニ對シマシテハ、類似ノ商品ノ取扱
者竝ニ密接ナル關係商品ヲ業トスルモノデ
アツテ、其モノヲ同一組合ニ入レテ、輸出組
合ヲ組織セシメル積リデアルト云フ答辯デ
ゴザイマス、次ニ日本ニ在留シテ居ル所ノ
外國ノ商人又ハ露國ノ商務官等デアツテ、輸
出ヲ營ムモノニ對スル取締方ニ對シテハ政
府ハ内外人ノ區別ナク、本法ニ依ッテ必要ナ
ル取締制限ヲ加フル旨ヲ言明シテ居リマ
ス、次ニ貿易ニ關スル機關ガ現在ニ於キマ
シテハ外務省商工省農林省等ニ分レテ居リ
マスル爲ニ、徹底シタル根本策ノ樹立ヲ缺
クコトガ少クナイ、將來是等ノ行政機構ヲ
改善スルノ考ハナイカト云フ質問ニ對シ
マシテ、政府ハ共同ノ協議ノ出來ル機關ガ
必要デハナカラウカトノ意図ヲ申シテ居リ
マス、又濫賣取締ノ結果ハ往々ニシテ、却
テ輸出業者ガ不當ナル利得ヲ壟斷スルノ憂
ナキヤト云フ質問ニ對シマシテハ、政府ハ
是等ノ利益偏在ノ弊ヲ防イデ、生産者ニ對
シテモ公平ナル利益分配ヲ圖ルコトヲ努メ
ル旨説明シテ居リマス、次ニ今回改正ノ骨
子トモ申スペキ第七條及第九條ノ規定ハ之
ヲ實業家カラ見レバ非常ナル脅威ヲ感ズル
トノ質問ニ對シマシテ政府ハ第九條ニ於テ

特ニ必要ト認ムル時ハト規定シテ居ル、特別立法ノ趣旨ヲ明白ニシタ積リデアルガ、其發動ノ場合ニ於キマシテハ、十分慎重ニ注意ヲ加ヘテ役人ガ疎漏ナル調査ヲヤルトカ、或ハ會社ノ中ノ或一部ノモノノ言ニ動カサレテ濫リニ發動スルコトハ決シテシナイヤウニ、已ムヲ得ザル場合ニ於テ之ヲ發動スルコトニ致シタイト考ヘテ居ルト云、フコトデアリマス、是ガ本法ニ特別必要ヲ認ムル規定シタル法ノ精神デアルト明確ニ答辯ヲ致シテ居リマス、又第七條ノ輸出ノ數量又ハ價格ノ變更ヲ命ジマス場合ニ於キマシテ、特殊ノ機關ニ諮詢スルノ必要ハナシカトノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ誠ニ御尤ナ意見デアルト全然同感ノ意ヲ表サレテ居リマス、尙ホ貿易事項ノ全般ニ亘リマシテ、常設ノ協議的機關ヲ設ケテ、統制聯絡ノ便ヲ圖ルノ必要ヲ認メル旨モ重ネテ聲明シテ居リマス、其他委員會ニ於キマシテハ輸出組合ニ關スル金融ノ問題、重要物產組合及ビ工業組合トノ關係等ニ付テノ質疑應答ガ重ネラレマシタ、質疑ガ終リマシテ討論ニ入りマシタ際ニ、一委員ヨリハ、我國從來ノ貿易發達ノ經過ヲ見ルノニ、輸出貿易ガ漸々好調ヲ呈スルト思ヘバ、直ニ粗製濫造、濫賣ノ弊ニ陥ツテ、世界ノ市場ニ於ケル信用ヲ失墜スル例ガ少クナイ、而シテ是ガ矯正スルガ爲ニ、輸出組合法ヲ今回改正シナクテハナラナクナッ

タコトヘ已ムヲ得ナイ所デアル、併ナガラ
政府ニ於テモ、貿易ノ振興ニ關シテハ一層
ノ力ヲ注イデ、今日ノ如ク貿易ニ關スル取
扱機關ガ各所ニ分立シテ、之ガ爲ニ貿易ニ
關スル國策ノ確立セザルヲ頗ル遺憾トスル
次第デアル、政府ハ此點ニ十分ナル勇氣ト
決心トヲ以テ、是方統制改善ヲ加ヘラレム
コトヲ希望スル旨申述べラレマシタ、又一
委員ハ貿易商品ノ検査機關ノ統一ヲ希望
シ、又輸出組合員ト、組合外ニシテ貿易ニ
從事スルモノニ對スル取扱ヲ平等ニセラレ
タトイ云フ希望ヲ述べラレマシタ、斯ウシ
テ討論ヲ終結イタシマシテ、採決ニ入リマ
シタ、採決ニ際シマシテハ、全員一致原案
ヲ可決スベキモノナリト決定イタシタノデ
アリマス、輸出組合法ニ關スル委員會ノ經
過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本法ハ
調節及通商擁護ニ關スル法律案ノ委員會ノ
経過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本法ハ
最近我國ノ商品ニ對スル、輸入防遏の措
置ガ益々深刻ラ加ヘツツアル現狀ニ鑑ミマ
シテ、之ニ對應シテ我國ノ貿易ヲ調節シテ、
國際收支ノ均衡ヲ圖リ、又ハ通商ヲ擁護ス
ルガ爲ニ、委任立法ノ方法ニ依リマシテ、一
定ノ限度ニ於テ關稅ノ制定、竝ニ輸出入ノ禁
止制限ノ權限ヲ三年間ラ限リ、政府ニ與ヘム
トスル法案デアリマス、所謂時局ニ對應ス
ル經濟上ノ非常時立法トデモ稱スベキモノ
マス、政府ハ之ニ同意ヲ表シテ居ル次第デ

アリマス、委員會ニ於キマスル質問ノ主ナ
ルモノヲ申上ダマスレバ、本法ノ適用ノ範
圍ヲ如何ガニスルノデアルカト云フ質問ニ
對シマシテ、本法制定ノ目的ハ、全ク外國
ノ不法手段ニ對抗スル自衛的ノモノデアツ
テ、積極的に關稅戰爭ヲ誘發スルガ如キ態
度ハ全然之ヲ避ケル所ノ方針デアル、從テ
事態ノ生ジタル場合ニハ、先づ爲替管理法
ノ條項ヲ適用シ、萬一已ムヲ得ザル場合ニ
限ツテ、本法ノ發動ヲ見ル次第デアル、從テ
國內產業保護ヲ主タル目的トシテ制定セラ
レタルモノデハナイガ、貿易ガ甚シク逆調
ヲ繼續シ、普通ノ手段ニ依ツテハ之ヲ調節
スルノ途ノ無イ時ニ至ツテ、初メテ輸入ヲ
均整シ、國際貸借ヲ調整スルノガ最終ノ目
的デアルト說明サレテ居リマス、次ニ通商
條約ト本邦トノ關係ニ付キマシテハ、目下
本邦トノ間ニ公安等特別ノ理由ニ依ル場合
ノ外輸出入ノ禁止制限ヲ爲サザルベキ旨ノ
原則トシテ、本法ノ適用ハ差控ヘベキモノ
ト考ヘテ居ルトノ答辯デアリマス、輸入稅
率ノ最高ヲ十割ト制限シテ居ルガ、對外政
策上、寧ロ是ハ撤廢シテハ如何カトノ質問
ニ對シマシテ政府ハ、關稅定率法等ノ先例
立法トシテ著シク範圍廣汎ニ失セザル等ノ
問題ニ關係イタシマシテ、本法ト憲法トノ
ヘルトノ答辯デアリマス、次ニ本法ハ委任
關係ニ付テノ質疑ガ重ネラレマシタ、併シ

本件へ既ニ本議場ニ對テ論議セラレタル所ノモノニアリマスルカラ、茲ニ之ヲ省略スルコトト致シマス、次ニ在留外國人ニ對スル適用ニ對シテハ、輸出組合ノ場合ト同様ニ内外人ノ差別ナク、之ヲ適用スル趣旨ナル旨ヲ説明シテ居リマス、本法ニ關スル實行命令ヲ審査スベキ關稅調查委員會ノ組織、權限エ付キマシテ、特ニ慎重ナル審議ガ繰返サレマシタ、法律ニ代ルベキ命令事項ヲ議決スベキ審議機關トシテハ、現行ノ關稅調查委員會ハ其組織、權限ニ關シテ遺憾ノ點ガ少クナイ、之ヲ改善スルノ必要ヲ認メザルヤトノ質問ニ對シマシテ、政府ハ從來ノ委員會ノ弊害ヲ一掃シテ、經驗アル人材ヲ選ンデ、眞劍ニ研究ヲ重ヌル機關ヲ希望スルト同時ニ、只今各委員ヨリ述ベラタル所ノ種々ノ御意見ヲモ能ク承知イタシマシタカラ、之ガ改善ニ付テハ篤ト考究イタシマセウト、明言シテ居リマス、其他本法ノ實施ニ關スル外交工作ノ活動ニ關スル希望、本法ノ事後承諾ニ關スル規定ヲ設ケザリシ理由、議會開會中ニモ拘ラズ、法律ニ依ラズシテ勅令ニ譲リタル理由、竝ニ加奈陀貿易ニ對スル措置等ニ關スル質疑應答方重ネラレマシタ、最後ニ輸出組合法ト、貿易調節及通商擁護ニ關スル法律トノ關係ニ付キマシガ、前者ハ主トシテ自治的ニ我ガ輸出貿易ノ健全ナル發達ヲ助長シテ、同業者間ノ

ノアツア、後者ハ外國ノ措置ニ對應シテ、貿易ノ調節ト通商ノ擁護ヲセンガ爲ニ、已ムヲ得ザル場合ニ取ルベヤ臨時的ノ方策ヲ規定シタモノデアル、從テ其目的ハ相聯關係ケレドモ、其執ルベキ所ノ手段ハ全然異ニシタ次第ト說明サレテ居リマス、質問ヲ終了イタシマシテ討議ニ入リマシタ、一員ヨリ反對論ト致シマシテ、此種ノ立法ノ必要ハ之ヘ認ヌルケレドモ、憲法上委任命令ニ規定スペキ事項ハ成ルベク之ヲ極限スペキニモ拘リマセズ、本法ハ税率ノ變更等ニ關シテ頗ル廣汎ナル權限ヲ附與シテ居ル、是ガ論據ニ關シテ政府ニ質問スルケレドモ遂ニ其疑惑ヲ解クニ至ラナイ、而シテ自己ノ所信ヲ以テスルナラバ、本法ハ憲法違反ノ疑ナキヲ得ナイノデアル、斯ウ云フ理由ヲ以テ本案ニ反對スルト述ベラレテ居リマス、贊成論ト致シマシテハ、反對論者ノ委任命令ニ關スル理論竝ニ法律尊重ノ必要ナルコトハ、共鳴スベキ所ノ點ガ少クハナイケレドモ、今日ノ通商貿易ノ現狀ニ鑑ミテ、實務上ノ問題トシテ必要已ムヲ得ザルモノト認メテ之ニ贊意ヲ表スルノデアリマス、併ナガラ本法案ハ憲法上重要ナル意義ヲ有スル問題デアルノミナラズ、本法ニ規定シテ居ル所ノ、關稅調查委員會ノ議決機關トシテ恰モ議會ニ代ルベキ權限ヲ有スモノデアルシ、而シテ其組織上ニ付テヘ、

委員會ノ組織ヲ完備シ其機能ヲ全カラシ
メンコトヲ至ム

是デ兩案ニ關シマスル委員會ノ報告ヲ終リ
マス

○副議長（伯爵松平頼壽君） 御質疑ガナケ
レバ兩案ヲ一括シテ採決ニ致シマス、本案
ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマ
セヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長（伯爵松平頼壽君） 御異議ナイト
認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第二讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵池田敬時君 賛成

○副議長（伯爵松平頼壽君） 西大路子爵ノ
動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長（伯爵松平頼壽君） 御異議ナイト
看做シマス

○副議長（伯爵松平頼壽君） 本案ノ第一讀
會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問
題ニ供シマス、全部、委員長ノ報告通りデ
御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長（伯爵松平頼壽君） 御異議ナイト
認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ兩案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵池田政時君 賛成

○副議長（伯爵松平頼壽君） 西大路子爵ノ

動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
會ヲ開キマス、本案全部、二讀會ノ決議通
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀

會ヲ開キマス、本案全部、二讀會ノ決議通
リテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 日本銀行金買
入法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ
續、委員長ノ報告、松岡委員長、御登壇ヲ
願ヒマス

日本銀行金買入法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和九年三月二十四日

委員長 男爵松岡 均平

貴族院議長公爵近衛文麿殿

〔男爵松岡均平君演壇ニ登ル〕

○男爵松岡均平君 本法案ノ要旨ハ金ノ國
内保有及ビ生産獎勵ノ爲ニ日本銀行ヲシテ
金ヲ買入レシムルノデアリマス、其買入價
格ガ一匁ニ付キ金五圓ヲ超過スル分ハ之ヲ
補填スルノ必要ガアリマスノデ、政府ハ同
行ニ對シテ一億圓ヲ限度トシテ借入金證書

ヲ交付セムトスルモノニアリマス、質疑ノ
中主ナルモノヲ申上ゲマスト、先づ金ノ買
入價格ハ如何ナル程度ニ之ヲ決定スル考デ
アルカ、又其決定ヲスル爲ニ特ニ委員會ヲ
設クルノ意思ナキヤト云フ質問ガアリマシ

テ之ニ對シテ政府ハ買入價格決定ノ方法ト
シテハ世界的ノ「マーケット・プライス」ニ依
ル方法、ソレカラ國內產金ノ生產費ニ一定
ノ利潤ヲ加ヘタル所ノ價格ニ依ル方法、或
ハ將來改訂セラル所ノ平價ヲ目標トシテ
決メル方法等ハ考ヘラレルノデアルケレド
モ、併シ政府ニ產金ヲ國內ニ保有スルト云
フ目相ヲ達成スル上、又將來ノ財政上ノ負
擔ヲ成ルベク輕減スルト云フ意味カラシテ
諸々ノ事情ヲ考察シテ、世界的ノ時價ヲ見
テソレニ最モ適正ナル價格ヲ決定スル考デ
アル、併シ是ガ故ニ特ニ委員會ヲ設クルノ
必要ハ認メナイト云フ旨ノ答辯ガゴザイマ
シタ、又買入價格ノ決定ニ依テ爲替相場ノ
調節ヲ行フ考ガアルカト云フ質問ガゴザイ
マシタ、政府ニハ斯カル意思ガナイト云フ
旨ノ答辯ガゴザイマンタ、次ニ此第四條デ
ゴザイマスルガ、政府ハ債券ノ限度一億圓
ハ寧ロ少キニ失スルノデハナイカト云フ質
問ニ對シテ、政府ニ於テハ先づ差當リ此程
度ヲ以テ十分トスルト云フ答辯デゴザイマ
ス、最後ニ此法案ト平價切下問題トノ關係
ヘドウデアルカ、言ヒ換ヘレバ平價切下ヲ
行フ前提デハナイカト云フヤウナ意味ノ質
問ガゴザイマシテ、之ニ對シテ政府ハ平價
切下ト云フコトハ將來ニ於テ避クベカラザ
切下ト云フコトハ將來ニ於テ避クベカラザ

ルコトデアル、併シ之ヲ行フノハ内外ノ經
濟ノ實情ヲ能ク考慮シテ、サウシテ之ヲ決
定スペキモノニアッテ、今日何日頃之ヲヤ
ルトカ、近キ將來ニ之ヲヤルト云フ如キ見
通シガ今日ニ於テヘ付イテ居ルノデハナイ、
言ヒ換ヘレバ此法案ハ平價切下ノ準備行
爲トシテ直ニ今之ヲ其目的トシテ立案サレ
タモノデハナイト云フ趣旨ノ御答辯ガゴザ
イマシタ、尙ホ之ニ付キマシテ我國ニ於キ
ニ行フ考デアルカト云フ質問ガゴザイマシ
テ、之ニ對シテ政府ハサウデアル、同時ニ
行フノデアルト云フ御答辯ガゴザイマシ
タ、以上方質疑應答ノ主ナルモノニアリマ
シテ、討論ニ入リマシテ何等ノ反對ガナ
ク原案通り滿場一致之ヲ可決スペキモノナ
リトノ決定ヲ見タノデゴザイマス

ノト看做シマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○子爵池田政時君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ
動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ
動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會
ヲ開キマス、本案全部、二讀會ノ決議通
リテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 書記官ヲシテ
報告ヲ致サセマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本日議員ヨリ左ノ
議案ヲ提出セリ

農業者ノ窮状緩和ニ關スル決議案(候爵
西郷從徳君外八名發議)

○子爵池田政時君 此際日程ヲ追加シ、只今報告セラレマシタ農業者ノ窮状緩和ニ關スル決議案ヲ上程シ、其審議ヲ進メラレムコトノ動議ヲ提出イタシマス

○子爵西大路吉光君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 池田子爵ノ動議、即チ決議案上程ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 過半數ト認メマス、動議成立イタシマシタ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 農業者ノ窮状緩和ニ關スル決議案ヲ議題ト致シマス、書記官ヲシテ決議案ヲ朗讀イタサセマス、實ハ書面ヲ御廻シ致シマスノデアリマスルガ、時間ガナイ爲ニ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 農業者ノ窮状緩和ニ關スル決議案ヲ上程シ、其審議ヲ進メラレムコトノ動議ヲ提出イタシマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 農業者ノ窮状緩和ニ關スル決議案ヲ上程シ、其審議ヲ進メラレムコトノ動議ヲ提出イタシマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 農業者ノ窮状緩和ニ關スル決議案ヲ上程シ、其審議ヲ進メラレムコトノ動議ヲ提出イタシマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 渡邊子爵ノ登壇ヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 渡邊子爵ノ登壇ヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 渡邊子爵ノ登壇ヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 渡邊子爵ノ登壇ヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 渡邊子爵ノ登壇ヲ望ミマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 渡邊子爵ノ登壇ヲ望ミマス

侯爵中御門經恭 侯爵佐佐木行忠
侯爵松平 康昌 伯爵黒木 三次
侯爵橋本 實斐 子爵鍋島 直繩
侯爵鍋島 直明 男爵四條 隆英
侯爵赤松 範一 川崎 卓吉

男爵黒田 長和 男爵小畑大太郎
男爵中村 謙一 男爵深尾隆太郎
森 平兵衛 稲畑勝太郎
田村 新吉 江口 定條

金杉英五郎 林 平四郎
西本健次郎 佐々木八十八

長野 忠次 田中徳兵衛
大澤徳太郎 山本 米三

貴族院議長公爵近衛文麿殿

三木與吉郎

江口 定條

佐々木八十八

稻畑勝太郎

稻畑勝太郎

稻畑勝太郎

稻畑勝太郎

稻畑勝太郎

稻畑勝太郎

項ハ第一號ヨリ第十三號マ列舉セラレテアリマスルモノノ外ニ、農業者ニアリテハ債務者及ビ其家族ノ生活ノ爲ニ必要デアツ

テ、而シテ其生産ニ係ル食糧ハ之ヲ次ノ收穫マデ差押ヘルコトガ出來ナイヤウニ改メ

タイト云フノガ、此改正案ノ趣旨デアルノデアリマス、特別委員會ニ於キマシテハ我

國農民ノ現状ニ鑑ミ、其立場ニ深キ同情ヲ以チマシテ、何等カ立法上ノ手段ニ依ッテ

ズルノ必要ヲ委員悉ク痛感イタシテ居ルノ其生活ヲ安定ニ導ク爲ニ適當ナル手段ヲ講

ズルノ必要ヲ委員悉ク痛感イタシテ居ルノニ於キマシテハ強制執行法ノ改正案其モノヲ其儘成

立イタサシムルノニハ幾多ノ困難ニ遭遇イタシタノデアリマス、其第一ハ目下司法省

ニ於キマシテハ強制執行法ノ改正案其モノヲ其儘成

立イタサシムルノニハ幾多ノ困難ニ遭遇イタシタノデアリマス、其第一ハ目下司法省

ニ於キマシテハ強制執行法ノ改正案其モノヲ其儘成

立イタサシムルノニハ幾多ノ困難ニ遭遇イタシタノデアリマス、其第一ハ目下司法省

ニ於キマシテハ強制執行法ノ改正案其モノヲ其儘成

立イタサシムルノニハ幾多ノ困難ニ遭遇イタシタノデアリマス、其第一ハ目下司法省

ニ於キマシテハ強制執行法ノ改正案其モノヲ其儘成

ラナイノデアリマス、第四ニハ此改正案ノ用語ガ極メテ不明瞭デアリマス爲ニ、此法律ガ成立イタシマシテモ、其適用ニ當ツテ困難ナ感じハスマイカト云フ點ヘ委員一同ノ甚ダ遺憾ト致シテ居ル次第アリマス、以

上今日マデ審議ガ結了イタシマセヌ其原因ノ主ナルモノヲ述ベタノデアリマスガ、序

ナガラ申シ添ヘテ置キタイト存ジマスノハ

政府ノ態度デアリマス、政府モ此法案ノ目的トスル所、即チ農民ノ生活ノ窮状ヲ緩和スル點ニ付テハ全ク同感デアルト云フコトヲ言明イタシテ居ルノデアリマスガ、此法

律案ハ其内容ガ極メテ重大デアリマスカラ、慎重ニ考慮スルコトガ必要デアルト云フコトモ主張イタシテ居ルノデアリマスガ、此法

會ハ當初三月十四日ニ二案ガ付託セラレタ

人デアリマス、三月十七日ニ三案ガ追加セ

ラレ、二十一日至シテ又二案ガ追加セラレ、

只今マデ既ニ十案ガ付託セラレテ居ルノデ

アリマス、而シテ目下ノ状況ヨリ察シマス

ト、或ヘ尙ホ又他ノ案モ追加サレハセヌカ

ト云フコトヲ恐レルノデアリマス、是等ノ

諸案ノ説明又ハ政府ノ意見ヲ聽クダケデモ

相當ノ時間ヲ必要ト致スノデアリマス、我

我發議者ハ會期切迫ノ折柄、此重大法案ノ

審議ヲ熱心ニ續ケテハ居リマスガ、此法案

ノ期待スル目的ニ共鳴イタシテ居リマス餘

リ時機ヲ失セムコトヲ恐レマシテ、民事訴

訟法ノ改正法律案ノ特別委員一同ガ發議者

トナリ、多數ノ方ミノ御贊同ヲ得マシテ此

決議案ヲ提出イタシタ次第デアリマス、政

府ハ何卒此決議案ノ精神ノアル所ヲ篤ト御

考察ニナリマシテ、目下農民ノ窮状ニ同情

セラレ、事急ヲ要スルノデアリマスカラ、

必ズ次ノ議會ニ適當ナル法律案ヲ御提出アラ

ムコトヲ御願イタス次第デアリマス

(國務大臣子爵齋藤實君演壇ニ登ル)

○國務大臣(子爵齋藤實君) 只今ノ決議案

ニ對シマシテ政府ヲ代表シテ一言申上ゲマ

ス、政府ハ本決議案ノ趣旨ニ鑑ミ、次ノ議

會ニ生活安定ニ關シ適當ナル法律案ヲ提案

スルヤウ致シタイト考ヘて居リマス

(伯爵柳澤保惠君發言ノ許可ヲ求ム)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 柳澤伯爵ハ御

質問デゴザイマスカ

○伯爵柳澤保惠君 左様デゴザイマス、宜

シウゴザイマスカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 宜シウゴザイ

マス

○伯爵柳澤保惠君 只今ノ決議案ニ對シマ

シテ總理大臣ノ御誠意ノアル所ハ拜承イタ

シマシタ、併シ先程モ渡邊子爵ノ申サレル

如クニ疲弊困憊セル農業者ト同列ニアルヤ

ウナ都市ノ小商工業者並ニ下級ノ給料生活

者ニ對シテモ之ニ準ジマシテ、何等カノ方

策ヲ御講ジニナルノデアリマスカ、ソレト

モ先ヅ農民ノ方ダケ先キニヤッテ、アトハ暫

ク後ニスルト云フ思召デアリマスカ、其邊

ヲ伺ヒタク存ジマス

(國務大臣子爵齋藤實君演壇ニ登ル)

○國務大臣(子爵齋藤實君) 御答ヲ致シマ

スガ、農民ニ限ラズ、同様ナル窮状ニアル

モノニ對シテハ、其コトニ同ジヤウニ取扱

ヒタイ精神ヲ持ツテ居リマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ採決ヲ

致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒ

マス

(起立者多數)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 過半數ト認メ

マス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第十六、

刑事訴訟法中改正法律案、日程第十七、民

事訴訟法中改正法律案、衆議院提出、第一

讀會、兩案ヲ一括シテ議題トスルコトニ御

異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト

認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 刑事訴訟法中改正法律案削除

右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

衆議院議長秋田清

第三十九條 削除

第三十條中「前條ノ場合ヲ除クノ外」ヲ削

ル

第三十五條第三項但書ヲ削ル

第一百三條 勾留ノ期間ハ二月トス已ム

コトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ其

ノ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ一月以内

ノ期間ヲ定メテ之ヲ更新スルコトヲ得

リ

第三百五十九條 削除

右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

民事訴訟法中改正法律案

五百三十三條第三項中「、第百五十五條」ヲ

削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

左ノ場合ニ於テハ供託物ヲ返還ス可シ

一 損保ヲ供シタル者カ擔保ノ事由止ミ

タルコトヲ證明シタルトキ

二 損保ヲ供シタル者カ擔保取消ニ付擔

保權利者ノ同意ヲ得タルトキ

三 損保ヲ供シタル者ニ勝訴ノ判決確定

シタルトキ

四 訴訟ノ完結後擔保ヲ供シタル者カ擔

保權利者ニ對シ其權利行使ヲ爲スヘキ

旨ノ催告ヲ爲シ擔保權利者カ其行使ヲ

爲シタルコトヲ一週間以内ニ裁判所ニ

疏明セサルトキ

第三百五十九條 削除

右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

民事訴訟法中改正法律案

五百三十三條第三項中「、第百五十五條」ヲ

削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第三百五十九條 削除

右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

護國共同組合法案

五百三十三條第三項中「、第百五十五條」ヲ

削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第三百五十九條 削除

右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

護國共同組合法案

五百三十三條第三項中「、第百五十五條」ヲ

削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第三百五十九條 削除

右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

護國共同組合法案

五百三十三條第三項中「、第百五十五條」ヲ

削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第三百五十九條 削除

右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

組合長ハ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之
ヲ選舉ス副組合長、會計、理事及班長
ハ組合長ノ推薦ニ依リ組合會之ヲ定ム
役員ノ任期ハ四年トス
組合長選舉ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第二十四條 組合ノ役員ハ名譽職トス

第二十五條 組合長ハ組合員ハ名譽職トス
ヲ總理ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長故障
アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

組合長副組合長共ニ故障アルトキハ理事
中ヨリ其ノ職務ヲ代理スヘキ者ヲ定ム

會計ハ組合長ノ命ヲ承ケ金錢出納ノ事
務ヲ掌理ス

理事及班長ハ組合定款ノ定ムル所ニ依
リ事務ヲ分掌ス

第二十六條 組合會ノ議決ヲ經ヘキ事項
ニシテ臨時急施ヲ要シ組合會ヲ招集ス
ルノ暇ナシト認ムルモノハ組合長之ヲ
專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ組合
會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第五節 護國共同金

第二十七條 護國共同金ノ各組合負擔額
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ護國共同組合
中央會ニ於テ各別ニ之ヲ決定ス

第二十八條 組合ハ組合員又ハ組合員ノ
官報號外 昭和九年三月二十五日 貴族院議事速記録第三十二號 護國共同組合法案外一件 第一讀會

家族ニシテ徵收セラレ又ハ召集セラレ
タル陸海軍兵（下士ニ任官シタル者モ
含ム）アルトキハ其ノ服務期間中家族
ニ對シ護國共同金ヲ給與ス
護國共同金給與ノ種類及其ノ金額ハ護
國共同組合中央會ニ於テ之ヲ定ム

第二十九條 組合ハ第二十七條ノ規定ニ
依ル護國共同組合中央會ノ決定セル金
額ヲ以テ護國共同金ノ給與ヲ爲シ尙餘
剩アルトキハ其ノ餘額ハ之ヲ護國共
同組合中央會ニ納付スヘシ若此ノ金額
ニ依リ不足ヲ生シタルトキハ其ノ不足
額ハ護國共同組合中央會ニ於テ之ヲ補
給ス

第三十條 護國共同金ノ給與トシテ支給
ヲ受ケタルモノヲ標準トシテ租稅其ノ
他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス
護國共同金ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押
フルコトヲ得ス

第六節 經理

第三十一條 組合ハ組合員ニ對シ護國共
同金分擔額及組合經費ヲ分賦シ過怠金
ヲ徵收スルコトヲ得

組合ハ組合會ノ決議ニ依リ前項ノ賦課
ノ徵收ノ方法ニ依ラスシテ組合員ノ寄附
ニ依ルコトヲ得

組合員中已ムコトヲ得サル事情アリト
認ムル者ニ對シテハ第一項ノ賦課ヲ免

除スルコトヲ得

第三十二條 組合ハ護國共同金ノ給付ヲ
爲スヘキ組合員ニ對シ組合會ノ決議又
ハ組合定款ノ定ムル所ニ依リ家業又ハ
生活上ノ援助ヲ與フルコトヲ得

前項ニ關シ必要アルトキハ組合會ノ決
議ニ依リ組合員ニ對シ夫役現品ノ賦課
ヲ爲スコトヲ得

夫役現品ノ賦課ニ付必要ナル事項ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 市町村長ハ護國共同組合長
ヨリ護國共同金分擔額、組合經費又ハ
過怠金ノ滯納處分ヲ請求セラレタルト
キハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス
市町村長カ前項ノ請求ヲ受ケタル日
リ三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セス又
ハ九十日以内ニ之ヲ結了セサルトキハ
組合長ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ處
分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村
制第百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ
準用ス

前二項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ
順位ハ市町村其他之ニ準スヘキモノ
ノ徵收金ニ次クモノトス

護國共同金分擔額、組合經費ノ分賦又
ハ過怠金ノ徵收ニ關シテハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ異議ノ申立、訴願及行政訴
訟ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 組合ノ會計年度ハ政府ノ會
計年度ニ依ル

第三十五條 組合長ハ毎會計年度ノ歲入
出豫算ヲ調製シ當該年度開始前ノ通常
組合會ノ決議ヲ經ヘシ

特定ノ目的ノ爲積立基金ヲ設クルコト
ヲ得

第三十六條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ
出豫算ヲ調製シ當該年度開始前ノ通常
組合會ノ決議ヲ經ヘシ

第三十七條 組合ノ財產管理ノ方法ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

第七節 解散、合併及分割

第三十八條 組合解散又ハ合併ヲ爲サム
トスルトキハ組合會ニ於テ議員定數三
分ノ二以上ノ同意ヲ得合併ノ場合ニ於
テハ組合定款ヲ議定シ事由ヲ具シ地方
長官ノ認可ヲ受クヘシ

組合分割ヲ爲サムトスルトキハ前項ノ
規定ニ準スル同意ノ外分割組合ノ組合
員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上
ノ同意ヲ得組合ノ權利義務ノ限度ヲ定
め且組合定款ヲ議定シ事由ヲ具シ地方
長官ノ認可ヲ受クヘシ

第九條乃至第十二條ノ規定ハ前二項ノ
場合ニ之ヲ準用ス

第三十九條 合併後存續スル組合又ハ合
併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リ
テ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス
分割ニ因リテ設立シタル組合ハ前條ノ

規定ニ依リテ定リタル限度ニ於テ從前

ノ組合ノ權利義務ヲ承繼ス
の範圍内ニ於テヘ仍存續スルモノト

第四十條 組合ハ解散ノ後ト雖清算ノ目
看做ス

第四十一條 組合解散シタルトキハ組合
長及副組合長ヲ以テ其ノ清算人トス但

シ定款ニ別段ノ規定アルトキ又ハ組合
會ニ於テ選任シタル者アルトキハ此ノ
限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキト
キハ地方長官清算人ヲ選任ス清算人闕
ケタルトキ亦同シ

第四十二條 清算人ハ組合ヲ代表シ清算
ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權

第四十三條 地方長官必要ト認ムルトキ
ハ清算方法及財產處分ニ付テヘ地方長官
ノ認可ヲ受クヘシ

第四十四條 第二章 護國共同組合中央會
トシ其ノ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
第四十五條 護國共同組合中央會ノ業務
左ノ如シ

一 護國共同金ノ各組合負擔額又ヘ護

國共同金ノ給與ノ種類及其ノ金額ノ
決定

二 護國共同組合ノ指導
三 其ノ他必要ナル事項

前項第一號ノ決定ニ必要ナル事項ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 護國共同組合中央會ニ理事
長、副理事長各一人理事、監事各三人
以上ヲ置ク

第四十七條 理事長ハ護國共同組合中央
會ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキ其ノ職
務ヲ代理シ理事長闕員ノトキ其ノ職務
ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ會則
ノ定ムル所ニ從ヒ業務ヲ掌理ス

監事ハ會則ノ定ムル所ニ從ヒ業務ヲ監
査ス

第四十八條 理事長、副理事長、理事及
監事ハ主務大臣之ヲ任命ス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ五年、
監事ノ任期ハ三年トス但シ其ノ任期滿
限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

第二章 護國共同組合中央會
第四十九條 護國共同組合中央會ニ審議
會員三十名以上ヲ置キ主務大臣之ヲ任
命ス但シ其ノ半數以上ハ會員中ヨリ之
ヲ任命スルコトヲ要ス

命ス但シ其ノ半數以上ハ會員中ヨリ之
ヲ任命スルコトヲ要ス

第五十條 審議會員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年
トス

第五十一條 審議會員ハ會則ノ定ムル所ニ
就キ理事長ノ諸問ニ應スルノ外左ニ掲
タル事項ヲ議決ス

一 第四十五條第一號ニ關スル事項
二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 事業ノ報告及決算報告ヲ認定スル
コト

四 借入金ヲ爲スコト

第五十二條 護國共同組合中央會ノ目的
ニ賛成シ護國共同金又ハ特別基金中ニ
寄附ヲ爲シ若ハ爲サムトスル者ヲ護國
共同組合中央會ノ會員トス

法人ト雖護國共同組合中央會ノ會員タ
ルコトヲ得

第五十三條 前二項ノ會員ノ種類及寄附ニ關スル事
項ハ會則ヲ以テ之ヲ定ム

リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ護國共同
金ノ一部ヲ負擔ス

第五十四條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依
附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
主務大臣ハ護國共同組合中央會ノ設立委
員ヲ任命シ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處
理セシム

設立委員へ會則ヲ定メ主務大臣ニ提出シ
護國共同組合中央會設立ノ認可ヲ受クヘ
シ

設立ニ關スル事務結了シタルトキハ設立
委員へ其ノ事務ヲ護國共同組合中央會理
事長ニ引渡スヘシ

蠶絲業組合法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵近衛文麿殿

蠶絲業組合法中左ノ通改正ス

第二十一条 養蠶實行組合ハ養蠶者七人
以上ニ非ザレバ之ヲ設立スルコトヲ得

第二十一条ノ二 養蠶實行組合ヲ設立セ
ントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ

其ノ地域内ノ養蠶者ノ三分ノ二以上ノ
同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ規約ヲ議定
ペシ

第三十六條第一項ノ規定ハ前項ノ創立
總會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十一条ノ三 養蠶實行組合ノ規約ニ
ハ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

一 目的 二 名稱 三 地區

四 事務所ノ所在地

五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

六 事業及其ノ執行ニ關スル規定

七 役員ニ關スル規定

八 組合費其ノ他會計及資產ニ關スル
規定

九 損失分擔ニ關スル規定

十 組合ガ公告ヲ爲ス方法

十一 在立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メ
タルトキハ其ノ時期又ハ事由

第二十一條ノ四 養蠶實行組合ハ設立ノ
認可ヲ受ケタル時成立ス

第二十一條ノ五 養蠶實行組合成立シタ
ルトキハ其ノ地區内ノ組合員タル資格
ヲ有スルモノハ總テ其ノ組合員トス

第二十一條ノ六 行政官廳必要アリト認
ムルトキハ區域ヲ指定シ養蠶者ニ對シ

シ役員ヲ選任シ行政官廳ノ認可ヲ受ク

又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 養蠶實行組合ハ其ノ規約ノ
變更及役員ノ選任又ハ解任ハ行政官廳

前項ノ規定ニ依ル設立ニ關シ必要ナル
事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條第一項ノ規定ハ前項ノ創立
總會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十一条ノ三 養蠶實行組合ノ規約ニ
ハ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

第二十三條 第二項第一號中「第二十一條
第二項」ヲ「第二十一條ノ三」ニ改メ第三
項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ノ期間ハ設立ノ認可書ノ到達シ
タル時ヨリ之ヲ起算ス

第二十五條ノ二 養蠶實行組合ハ命令ノ
定ムル所ニ依リ規約ヲ以テ總會ニ代ル
ベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第三項ノ期間ハ前項ノ總代會ニ之
ヲ準用ス但シ總代會ニ於テハ解散ノ決
議ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十五條ノ三 養蠶實行組合ノ決議ニ
依ル解散ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ
非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十五條ノ四 行政官廳ハ養蠶實行組
合ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ定
款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル
ノ虞アリト認ムルトキハ決議ヲ取消
シ役員ヲ解任シ組合ノ業務ヲ停止シ

又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條中「民法第三十八條第一項」ノ
上ニ「第九條第一項及第二項」ヲ加フ

○男爵坂本俊篤君 簡單ニ日程第十八號ノ
護國共同組合法案ニ對シテ質問ヲ致シタイ
ト考ヘマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 宜シウゴザイ
マス

○男爵坂本俊篤君 此護國共同組合法案ナ
ルモノハ、國防ノ學國國民ノ共同任務タル
ノ本義ニ鑑ミ、國民ノ互助共濟ノ趣旨ニ基
キ我皇軍ノ兵士ノ家庭生活ニ安定ヲ與ヘ、
後顧ノ憂ヲ除却シ其崇高ナル必任義務ヲ
果サシメムトスルモノデアリマシテ、我ガ
優秀ナル兵制ノ基礎ヲ彌ガ上ニモ鞏固ナラ

本法施行ノ日ヨリ一年内ニ命令ノ定ムル
所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルモノ
ニ限リ其ノ期間經過後ト雖モ仍本法ニ依
ル養蠶實行組合ト看做ス

第二項ノ期間内ニ前項ノ認可ヲ受ケザル
モノハ其ノ期間滿了ノ日ニ解散ス

日本勸業銀行法第十五條第三項及三十
二條第一項第三號、農工銀行法第七條ノ
五及第二十三條第三號竝北海道拓殖銀
行法第八條第四項中「產業組合」ノ下ニ
「養蠶實行組合」ヲ加フ

第二十五條ノ四 行政官廳ハ養蠶實行組
合ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ定
款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル
ノ虞アリト認ムルトキハ決議ヲ取消
シ役員ヲ解任シ組合ノ業務ヲ停止シ

又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條中「民法第三十八條第一項」ノ
上ニ「第九條第一項及第二項」ヲ加フ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 宜シウゴザイ
マス

○男爵坂本俊篤君 此護國共同組合法案ナ
ルモノハ、國防ノ學國國民ノ共同任務タル
ノ本義ニ鑑ミ、國民ノ互助共濟ノ趣旨ニ基
キ我皇軍ノ兵士ノ家庭生活ニ安定ヲ與ヘ、
後顧ノ憂ヲ除却シ其崇高ナル必任義務ヲ
果サシメムトスルモノデアリマシテ、我ガ
優秀ナル兵制ノ基礎ヲ彌ガ上ニモ鞏固ナラ

シメ、一層我ガ忠勇ナル兵士ノ士氣ヲ振作

スルニ最モ有效適切ナル法案ト考ヘルノデ

アリマス、之ニ對スル所ノ總理大臣ノ御所

見ヲ拜聽イタシタイト思ヒマス

〔國務大臣子爵齋藤實君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(子爵齋藤實君) 只今御述ベニ

ナリマシタル案ニ付キマシテハ慎重者究イ

タシマスル考デアリマス

○男爵坂本俊篤君 只今總理大臣ヨリ此法

案ニ對シテ慎重ナル考慮ヲ拂フベシトノ御

答ヲ得マシタカラ、何卒此法案ノ前途ニ對

シテハ深甚ノ御配慮ヲ御願イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ハ之ヲ地

方財政補整交付金法案外一件ノ特別委員ニ

付託イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一千、
度量衡法中改正法律案、衆議院提出、第一
讀會

度量衡法中改正法律案
右本院提出案及送付候也

昭和九年三月二十三日
衆議院議長 秋田 清
貴族院議長公爵近衛文麿殿
度量衡法中左ノ通改正ス

第一條 度量衡ハ尺貫法ヲ本位トシ特ニ

便宜アル場合ハメートル法ニ依ルコトヲ得

尺貫法ニ依ル度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ

基本トシ、メートル法ニ依ル度量ハ

メートル、衡ハキログラムヲ以テ基本

トス

第二條 尺ハメートルノ三十三分ノ十、

貫ハキログラムノ四分ノ十五トシ、

メートルハ融解シツツアル純粹ノ水ノ

氷ノ溫度ニ於ケル國際メートル原器ノ

示ス所ノ長、キログラムハ國際キログ

ラム原器ノ質量トス

メートルハメートル條約ニ依リ帝國ニ

交付セラレタルメートル原器ニ依リ、

キログラムハメートル條約ニ依リ帝國ニ

交付セラレタルキログラム原器ニ依

リ之ヲ現示ス

第三條ヲ第三條ノ二ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第三條 尺貫法ニ依ル度量衡ノ名稱命位

ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

毛 尺ノ一萬分ノ一

厘 尺ノ千分ノ一

分 尺ノ百分ノ一

寸 尺ノ十分ノ一

尺 文 十尺

間 六尺

町 三百六十尺

里 一萬二千九百六十尺

地 積

勾 步ノ百分ノ一

合 步ノ十分ノ一

步又ヘ坪 三十六平方尺

畝 三十步

段 三百步

町 三千步

量

升 升ノ百分ノ一

合 升ノ十分ノ一

斗 六萬四千八百一十七立方分

升 百升

石

衡

毛 貫ノ百萬分ノ一

厘 貫ノ十萬分ノ一

分 貫ノ一萬分ノ一

匁 貫ノ千分ノ一

忽 百六十匁

テ特殊ノ場合ニ用ウルモノノ名稱命位

ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二條ニ規定セサル度量衡ニシテ從來

慣用セルモノ又ハ特殊ノ場合ニ用ウル

モノノ名稱命位ニ關シテハ勅令ヲ以テ

之ヲ定ム

第五條第一項中「第一條」ヲ「第二條」

項」ニ、同條中「農商務大臣」ヲ「商工大臣」

ニ改ム

第十一條中「破毀シ」ヲ「領置シ」ニ改ム

大正十年法律第七十一號附則第二項ヲ削

リ第三項中「第三條第一項ノ規定又ハ同

條第二項」ヲ「第三條及第三條ノ二ノ規定

又ハ第三條ノ三」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀イタサセマス

(瀬古書記官朗讀)

度量衡法中改正法律案特別委員

公爵鷹司 信輔君 伯爵酒井 忠正君

子爵岡部 長景君 松浦鎮次郎君

男爵伊藤 一郎君 馬場 鐵一君

田村 新吉君 上松 泰造君

山上 岩二君

第三條ノ三 前二條ニ規定スル度量衡ニシ

ハ其ノ倍數若ヘ分數ニ依ル度量衡ニシ

○副議長(伯爵松平 賴壽君) 本日ノ議事ハ
是ニテ終リマシタ、明日ハ午前十時ヨリ開
會イタシマス、議事日程ハ決定次第本院彙
報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ
散會致シマス

午後五時十六分散會

